

第百四十回国
参議院大蔵委員会
會議録第十五号

平成九年五月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

志苦 裕君

補欠選任

清水 澄子君

出席者は左のとおり。

委員長

松浦 孝治君

理事

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

久保 亘君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

岡 利定君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

植崎 泰昌君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

清水 澄子君

千葉 景子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

國務大臣

大蔵大臣

三塚 博君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房金

融検査部長

大蔵大臣官房総

務審議官

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

常任委員会専門

員

参考人

日本銀行総裁

事務局側

日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

本日、志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 日本銀行法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金田勝年君 きょうから参議院での日銀法の改正法案、全面改正でございますが、について御審議させていただきますというところでございます。

今回の改正でもって日本銀行が、中央銀行が政

府からの独立性を確保する一方で、国民や国会に

対して直接の責任を負う、アカウンタビリティ

の問題でございますが、そういうふうな非常に重

要な仕組みがこのたび導入になる。そういうこと

で、まずは日銀の金融政策というもののについて

そうしてその後で、金融政策を考へるときに他の

政策との整合性、それから金融政策の目標という

ものをどういうふうにかえていったらいいのか。

それから、独立性と一対のものなんですけれど

も、透明性というものを、それで開かれた独立性と

いう考え方を、今回の改正が行われたわけでござ

いますので、その辺について、過去のバブル

期の金融政策については衆議院でもさまざまな議

論があったと思ひますけれども、そういうデー

タ、経緯を踏まえて、限られた時間ですがお尋ね

させていただきます、そして考え方をまとめてい

ただきたい、こういうふうにするわけでござ

います。どうぞよろしく願ひいたします。

まず、今回の日銀法の改正について、その背景

として私は二点ほど考えております。

現行の法律は戦時立法的色彩が強く、その中

でも大蔵大臣の広範な業務命令権、現行法で言う

と四十四条とか、解任権四十七条といったような

ものを初めとして、政府からの独立性が弱いとい

うことが問題視されたという背景が一つあるうか

と。これは過去にもいろいろな問題になったことが

あるわけでございます。法改正には至らずに今日

まで来ておったと。

そして二つ目には、金融のグローバルゼーシ

ョンということで、金融市場あるいは市場ルールと

いうものが緊密化してきたり共通化してきたり国

際化してきたという中で、やはり中央銀行の金融

政策のあり方というものが、かつての窓口指導と

か日銀貸し出しのような銀行向けの量的なコン

ロールからむしろ短期金融市場でのオペレーシ

ン、公開市場操作、そういったものを中心とする

形に変化してきておる。そういう状況があつて、

この中で金融政策を有効に行うためには、内外の

市場参加者に中央銀行のスタンス、あるいは施策

がどうやれば信認を得ることが出来るか、その信

認を得ることが不可欠である。その場合の信認の

ベースとなるものとして、中央銀行の政策決定の

独立性そして透明性という二つのものが必要だ

と、こういうふうな背景があつて今回の改正に

なつた、こういうふうには私は考えておるわけで

ございますが、このたびの法改正の意義づけにつ

きまして大蔵大臣に一言所見をお伺ひしたい、こ

ういうふうに思ひます。

○國務大臣(三塚博君) 金田委員御指摘のとおり

の方向性であります。その意義というところにな

りますと、まさに御指摘のとおり日銀の独立性、

政策決定の透明性、政府の関与というものを最

小限にいたしまして、自立の中で金融政策をと、こ

ういうことになります。物価の安定は金利政策に

よるといふ専門事項もこれありまして、今回の改

正によりまして政策委員会の強化、議決事項の拡

充、法定化、こういうことがございます。

その意義はということでありまして、既に外為

法の際に御論議、御審議をいただきましたように

、国際化時代に当たりまして、お金の特性から

いいますと魅力のある市場というものが投資家に

とりまして重要なポイントであり、預貯金者にと

りましてもまさにその一点に尽きる。同時に、安

定した金融システムの中でこれが行われる、こ

ういうことで、全体的に言ひますと金融システム

の安定、維持といふこの基本に立ちまして、外為法

先行でお通しをいただきましたが、中央銀行であ

る日本銀行がその使命の中で御努力をいただくと

いうことでございます。

世界は刻々進展をいたしておるわけでございま

して、そういう中で日本銀行がグローバルスタンダードのラインに位置づけをしていくということの中で日本銀行が国民や金融市場の信認を得るために、ただいま申し上げました独立性、透明性、そして開かれた独立性の実現が不可欠であり、日本銀行法案におきましては、日銀の金融政策の独立性、意思決定の透明性を高めるという法改正をお願い申し上げたわけでございます。

日本銀行改革の実現は、まさに金融システム改革と相まちなして我が国の金融そして資本市場に対する信頼を高めるものと期待いたしておるところでございます。

○金田勝年君　大臣が今おっしゃられた趣旨というものがあつて今回の法改正になつたんですけれども、その原点にはやはり一九八〇年代後半のバブルの発生と崩壊に係ります金融政策に対する批判というものもやはり認識しなければならぬんじゃないか、こういうふうにいるわけであります。

バブルの発生と崩壊というその過程については、新しく今度生まれる日銀が市場の信認を得るというためにも、過去の反省をやはりみずからの今後の教訓とするということが必要ではないかと。実際に、総裁経験者を初めとして、何人かの関係者が、当時の日本銀行の金融政策には反省すべき点があったということを書いておられます。

例えば、三重野前総裁でございますが、「日本経済と中央銀行」という本を書かれております。その中で、「バブルの背景と教訓」ということで、「当時の経済活動の過熱全般について、金融政策面からもう少し早くブレーキをかけることができたなら、経済活動の振幅はもう少し小さなものになっていた。この点、私どもは大きな反省材料としなければならぬ。」と反省を述べておりますし、加えてまた、これも本に書いてあるんですが、金融政策の運営はあくまで国内均衡、それもインフレなき持続的な成長の実現という中長期的な目的にわりあてられるべきであって、行き過ぎた兆候が見られれば遅滞なく必要なアクションを

講じるべきであるということを、述べておられます。

したがいまして、松下総裁、せっかくお見えでございましてから、今般の法改正の意義を考えるに当たつても、やはりその原点である過去の金融政策の上で非常に重要な事象であつた、現行法のもとであつたわけですけれども、バブル発生、崩壊の原因と責任について、総裁としてどのように受けとめておられるかをお伺いしたいと思います。

○参考人(松下康雄君) いわゆるパブルの発生につきましては、自由化、国際化などの経済環境の変化やまた首都圏への一極集中、あるいは土地取引に關します法制、税制などさまざまな要因が相互に複雑に影響し合つた中で発生をしてきたものでございますけれども、そこにはやはり、今日から振り返つてみますと、長期にわたる金融緩和にもその原因の一端がありましたことは否定できないと考えております。

バブル発生までの金融政策を振り返ってみます
 というと、当時、国内経済は一九八五年のプラザサ
 合意以降の急速な円高の進行に伴いまして、そのの
 デフレ効果が強く懸念をされるという状況でありま
 した。このため日銀は公定歩合を二・五％まで
 引き下げまして、その水準を八九年まで据え置い
 たわけであります。当時は景気回復が次第に強ま
 ります中で、物価の安定基調は維持されておりま
 したほか、国の経済政策面におきまして、大幅
 な経常黒字の是正やまた円高の回避が最優先の課
 題とされていた時期でございます。そういった中
 で、金融政策の運営におきまして、いわばざり
 ざりの選択を迫られたものと理解しております
 が、結果としてそれが、長期にわたる金融緩和の
 発生がバブルの一端となったということであらう
 と思います。

その後におきまして、景気が急に拡大をし、マ
 ネーサプライも高い伸びが続きましたので、八九
 年には私どもは金融引き締めに転じたところでご
 ざいます。九一年の半ばには既に引き締めの効果
 は確認をされましたので、同年中に三回の公定歩

合の引き下げを実施いたしました。その後も思い切った金融緩和措置を講じてまいりましたが、こういった金融緩和の推進にもかかわらず景気の低迷が長く厳しいものとなりましたのは、やはりバブル時代の経済の行き過ぎが極めて大きかったために、その調整がどうしても深くかつ長いものにならざるを得なかったという事情によるところが大きいの思っております。

このように、バブルの発生、崩壊が経済に大きな振幅をもたらした経験は金融政策のあり方につきましても重い反省をもたらすものであると受けとめておりまして、私どもとしては、当時の教訓をしっかりとかと念頭に置いて適切な金融政策運営を行ってまいるように努めてまいりたいと考えています。

○金田勝年君　今、丁寧な説明が総裁からありましたので、繰り返しにならないように申し上げようと思うんですが、公定歩合それからマネーサプライ、そして地価の上昇率、それからその後の姿ということとでちょっと見ていきますと、GDPなんかも見ていきますと、公定歩合でございますけれども、わかりやすく年号で言いますが、昭和六十二年の二月から二年以上、厳密には六十二年の二月から二・五％に、そして平成元年の五月までで続くわけであります。二・五％低く据え置いた。

そして、平成元年の五月に三・二五に引き上げるまで二年三カ月低く据え置いておったわけであります。その結果、六十二年の第二・四半期から平成二年の第四・四半期まで、おおむね四年の間マネーサプライの伸びは前年同期比で一〇%以上の伸びを続けるということになっておったわけであります。平成二年の第四・四半期までですね。

今現在の数字でいきますと、マネーサプライというのは大体3%程度でございますから、その数字がいかに大きいかということはおわかりただただ驚けると思うのでありますが、名目GDPの成長率の伸びというものがこの一〇%以上のマネーサプライの伸びに対してかなり低くて差があったわけでありまして、その名目GDPの成長率を上回る

率でこのマネーサプライの伸びがあったということが現実として四年続いたということであります。

ところが、この同じ時期の地価の上昇率を見ますと、商業地で東京圏を見ますと、昭和六十二年の七月にはもう既に上昇率のピークを打っておける。そして、東京圏の住宅地は翌年の六十三年の一月にはもう既に住宅地の方も上昇率のピークを打っておった。平成元年の一月にはすっかり上がり切ってしまった。対前年のその伸び率というのはもうゼロになっておったわけであります。その時点でマナー・サブライはほとんど伸びておったわけであります。

その平成元年の一月ですけれども、こういう時期になりますと、名古屋とか大阪とかそういう地方の都市圏も全国的にもう既にバブルが波及してしまつておつて、公定歩合の引き上げがそういう状況のもとで初めて行われたけれども、結局そのマネーサプライの方の伸びは平成二年の第四・四半期まで続く。こういうことで考えますと、結局金融緩和がなぜ変更されなかったのか、それから投資資金が大量に土地に流入してしまつて地価が上昇したのにこれをなぜ見過ごしてしまつたのか、いろんな反省材料というのがあると、こういうふうに思うわけであります。

そうして、去年は住専、それから金融システム
の法案の審議にも私ども一生懸命頑張りましたた
が、不良債権問題という問題が起こつて、結局資
産価格の急激で大幅な変動が起こつて、国民経済
に甚大な影響を及ぼした。こういうことに対する
的確な認識というものを金融政策の当局としては
十分に基本に持つていただいて、これを教訓とし
て、さて今後どうするかということを考えていた
だかなければいけない。そこで、何を教訓とした
のかということもあるわけであります。

ところで、その当時の株価についても言い忘れたところ、まじうと申し上げてみますと、昭和六十年の末から平成元年の未までの四年間で、結局平成元年の末にピークを打ったんですけれども、

その四年間で株価は三倍に上昇したのであります。そうして、地価も商業地を中心に、先ほど申し上げましたが、三倍程度の上昇を見ておいた。その後、株価はわずか三年半でピークから六割以上も下落しておいた。地価に至っては最近の数字まで三角印の下落が続いておる、こういう状態だ。

先ほど言いましたような、いかに資産価格の急激で大幅な変動があったかということを申し上げておるわけですが、こういうふうな状況の中で金融政策の遂行というのは日銀の専管である。そういうことで、経済政策全体に対する責任というものは、ところが日銀一人で背負えるものではないわけでありまして、私も政治家の立場あるいはほかの行政の立場、いろいろかわりがあるに深い関係でありまして、やはり国民の負託を受けた内閣というものが、やはりどうしてもこういう経済問題になった場合には責任を負わざるを得ない。

そういう中で、考えなければいけないのは、こういう経験をしてどういう反省をしてどういう教訓を得て、そうして今後の金融政策の運営にどういうふうにするかというのかということと、こうだと思ふんですが、これについて総裁、以後問ひが多いんですが、簡単に結構でございいます。よろしくお願ひいたします。

○参考人(松下康雄君) ただいま御指摘がありましたパブルの経験に基づく金融政策上の反省点でございまして、御指摘の中の一つに資産価格というものの重視が必要だということがあったと思ひます。私も、当時一般の物価が安定しておりましたことに對しまして資産価格が上昇してはなかつたかというふうに考へております。それからいまい一つは、金融政策を行つてまいりますときに、対外的な均衡の取り扱ひをどう考へるかという点でございまして、これは、やはり国の当時の円高の進行と国際収支の黒字の増大というものに對して、経済の問題でございまして、

ございましたから、これを意識していたことは間違いないと思ひますけれども、やはり全体として見て金融政策を行つてまいりますには、それぞれの国の中での持続的なインフレなき安定成長を達成するというのが主眼でありまして、過度に為替問題その他の対外均衡問題を金融政策の目標に置くというところは、行き過ぎた問題であるというふうに考へております。

いま一つ、マネーサプライの点について御指摘がございましたが、確かにマネーサプライの係数というものは、これはかつてのようにそれ自体を金融政策の目標に置く国は必ずしも多くございませぬけれども、やはり経済活動の先行きに重要な影響を持つという点で、これは物価の指標と並んでよく重視をしてまいらなければならぬ点であると思つております。

○金田勝年君 対外的な均衡に行き過ぎてはいけな、それぞれの国の中でのインフレなき持続的な成長といふことが、そういう国内的な側面を考へていくべきだ、そしてまたマネーサプライについてもしっかりと受けとめていくべきだというお話でございまして。

今回、日銀法を改正するわけですが、そういう教訓は、制度改正、法改正にどのように具体化されているものでありましようか。加えて、今回の日銀法の改正によりまして今後パブルは再発しない、そこは日銀がしっかりとやるんだというところを受けとめてよろしいのでしうか。

○参考人(松下康雄君) 今回の日銀法の改正によりまして、現行の日銀法の建前が、金融政策に關しましての日本銀行の独立性の強化という点と、しかしながら、独立性を強化すれば必ずそれに伴つて政策決定、運用は透明でなければならぬという点と、またあわせて日銀の国民に對する説明責任が加重されるという点が基本の考へ方であると思ひます。

こういう点が改正されることによりまして、私どもの政策判断についてのいろいろな措置といふものに對しましては責任が重くなつた分、それだ

け私どもとしては真剣に政策に取り組んでまいらなければならぬと思ひます。また政策の効果というのは中央銀行に對する国民の信頼性、それから内外の市場の信託といふものが非常に大きな役割を持つと思ふのでありますけれども、このように海外の主要先進国の中央銀行制度に比肩し得るかどうかとした中央銀行制度をつくつていただくということと、私どもの政策に對するそういう意味での信頼感が高まつてくれることも効果的なよい政策運用の上に効果があるものと思つております。

○金田勝年君 今の御答弁で独立性の確保ということが出たんですけれども、繰り返しのような質問になるんですが、お答えいただきたいと思ふんです。

日銀は、パブルの発生、崩壊期を含めて現在まで實質的には独立して政策の運営を行つてきたのではないかと。まさか日銀の独立性がなかつたからパブルが発生したんだと思へないんですけれども、そこはいかがでございませうか。

○参考人(松下康雄君) おっしゃいますように、日本銀行法は戦後、政策委員会の制度を導入いたしました。それ以後、金融政策につきましては日本銀行の独立性を尊重しながら運用するというふうにして、私どもは各方面の御理解を得ながら注意深く制度の運営を行つてきたと思つております。

したが、いま私どもとしては、パブルの時期も含めまして、やはり戦後におきまして政策委員会の制度発足以来、私ども自身の判断と責任で金融制度を行つてきたというふうに思つております。

この点につきまして、法律の改正によりまして独立性が強化されることの意義でございまして、私も、それはやはり現在までの運用がそういうことで参つておりますが、今後なお経済の市場化、金融の国際化が一段と進展をするという中で、先ほども申しましたように、中央銀行に對します信頼を維持しながら適切な政策運営を確保してまいりますためには、やはり実態に加えて条文そのものの規定、制度そのものにつきましてもいけば名

実ともに独立性が確保されるということが非常に大事なことであると思つておると思つてございいます。

○金田勝年君 現在まで、實質的には独立して政策運営を行つてきたというスタンスはお認めいただいておりますが、実際にはそれはそれで運用でカバーしてきた、こういうふうにお聞きしたわけですが、内外の信託を維持するために形式的にもそれがきちつと制度上整理されなければいけない、こういう御答弁かと思つております。

そうなりますと、要するに日銀法の改正におきまして、日銀の行います金融政策になぜ独立性の確保が必要なのかとなるわけですが、要するに形式論のことなのか、まあ形式論のように思ふんですが、改正法のもとで日銀は實質的にはどう変わるんだらうか。制度上は対外的にも信託ということがありますから、そういうことがきちつと整理されていなければいけないんですが、實質的にはじやどこが変わるんだらうか、今回の法改正で、独立性という意味で、そのところをお聞きしたいわけですが、それは後で答えていただきます。

ここで、ちよつと大蔵省にもお聞きしたいんですが、日銀の金融政策に係る独立性につきましても、これまで大蔵省の配慮というものは十分であつたかどうか。そして、例えばそういうことは絶対あり得ないというふうに思ひますが、日銀がパブルの発生とか崩壊の過程で適切な手を打てなかつたのは、大蔵省からのまさか圧力があつたためだといったようなことはないだらうかと思つておりますが、その辺についてまず大蔵省からお答えいただきたい。

○政府委員(武藤敏郎君) ただいま総裁の方からお話がありましたとおり、現行日銀法のもとにおきましても、法律上はいろいろな御承知のような問題があるわけですが、實質的には金融政策の最終の決定権につきましては日銀政策委員会というふうに明確にされておりました独立性

に配慮がなされておりますし、この規定のもとで従来から日本銀行におきましてみずから判断されてきた。大蔵省から何か金融政策に圧力を加えてこれをゆがめたといったようなことはないというふうに考えております。

特に、今御指摘のありましたバブルのときの財政政策と金融政策のかかりについて、いろんなことの議論があるわけでございますけれども、ブラザ合意後の急激な円高に伴う不況ということについて、当時、内外から何が求められておったかといえ、内需の拡大と急激な円高の阻止という二つの政策目標、これを同時に達成するということがあつたわけでございまして、そういう意味で、金融政策というものが長きにわたって緩和政策がとられたということでありまして、御承知のとおり、いわゆるバブルというのは昭和六十二年から平成二年ぐらいの四年間を言うわけでございまして、財政につきましては当時財政再建ということで、大変厳しい財政事情を踏まえた議論がなされておつたわけでございまして、けれども、そういう状況下にあつても、昭和六十一年の九月、これは三兆円余りの財政支出をいたしておりましたし、昭和六十二年の五月には六兆円に上る大変巨額な財政支出をやつたということでございまして、決して財政が金融政策に過度の負担をかけたといったようなことはないというふうに思っております。そういう批判は私どもとしては当たっていないのではないかとこのように思っております。

○金田勝年君　そういうことで、結局日銀の金融政策に係る独立性というものがバブルの時期には実質運用ということですけれども、カバーされておつた。しかし、今回は法改正をして独立性というものを前面に押し出した。これは先ほどの御答弁のように内外の信託を維持するという非常に重要な目的があるんだと。これは形式論のことだと思ひますので、もう一回総裁、日銀は実質的にどうこの改正法のもとで変わらうとしているのか、そのところを簡単にお願いいたします。

○参考人(松下康雄君)　独立性の必要と申ししますものは、通貨信用の調節によって物価の安定を確保していくということ、一面で非常に効果が発生するまで時間がかかることでございまして。それからまた同時に、最近では市場の取引を通じて金融政策の浸透をさせますので、そこには非常に専門的な知識、経験が必要になってまいります。そういう点を考慮いたしまして、金融政策を決めます場合には、長期的な金融の安定を実現するための専門的、中立的な機関である中央銀行にその判断をやらせようという趣旨であると考えております。

私どもは、そういう趣旨から今回政府のいろいろな監督権が削除をされるというような根本的な改正が行われておりますので、そのことはすなわち私どもも自体の金融政策に対する責任が非常に強化をされるということだと思っております。私どもが国会を通じて、また行政府を通じて国民に対して自分たちの決定をいたしました金融政策についての説明を行つていく責任が重くなります。そういうことから、私どもは内部改革を続けまして、できる限りより適正な金融政策の遂行ということが可能になるように十分な努力をしてみたい。その努力を行います上で、今回の法律改正は非常に力になるものであると認識をしております。

○金田勝年君　そこで、今回のかねめとなりまして政策委員会が最高意思決定機関であつて、これを強力に位置づけるといふことでございまして、これも、まずその独立性の観点で、今回の日銀法の改正の内容は、いわゆる海外での中央銀行の独立性強化の動きなんかと比べて、グローバルスタンダード、国際基準からいって遜色のないものになっているかどうかという点について、一言お願いいたします。

○参考人(松下康雄君)　ただいまの時期は、ちょうど各国で中央銀行制度の見直しが行進している時期でございまして。特に、ヨーロッパで欧州中央銀行の設立を目指しまして、関係の各国が一斉に中央銀行制度を独立性の強化、透明性の向

上という方向で見直しを図っております。また、私どもも中央銀行研究会、金融制度調査会等で御議論をいただきますときにも、そのような海外の動向は十分注意をいたしまして、今回の日銀法改正案は、その個々の具体的ないろいろな規定につきまして全体としての独立性を尊重していくための配慮が随所に生かされていると思ひます。総体として見まして、私は主要先進国の現在の中央銀行制度に比べて決して引けをとる内容ではないと思つております。

○金田勝年君　それを聞いて安心したわけでございしますが、今回の日銀法の改正によって政策委員会が独立性を持つ、これは日銀の金融政策決定の自主性が確保されるということになるわけですが、けれども、これはその金融政策の結果に対して一段と日銀の責任を明確化するものだと考えますが、それでよろしいですか。

○参考人(松下康雄君)　そのとおりでござい

ます。○金田勝年君　そうなりますと、その政策委員会の独立性ということが非常に重要になってくるわけでありまして。今まで、政策委員会と言われるのは現行法のもとではスリーピングボードと、こういうふうな言われておつて、役員集会というその理事会です。定款十三条による役員集会があつたと、むしろそつちの方で十分な議論をして形式的に政策委員会が存在するということになっておつたわけですが、それが大幅に改まることになるんです。が、やはり、問題はこれから新法のもとで政策委員会の活性化が確実に担保されるかということであらうかと、こういうふうな思つておられます。

役員集会あるいは理事会というんでしょうか、日銀の執行部が実質的に金融政策を決定しておつたこれまでとは全然違ふんだというところがきつちりと担保されるためには、やはり私としては議事内容とか参考資料の事前通知とかさきまざりますけれども、政策委員会の運営方式というものが大幅に改善していかなければいけないのではないかと。制度ができたからそれでいいということにはならないわけでありまして、こういう運営方式を十分改善していかなければ、またまたこれがスリーピングボードだと言われてしまつたおそれがあるわけでありまして。そういう点につきまして、政策委員会の活性化、これをどのようにお考えかというのを教えていただきたい。

○参考人(松下康雄君)　政策委員会につきましては、まず行内での役員集会の審議を経て議案が出るという建前を根本から改定いたしますために、銀行内の役員集会は廃止することとしております。これによりまして政策委員会は名実ともにワンボードということになるわけでございまして。また、この政策委員会が十分な機能を発揮していただくためには、今御指摘がありました付議内容や審議資料というものを事前に送付するというような手続も重要でございまして、またこれに伴つてスタッフにつきましても外部雇用を含めて充実を図つていく必要があると思つております。

さらに、今回の制度改正によりまして、金融政策に関する政策委員会の議事要旨を公表するということになっております。したがって、そういう点からこの政策委員会での審議の内容といたしまして、これらのいろいろな制度的な改善と運用の改善によりまして、政策委員会の実質的な活性化、強化を図つてまいることができると思つております。

○金田勝年君　ぜひ、そういう努力をしていただきたい。

五月二十二日の新聞に、これは御存じのとおりであります。日銀緊急会見ということで、この間ですけれども、連合の事務局長が来られたときの副総裁の発言で、市場で長期金利が二・六％台まで上昇した。そして日経平均株価は二万四〇〇〇を割つてしまつた。この事実、いかに政策委員会が今一生懸命独立性を持たせてやつていく、ワンボードにするんだ、頑張るんだというふ

を大幅に改善していかなければいけないのではないかと。制度ができたからそれでいいということにはならないわけでありまして、こういう運営方式を十分改善していかなければ、またまたこれがスリーピングボードだと言われてしまつたおそれがあるわけでありまして。そういう点につきまして、政策委員会の活性化、これをどのようにお考えかというのを教えていただきたい。

○参考人(松下康雄君)　政策委員会につきましては、まず行内での役員集会の審議を経て議案が出るという建前を根本から改定いたしますために、銀行内の役員集会は廃止することとしております。これによりまして政策委員会は名実ともにワンボードということになるわけでございまして。また、この政策委員会が十分な機能を発揮していただくためには、今御指摘がありました付議内容や審議資料というものを事前に送付するというような手続も重要でございまして、またこれに伴つてスタッフにつきましても外部雇用を含めて充実を図つていく必要があると思つております。

さらに、今回の制度改正によりまして、金融政策に関する政策委員会の議事要旨を公表するということになっております。したがって、そういう点からこの政策委員会での審議の内容といたしまして、これらのいろいろな制度的な改善と運用の改善によりまして、政策委員会の実質的な活性化、強化を図つてまいることができると思つております。

うにおつしやつていますが、現在副総裁というのは政策委員でもないわけですね。そういう状況のもとで、執行部であるというだけで、発言をしただけで長期金利が上がってそして株が二万円を割ると。これが、日本の金融政策の現状だともいえるならば、日銀はここを非常に気を引き締めてきちんと今度の制度改正を受けとめて頑張っていかなければいけないのではないかと、こういうふうに思っています。政策委員会を本当に機能させる、そのためには運営方式その他いろいろな努力をこれから重ねていく必要があるのではないかと、このことを申し上げて、次に移らせていただきたいと思います。

次は、この独立性と関係あります透明性の確保なんです、その前に政策の整合性についてちょっとと一点御質問させていただきたいと思うわけであります。

日銀の金融政策というのが、政府の経済政策とばらばらに行われたのでは国民経済、国民はたまったものではないということは当然のことです。これは随分昔の例なんです、昭和五十七年の七月、郵便貯金目減り訴訟というのがあったんですけれども、その最高裁判例で、途中省略しますが、政府が経済政策を立案施行するに当たり、右のような諸目標、物価の安定とか完全雇用とか国際収支とか適度な経済成長とかいろいろ挙げてあるんですが、そういう諸目標を調和的に実現するためにその時々にかなる措置をとるべきかは、専ら政府の裁量的な政策判断にゆだねられている事柄であるという見解を最高裁判所が示しております。

こういうことを申し上げるまでもなく、松下総裁は大蔵省を本当に全部御存じの方であります。日銀のことも全部御存じということですから、お答えいただくのは非常に簡単かと思いますが、要するに政府が諸目標を調和的に実現するために、日銀の金融政策が政府のほかの経済政策と当然にして整合的であることが強く求められるというところが考えられるわけでありまして、そのために

は、改正法の四条にも「政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」というところがありますが、政府の経済政策と日銀の金融政策が整合的であることが強く求められるという点に關しまして総裁の御意見を伺いたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 日銀の金融政策が、政府の経済政策と整合的である必要があるという点はまさしく御指摘のとおりでありまして、それは私も金融政策運営を行ってまいります際に常に銘記しておかなければならない点でございまして、そのことがあつて初めて中央銀行の独立性というもの一般に認められることになるものであると思っております。

このために、今回の改正法におきましても、ただいま御指摘がありましたような、一般的な規定のほかに、金融調節事項を審議する政策委員会に対する政府の出席でありますとか、議案提出権、議決の延期請求の権利というような透明性を高める制度が具体的に盛り込まれているところでございします。

私ももしとしても、こういう法律の趣旨を尊重しまして、これは平素から政府との間の意思と情報の疎通をお互いに図るということが重要な点であると思ひますので、そういう点に留意しながら適切な政策運用に当たってまいりたいと思っております。

○金田勝年君 そこで、ただいまの政策の整合性に加えて、私は非常に重要なこととして、次に金融政策の目標の設定というものを考えていくべきではないか、こういうふうに通じているのであります。

先ほどの総裁の御答弁で、政策委員会というものができて独立性が高まると、政策委員会の独立性を高めるという今回の法改正を行えば金融政策についての責任がより明確化されるということのお話があつたわけですが、その延長線の問題なんです、やはり独立性の確保というもののについては最高意思決定機関である政策委員会がその決定

に責任を持つことで担保されるわけですから、金融政策の結果というのは、やはりその結果を評価しなければいけませんし、責任の所在が明らかにならなければならない、こういうことは非常に国民のためにもこれはぜひとも必要なこと、こういうふうに考えられるわけでありまして。

そのときに、どういふものを金融政策の目標にするかというのは今後いろいろ詰めていただければいいと思うんですが、その目標の一つとしては、例えば物価とか、先ほど申し上げた資産価格ですね、土地とかいろいろございしますがそういうもの、あるいはマネーサプライ、そういったものをやはり金融政策の目標とすることでとらえていく、そういう努力があると非常に、後に経済政策に対する、金融政策に対する評価も、それから責任の所在というものが明らかになってくるんではないか、こういうふうに思ひます。

現実には、御存じだと思いますが、イングランド銀行改革で、去る五月六日ですが、イギリスの大蔵大臣のステートメントで、政府は経済政策の目標を設定する責任を国民に対して負つて、金融政策の目標を設定するのはイングランド銀行ではなく政府でなければならぬということになるということを言っておりまして、政府がその目標を設定するということをイングランド銀行改革に關連してイギリスの大蔵相は言っておるということがあるわけですね。

この辺、金融政策遂行に当たつての目標を事前に設定することを、どのようにお考えでございしますか。

○参考人(松下康雄君) 私どもの金融政策の目標は、法律の定めがございしますように、物価の安定を通じまして経済の安定的な成長に資するということにあるわけがございしますけれども、この目的を達成いたします上で何らか具体的な数値目標を設定することが適当であるかどうかという問題がございします。それは御指摘のとおりであります。この点につきましては、これまで外国の例を見ましても、いろいろな議論が行われているところで

ございします。

このような、数字で目標をきっちり定めるといふ方式をとります場合には、中央銀行がよつて実現をすべき目標が非常に明確になるという点で、責任が高められ、政策運営に対する信認が確保できるという利点がございします。

ただ、一方で非常に厳格な目標値を数字で設定いたしますと、かえつて場合によっては弾力的な政策運営が阻害されるのではないかとといった問題点も指摘をされることがございます。また、その場合に、どのような数値を、どのような計算を行つていくことが適切であるかという点につきましては、現状では、なお国により、また学者の方々等の意見によつていろいろと差があるのが現実でございまして、一つのターゲットイング、目標を定めましても、何か特別の例外があつた場合、例えば石油ショックのようなものが起こりましてした場合に、どういふふうなこれは対応をするかというふうな点も、なかなか各国のやり方が一致してないところもございします。

こういうことはございしますけれども、要は金融政策につきましても、はっきりと国民に納得をいたしただけのためにどういふ説明をいたすのが適切であるかということ、それからもう一つは、さらに重要なことは、現実の経済を判断していきまします上に私どもがどの数字を手がかりにするのが一番適切であるかという、この二点が大事な点であると思ひます。

これまでは、私どもはいろいろな経済指標を総合的に勘案をしながら物価の安定に資するといふ、その一点に絞つて判断をしてきたわけがございしますけれども、なお今後におきましても、そういう点につきまして、よりよい数字的な手がかりというものが得られるかどうかという検討は進めていきたいと思ひます。

○金田勝年君 物価の安定に資するといふ考え方のときに、例えば過去の教訓を得たわけですから、資産価格とかそういうものもどうだろうかとか、あるいは日銀と言へば金利という形でとらえ

るのではなく、金利のコントロールに加えてマネーサプライをコントロールするやり方はどうだろうかとか、さまざまな角度から責任の所在を明らかにする、あるいは金融政策の目標を明らかにする、そして結果も評価できるという形に近づけて、国民にわかりやすい金融政策というものを提示していく必要があるのではないかと。

繰り返しますが、アメリカではハンフリー・ホーキンズ法というものがあって、マネーサプライの伸び率の目標値を議会に報告するということになっておるわけでございまして、こういう努力を着実に重ねていくことが新しい日本銀行のやるべきことではないか、こういうふうに思うわけであります。ただいまの話は、金融政策の目標の設定をぜひお願いしたいという話でございまして、総裁から検討中であるというお話をいただきましたので、私も次に移らせていただきたいと思います。

先ほどの独立性の強化ともう一つ大事な政策決定の透明性という、その透明性の概念について少し質問をさせていただきます。中央銀行研究会の去年の十一月のキーワードは、開かれた独立性というワードでした。この開かれた独立性ということとは、透明性の確保というものをあわせ持つ独立性である、こういうことであります。市場の信頼を得るためには、金融政策の決定が、そのプロセスが市場参加者にすべて公開されなければいけないし、国会等においては説明されなければいけないということがいかに重要かということをお聞きしたいというところで、非常に重要だと私も思っているところであります。

こういう中で、今回の日銀改正法案で、日銀の国会への報告、それから国会への総裁初め方々の出席義務、議事録の公開、それから業務概況の報告といったような規定は、日銀の金融政策の決定、運営に対してどのような意義を有するということにお聞きか、総裁に一言お聞きしたいと思っております。

○参考人(松下康雄君) 今回の日銀法の改正法案

におきましては、国会との関係につきまして、政策委員会の構成メンバーの人事についてすべて両議院の同意を要するということがあり、また、現在年一回とされております政策委員会からの国会に対する報告書提出を年一回に充実にすべきこと、また、国会から求められた場合の日本銀行の幹部の出席義務等につきまして明文の規定が置かれることになっております。

私も、日本銀行が国民や市場から信頼を得るために、政策を運営していくためには、個々の政策判断についての責任の所在を明らかにすること、意味での独立性が重要でございまして、これに伴って政策運営の透明性を高めていく、国会を通じて国民に対して説明責任を十分に果たしていくということが極めて重要な点であると思っております。今後とも、この点はよく自覚をいたしまして努力をしたいと思います。

○金田勝年君 まさに日銀は、政府からその独立性を確保する一方で、国民や国会に対してやはりアカウンタビリティ、説明責任を負うんだと。直接の責任を負うんだということをお聞きしたい。以上は結局政策決定のプロセスが国民にわかりやすいものにならないといけないわけではございまして、そういう意味でも、これから政治と向き合うといえますか政治に対応するといえますか、そういう側面が非常に強くなってくるんだと。そして、直接の主権者である国民に向けた議事録の公開とか、そういった政策の透明性の手続も最大限に実行していただかなければいけない、こういうふうに思っております。

中央銀行たる日銀の職員皆さんの本来の志とかロマンというものが生きてくるんではないかなと、こういうふうな感じがするわけであります。そこで、時間も少なくなつてまいりましたので、その開かれた独立性、非常にキーワードなんです、これを担保するために日銀が国会に報告するということはあるわけではございますが、これは非常に重要な部分だと私も考えております。

す。国会の側の役割が高まるのであります。この大蔵委員会の役割も高まると、こう信じておるわけではあります。金融政策についての議論を積極的に、日銀の報告あるいは資料に基づいて行っていくという、そういう重要な役割を果たすことになると思っております。これにつきまして、大蔵大臣のお立場で、あるいは立法府の国会議員のお立場でのお考えをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 日銀の金融政策の独立性が高まるにつれて、国会に対する報告等の規定の整備充実を通じて、日本銀行の国民や国会に対するアカウンタビリティ、いわゆる説明責任を明確なものとするのが重要である観点から、改正案におきましては、ただいま総裁からも御指摘のとおり、国会に対する報告、年二回の報告書を提出すると。随時、委員会の御要請に従いまして国会に出席を、その時点における報告、質疑に際してまた答弁をいたしたく。こういうことの中で、そのことが政策決定への道筋の重要な部分になるわけではございますから、そのことはまさに大事なことでございまして。

実際にどのような説明、質疑の場が設けられるかは国会において定められる事項でございまして、開会中の国会に対する報告の規定の整備充実など日銀の金融政策についての活発な議論が行われるよう、ただいま大蔵委員会の責任をますます大という御指摘がございましたが、両方相ましまして、国会が日本銀行の金融政策に関しさらに重要な役割が果たされていくものと期待をいたします、考えるわけではございます。

○金田勝年君 同じ質問を総裁に、決意とも言うべき御答弁かと思いますが、よろしくお願いたします。

ういった私どもの考えを受けとめていただきたいと存じております。

○金田勝年君 私、限られた時間でございましたが、そういう形で今回の改正というのが非常に開かれた独立性、そしてその以前の問題として、やはり過去の金融政策の反省と教訓、そういうものを制度改正の時期にしっかりと踏まえた形で対応していただきたいということ、それに加えて今回の制度改正でもその独立性の強化と透明性の確保ということ、そして政策の整合性ということ。それから、やはり金融政策にも後でその結果を評価できるような、そして評価した上で責任の所在も明確になるような、そういうふうな努力を一層続けていく必要があると。政策委員会の権限が強化されるわけですが、その運用といたしますか、それが非常に重要になってくるので、その辺もお願いしたい。以上、申し上げさせていただきます。

時間がちよつと残っておりますので、一点だけ。きょうの新聞に、きのうの総裁の会見が出ておりました。その件についてお聞きしておこうと思っております。

第一勧業銀行事件でけさの新聞、総裁の会見では、九一年八月の調査で隠れがかった、そして九六年一月の時点の調査で、調査表は提出されているが引き続き調査をするというふうな記事だったように思ふんでございまして、これは日銀の調査の話であります。今までは大蔵省が検査をやっておつて、これから金融監督庁が検査をするということになるわけですが、その日銀の調査でもってこの第一勧業銀行事件の総会屋の親族企業向け融資というものは、これは調査を九六年一月の時点で受けた、調査表が出されたというのは事実でしょうか。そして、このときに日銀は不正行為は見抜けなかったものでありましか、その点ちよつと教えてください。

○参考人(松下康雄君) 前回の調査は平成八年一月二月でございまして、このときには小基ビル及び小池嘉矩向けの融資につきましては、先

方から貸出調査表の提出を受けまして内容の審査をしたところでございます。ただ、その際には、その資料には債務者の属性やあるいは背景等については記載がなく、また説明もありませんでしたために、私も参考と参りましたけれども、これは一般融資案件としてその内容が返済が極めて望みがない状況になっていることは把握をいたしましたけれども、この総会屋とのつながりがあるということにつきましては、把握ができなかったところでございます。

○金田勝年君 一般論としてですけども、仮に審査によって不正行為といえますか、不正を認識した場合に、日銀は大蔵省に対して業務改善命令等のアクションを求めるようなことはしないのでしょうか。

そしてまた、大蔵省の要請で資料を提出するというようなことが定められておるんですけれども、こういった場合に、むしろ日銀の方から積極的に資料を提供するといったようなこともあつていいんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 現状におきましては、この審査と検査との間では、個別の融資案件に関する連絡をその都度例えは実施をするというようなことは通常いたしておりませんけれども、ただ、必要がございましたら、つまり、相手先の経営内容に問題があるとか、あるいは特別この法令違反が明らかであるといったような場合には、これは大蔵省に対する連絡を個別に行うことにいたしております。

これは今後につきましても、やはり検査・監督の検査機関と、政府の検査機関と日本銀行の審査との間には日常の意思疎通を行ひまして、問題のある案件があります場合には、御指摘の政府側から日銀に対する要請が機動的に行われるように平素心がけておきたいというふうに思っております。

○金田勝年君 以上で終わります。

○阿部正俊君 自由民主党の阿部正俊でございます。

す。

私は、今回の日本銀行法の改正案、全文改正というところでございますが、これについて質問するに当たりまして、ただいまの同僚の金田先生と大蔵省あるいは日銀総裁とのやりとりをお聞きして、いまして、いわばプロのやりとりだなというふうに思うわけでございますが、私はどっちかといいますと少し気楽に、サツカーで言えばお二人はサツカー場の中で押し合いをして試合をしていただく、私はむしろサポーターといひましょか観客といひましょかというこの視点で、少し気楽に御質問をさせていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず第一に、これは質問通告しておりませんが、山口局長、ちょっとお願いしたいんですが、私も、局長は、私かつて役人してましたときにお互い御苦労かけ合つた仲に甘えましてちょっとお手伝いをお願いしたいんですが、ここにこういう字があります。これはある人の名前なんですけれども、これは何とお読みしたらいいのでしょうか。(書面掲示)

○政府委員(山口公生君) 通常ヒラバヤシと読むケースの方が多いと思いますが。

○阿部正俊君 恐れ入ります。余計なことを申し上げて恐縮でございますが、これは落語の話にございまして、まさにヒラバヤシさんというふうな読みを予定していただけたんですが、ある小僧さんに對しましてお手紙を届けていいということ、例えば根岸の平林さんというところに届けてきなさいということ、使ひに出した。間違つてはいかぬというところでこういう紙を持たしてやったんだそうです。家は知らないけれども、そこに行けば有名な人だから、根岸に行けば、これを平林さんと聞けばすぐわかるからと言つたんですけれども、忘れてしまったんですね。さあ、何と読むのかわからなくなつた。ヒラバヤシさんが出てこないものですから困つちやうて、例えばこれをヒラリンさんと読んでみたり、ヒラリンさんで

いますかと言えんというわけですね。次に今度はタイラバヤシさん、それもいらない。うっかりすると今度、一八十の木と読むんです。一と八十の木が二つですから木木ですね、それもい

ない。ばかみたいな笑い話なんです、要するに人の名前といたしましては相当大事な要素なんだというのを改めて思うわけでございますけれども、これはまさに落語のまくらと思つてお聞きいただいたつもりでございます。

さて、今回改正が予定されております日本銀行につきましてもどういふふうに読んだらいいんだろうかなというふうに改めて思つたときに、改正法案の十三条に規定がございまして、山口局長、申しわけありませんけれども、十三条をちょっとお読みただけでございませうか。

○政府委員(山口公生君) 第十三条、「日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない」。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

実はこの規定は私の見た限りでは旧法にはない規定でございます。それで名称というのは漢字で書くというだけじゃなくて、読み方もあるいは含むのかというくらいに思うわけでございまして、けれども、実は大蔵大臣、きのうも私本会議場で、ほかのこと聞いていなかったわけではございませんけれども、大臣は何て言われるかな、教えました。

本会議場での趣旨説明では、総理は十二回言われました。そのうちでニホン銀行と言われただけで、ニッポン銀行というの一回も出てまいりませんでした。それから大蔵大臣は、本会議場では十七対三ですがニッポン銀行の方が多くございまして、十七対三でございます。それから昨日のこの委員会での御提案のときには三回言われまして、これでも、これは事務方から言われたのかどうか知りませんが、三回ともニッポン銀行でございました。

おられますけれども、夫婦別姓とかで名前というのは非常に大事なもののじゃないかな。今度日本銀行が新しく独立する、開かれた独立性あるいは自主性というものを強化するというならば、名前もやはりちゃんと一つにすることに初めて独立というのがあるんじゃないかな、こんなふうな気もするわけでございまして。どっちでもいいやというところではないような気もするんですけれども、この辺について日銀総裁はどんなふうにお思ひでございませうか。ちょっと感想を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 私どもも、何らかの規定がございまして当行の名前の発音が統一されていくわけではございせんけれども、ただ、私どもで発行いたしております日銀券の裏側をのぞいていただきますと、一万円も千円もそうでございまして、ローマ字で「NIPPON GINKO」と印刷をさせていただいております。このことから考えまして、私はできる限りニッポン銀行というふうに読むことにいたしております。

○阿部正俊君 それでは、実はこの旧法はよく考えたら十七年の制定の法律なんです。私も実は十七年生まれでございまして、古くなつたのかな、やはりこのぐらゐになれば変わるというのか、一つの節目のかな、自分も変わらないうかぬなと改めて思つた次第でございまして、昭和十七年というのはシンガポール陥落の年でございまして、けれども、やはり古かつたんだな、新しくなろうと、こう思うわけですね。

となりまして、これは新しくなるためには、改めて名前も可能なばきつちりもう一回はつきりさせた方がいいんじゃないか。橋本総裁には恐縮でございまして、先ほど言ひましたように、本会議場で十二回ほど言われたうちでニホン銀行が十二回、ニッポン銀行は一度もなかったというところでございまして。今度の法律も、生まれた子供の名前をつけるのは親の仕事でございまして、親はだれだろうかということ考えると、多分橋本総裁かな。ビッグバンなり金融システムなり

の改革を提唱されたのは橋本総理だ、こうなっているんで、ですから可能ならば総裁、一度橋本総裁、同じ総裁ですけども、総理のところにおかれまして新しいお名前をおつけいただいたいのか、かなというふうには私はお願いし、提案したいと思ひますけれども、そんなお気持ちはいかがでしようか。何か総裁の御意見がありましたら、お聞かせください。

○参考人(松下康雄君) 御注意をいただきましたので、私もそのようにひとつ考えてまいりたい。日本銀行の広報機能を使いまして、この名前が定着をしていくように努めたいと思ひます。

○阿部正俊君 もう一つ、これも質問通告してないので恐縮ですが、こんなの常識だと思ひますが、この日本銀行券、一万円札と一千円札、私ボケッから今出してみただけですが、これはどっちが表でどっちが裏なんですか、いまいちよくわかりません。これについて総裁、ちょっと保証してください。お願いします。

○参考人(松下康雄君) この肖像画がございまして、方角でございまして、

○阿部正俊君 そうですか、ありがとうございます。

この際、お礼申し上げますが、一万円札の表、左手のこのところにわずかの印がついていて、二つの丸がついていて、千円札の表の左手を見ると、一つの丸がついていて、これは目の見えにくい人に対するサービスの一端だといふふうに聞いておりますけれども、この際改めてお札を申し上げておきたいと思ひます。そうした心遣いをこれからもしていただいたいものだというふうにお願ひをしておきます。

さて、素人論議の続きで恐縮でございましてけれども、少し中身について入ってみたいというふうにお願ひします。素人論議をなせるかというところを、我田引水かも知れませんが、少し申し上げますと、私は、今までの金融界、大蔵省、日銀も含めまして少し閉ざされた社会だったのではないのかという気がするわけですが、今度は独立性

とか透明性とかいうことになりまして、やはり何にも上につけて下に対して優しくという意味ではなくて、国民全体の信頼を得ていくための独立性なり自主性なりというところを確保していくためには、いわば素人、普通の常識を持った者に対してわかる論理と明快さでもって説明をし理解を求めていくことが必要で、アカウンタビリティーではないか。アカウンタビリティーというのはそういうことを言うのではないかと。ともかく、表に出てきて何か言うことがアカウンタビリティーではないんじやないか、こんなふうな思ひで、少し我田引水ですけどもあえて意義づけをして、素人論議を続けさせていただきますと思ひます。

まず第一は銀行券、今言いました一万円札あるいは千円札、これは言ってみれば無限に刷れるのかなどという気もするんですけども、昔、江戸時代に柳沢吉保が改鑄を進めるとどん金をつくり出したというふうな話とか、あるいは戦時中の十七年、現行銀行法のもとでもしませんでしたけれども、戦時国債を乱発して日本銀行が引き受けて超インフレになったというふうな話とか、という記憶をみんな持っておるわけですね。したがって、あるいはそんなことがありやせぬかというふうな感じがあるんだと思ひますけれども、あつても不思議はないんじゃないかなという気もします。

さて、じゃ日本銀行券は発行限度額といひましょうか、どういふふうな状況下でどれくらい発行されるのか。無制限なのか、あるいは何によって決まってくるのか、あるいは決めるのか、この辺について日銀総裁にお伺ひしたいし、いわゆる打ち出の小づちといひましようか、を振るようなことはないんでしやうねというふうなことを御答弁いただければありがたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行券の発行につきましましては、現行の日銀法のもとでは大蔵大臣が閣議を経まして銀行券の発行限度を決めるという制度でございまして、

民が買ひ物の支払いあるいは給与の受け払いといったような日常の取引に絶えず使っておりまして、それが幾ら必要かというところは結局国全体の経済活動の規模に応じて決まってくる筋のものでございまして、

したがらしまして、あらかじめ一定の枠を決めましてその範囲の中に限るという制度の場合には、場合によりまして人々に必要なだけのお金が入らない、経済活動が滞るといふこともあり得るわけではございまして、こういう点から、今回の改正法案におきましては発行限度という制度は採用しないことになっております。

ただ、それでは私どもが日銀券の発行につきましては全くコントロールなしでいいのかと申しまして、私どもはいわゆる金融政策を通じて、銀行の融資の行動とか経済活動とかの水準に影響を与えまして、物価が安定するように努めてまいっておりますけれども、そういう物価が安定した状態での適正な経済活動が続いてまいりますれば、日銀券の発行高の方も、その需要が突然急激にふえるというふうなことがございせんので、

おのずと適正な水準に確保しておくことができるというところでございまして、規則で限度を決めるといふやり方に変えて、これから中央銀行の適切な経済政策によって安定的な通貨の発行量が保たれていくように、それによって国民経済が健全に発展をしていくように努めてまいりたいといふことでございまして、発行限度がなくなつたから打ち出の小づちを振れば自動的に資金がふえてくる、そういうことではないように運営をしたいと思ひております。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

常議論を少し続けますが、日本銀行といふのは行政なんですか、それとも最近余り評判がよくありませんけれども銀行なんですか。行政なのか、銀行なのか。例えば税金を納めているのか、納めていないのかというふうなことで、その辺の位置づけみたいなことはどんなふうな国民

が理解しておいたらよろしいのでございまいしょうか。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行は法律的に申しますと、法律の規定によつて所管大臣の、政府の認可を受けましてでき上りました認可法人と言われるものでございまして、

これは、私どもの仕事であります金融政策というものは広く国民経済全般に影響を及ぼすものでございまして、法律の専門家がきちんと詰めた議論をされますといふと、この日本銀行のやっております仕事はごく広い意味で考えた行政というものの中に入つてくる仕事である、つまりそれは司法でも立法でもないもので、法的な仕事としては行政といふものの範囲の中で考えられる仕事であるといふことでございまして、

ただ、これは日本銀行はその仕事をいたします際に、他の役所とは違ひまして許可可でありますとか政令をつくるというふうな形の権能は持っておりませんので、そういう意味では狭い意味での行政権限といふものはございせんが、ではどうやって金融政策を運用しているのかと申しますと、それは自分で銀行としてほかの金融機関との取引をいたしたり、またマーケットでのいろいろな金融取引に参加をしたりしまして、預金貸し出し、あるいは為替取引、手形、有価証券売買というふうな業務を一般の民間相手にやりながら、その中で金融調節をやっているわけでございます。こういう意味では、公的な側面と民間の側面と両方ございまして、私どもの出資金は官民両方が出資をしているところでございまして、

それから、日銀は税法上は課税法人でございまして、一般の事業法人と同じように法人税、事業税、住民税の納付をいたしております。固定資産税も納税をいたしております。

○阿部正俊君 最後にもう一点ですが、最近銀行と聞けば必ず不良債権という話になるわけでありまうけれども、日本銀行も銀行の一つでしやうから、不良債権といふのはおありなんですか、ないんでしやうか。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行は仕事上、日本の国の信用秩序、金融システムと申したりいたしますが、この維持に資するために金融機関が破綻処理などを行います場合に、これは一方で関係者の責任の明確化やまた日本銀行自身の財務の健全性に配慮をしながら、もしもこの破綻を放置しておきますならば金融システム全体に不安、混乱が起こるというような心配のある場合で、日本銀行の資金を供与しすることが不可欠であると認められます場合には、そういった破綻金融機関に對しての資金供与を行つております。

ただ、財務の健全性という点から申しますと、そういう破綻処理を行います場合にも、原則的にはそれは究極的に支払い能力のある、弁済能力のある相手先に対して何らかの破綻処理の方策がきちつとで上がるまでの間の流動性を一時的につまみ資金を供給することが原則でございまして、例えばその破綻金融機関の処理の方針が決まりまして、預金保険機構からそこに所要の資金援助が行われるというような場合に、その資金によりまして日銀貸し出しは全額返済されるというのが建前でございします。

場合によりまして、劣後ローンのような資本に参加をする場合もありますけれども、この場合は将来金融機関の収益の中で確実に返済される見込みのある場合に限って行っているところでございします。私どもの行います業務の中で現行法ではいわゆる特融と言われております、日銀法二十五条に基づきます融資につきましても、回収については懸念がないものが原則である、そういうことでございします。

○阿部正俊君 ありがとうございます。幾つか改正案の中身につきまして関係する事項についてお尋ねしてまいりたいと思ひます。

まず、改正をするという事は、形式を整えるというだけではなくて、やはり実態として変えていく必要があるから制度を改正するんだ、法律を改正するんだということになるんだと思うんでござい

ますけれども、逆に言いますと改正しなきゃならないから改正する、別な意味からすると、今まではまずかった点とか時代に合わない点とか、何かあるからそれを手直しするということだと思ふんです。

あるいは五十年先、何年先考えると絶対これが必要だからやるんだとかいうのはあるかもしれないけれども、大半はやはり従来では十分だから、あるいはまずかったからということだから改正するんだと、こういうことだと思ふんでございけれども、そのまずかった点といひましようか、別に個別にだれの責任とかなんかではなくて、システムとしてまずかった点、あるいは直すべき点といひましようか、というようなことをお答えいたしたいなと。日銀総裁には大分つまらぬ素人論議におつき合ひをいただきましたので、これはできたら大蔵省の山口局長、提案者でございしますので、きつちり簡潔的にお願いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。まず、昭和十七年の法律でございまして、ごらんないただきますとわかりますように、まだ片仮名で書かれていたという非常に古い法律でございします。しかも、目的規定も国家総力の發揮といううな、到底現代では考えられないような条文になつております。したがって、法律の姿としましてはやはりもう完全に現代にマッチするようになさる必要がある、まずはそれがあつたと思ふわけでございします。

それから、独立性につきましては、種々金田議員からの御質問にもありましたように、実質的にはかなり確保されてきたということは言えようと思ふのでございしますが、法律的に見ますと、例えば業務命令権がある、あるいは立入検査権があるといううな、あるいは解任事由が非常に広いといううなものが残つております。現実には、余りこれは発動されるような状況になつておりませんが、ただ、そういったものを名実ともに独立性という形に整える必要があるわけでござい

ます。

さらに、透明性という観点から言いますと、先ほどの御議論にもありましたように、国会に對してきちんと説明をする義務を課するというような新しい側面、これからの対応ということをやはり法律上明確にしていこうということで、新しい時代に沿つた制度改正ということでございます。

まだいろいろ申し上げたいことはたくさんございしますけれども、そういったものをそろそろ、これまでおかしく見えていたもの、あるいはワークはしてないけれども不要なもの、あるいははかえつてそれが誤解を生むもの、そういったものを直すのと同時に、将来に向かつてやはりよりよきものにする、こんなことかなという感じがいたします。

○阿部正俊君 ありがとうございます。後でもう一回触れるかもしれませんが、次へ参ります。

大蔵大臣に、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。大臣は、国民に對して積極的に語りかけたいというふうな御姿勢で行政に当たつていただいているのではないかなと思ひますが、ぜひこれからもうお願いしたいと思ふんですが、その中の一つとしてフロントランナーという言葉がございしますね。大変わかりやすいといひましようか、ある意味大衆受けといひましようか、のする言葉の一つではないかなと思ふのですけれども、せんだつての外為法の改正のときにまさにフロントランナーという表現をされたというふうに記憶しているわけでございしますけれども、金融システム改革の中でこの日本銀行法の改正は、フロントランナーが外為法ですから、二番目のランナーなんではないか。あるいは同じコースを走っているんじゃないかと、別なコースを走っているランナーなんではないかと。あと日本銀行法、ランナーだとすれば、そのランナーもこの改正でゴールまで行つちやうのか、まだゴール前なのか、そのあたりについて大臣流の例え話も入れながら、お聞かせ願えれば大変ありがたいと思ひます。

○國務大臣(三塚博君) 日本銀行法案、そして主管大臣は総理大臣であります。金融監督庁というのが三頭立てでスタートいたしました。六月には三金融機関審議会、さらに詰めた論議の中でこの法律以外でどうあらなければならぬかということ、御研究、御審議をいただいております。報告がなされます。それで大体なんでしょう。すぐやれるもの、いわゆる法律改正を待たず決心でやれるもの、法律改正を待つものは次の通常国会に向けて提出と、こういうことで自由、公正、国際基準、これに合ったものでいくということになります。

そういう意味で、外為法そして日本銀行法、どちらと、こう言われますと、そのまま率直な感じを申し上げますと、兄たりがたく弟たりがたく、こういうところかなと思つております。合わせて一本ということなんでしょうか。

○阿部正俊君 さすがに赤子の手をひねられるみたい、すぐ丸め込まれちゃつたような感じもしないでもないんでございしますが、そのまます受けとめさせていたいただきたいと思ひます。

次に、先ほど金田先生の方からもお話があつたわけでございしますけれども、日本銀行法の改正のキーワードとして開かれた独立性ということもあるわけでございします。開かれたということとは、逆に言うところでは密室だつたんだろ、うかなと、こういうことになるわけですね。これはあえて論議するつもりもありませんけれども、場合によつてはそうだったかも知れぬと、本当に。実質的にはあつたかということ、またそうではないんだというふうな答弁に多分なるのかも知れませんが、あるいはうっかりするところ、そういうことでもあり得るようなこともあつたのかなということではないかなという気もするんでございしますが、その辺やっぱりこれから、ある種の反省といひましようか、というものをしっかりと上でやり開かれた独立性というのをやっていただきたいなと、こんなふうな気がいたします。

ますと、独立というのはひとり立ちするといふ、まさにそのとおりだと思ふわけです。独立の反対は何かというと、隷属ということなんでございましょうか。ということは、逆に言うところには隷属していたのか、あるいはする可能性があるのか、あるいはその独立性というのどこから独立するのかわからないことをしつかり考えておかないといふかぬのではないかなと思ひます。

これは、時間の節約で大蔵省、日銀両方にお聞きしたいんですけれども、今度独立、ひとり立ちしたい、するんだというふうな御覚悟のあると思われる日本銀行の方にちよつとお尋ねしてみたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 現行法につきましては、先ほど銀行局長からも答弁がありましたように、いろいろ政府の日本銀行に対する監督権を初めといひまして日本銀行が独自で金融政策を行うという建前は、日本銀行政策委員会がもうできておりますからそういう建前でございませうけれども、その建前から見て必要ではないかと思はれるような規定が種々あるわけではございませう。

独立性と申しておりますのは、そういうたものを排除していただきまして、名実ともに金融政策の決定を行います場合に、その部分については専門家であります中立的な機関であります日本銀行の判断に任せよう、その際には政策委員会というものが一番重要な機関になりますということではございませう。

したがいまして、ただ、中央銀行の持つております金融政策というものは一方では国全体の経済政策というものと整合性のあるものでなければならぬということでは当然のことではございませう、そういう点を考えまして、独立性と申しますと、それは国会、政府との間の適切な関係を前提としながら、個別の政策判断については中央銀行の中立的、専門的判断に任せようということであると考へております。

○阿部正俊君 ありがとうございます。今の総裁の最後のところの感覚をもう少し敷衍

して考えますと、私は独立というよりむしろ言つてみれば距離感の問題なのかなという氣もするわけではございませう。

従来、いわば国民なり国会なりがこちらにいるとすれば、金融界というのは何かお互いが一つ穴のムジナ、大変失礼な言い方ではございませうけれども、何か縁遠い存在でというふうな感じだったんですけれども、今度金融界自体が民間なら民間、日銀なら日銀、それから財政政策当局なら財政政策当局、あるいは立法府としての国会、国会というのは二つあって立法府としての国会、国会と国民の代表的な意味での国会でもあるんだらうと僕は思ひますけれども、そうした関係の、少し距離感を保つてお互いべつたりしないよというふうな関係づくりを前提にしたのが今回の日本銀行法の新法の精神ではないかという感じもするわけではございませう。

したがいまして、特に大蔵省から離れる、独立するかもしれない議論だけではなくて、金融システムの中の国民なり国会なり、あるいは日本銀行と財政政策当局との間の距離感ということによっていわばバランスが保たれた信頼性のある金融政策ということへつながっていくのかなと、こんなふうな氣がするんです。

その辺について、特に財政政策当局と日本銀行との間の緊張関係あるいは距離感というふうなものについて、総裁の御見解あるいは御見識というもの、ぜひ伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 私ども、これまで金融政策の変更などを行います際には、私が記者会見をいたしましたときだけ詳細に御説明をしましたが、またいろいろ資料を公表いたしました国民の皆様に御理解をしやすい努力をしましてまいりましたけれども、やはり今後独立性というものが強化をされたいと思ひますと、それに關連して、独立というものは決して独善であつてよろしいということではないと思ひますので、やはりまず国会との関係におきましても国会報告を従来以上に回数、

内容とも充実させるということもありません。また、政府との間におきましては、政府の経済政策との間の整合性が保てるような、相互に独立性を考へながらしかし政策の内容的にはこれは整合的であるというふうな努力が必要でございませうし、また国民に對しまして直接に私どもの政策委員会の議事内容を公開するというふうなことで御理解がよりいただけするように努力をしていくつもりでございませうけれども、その中で、今おつしやりました財政当局との間の緊張関係というのは大変適切な御指示であると思ひます。その言葉の中に、今回の日銀法の改正案で想定をしている政府と中央銀行との間のいろいろの新しい関係の基本というものが見出されるように感じますので、そういう考へ方でも私どもも受けとめてまいりたいと思ひます。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

大蔵省にお伺ひしたいんですけれども、緊張関係の一方の当事者でございませう財政政策当局を代表する部局としての大蔵省という立場かもしれませんけれども、例えば第十九条の第二項に政策委員会に政府、大蔵大臣も出席できるとなつていますけれども、最終的な権限は延期を申し出るだけではないか、こんなふうになつていますね。そういうふうなことから、あるいは日銀総裁のあれについてもう解任の自由なんか、これは今までと変わらないけれども、特別なことでもない限りもう独立性はちゃんと担保しますよというふうなことだと思ふんです。

そのことにあらわれていますように、一定の緊張関係で自主性を認めるということ。今までの法律ですとか何かすべて大蔵省の許認可の中の範囲でしか動けないという感じがするわけではございませう、そこはやはり精神、ただ今までと法律上変わったといふだけじゃなくて、新しい緊張関係をこれからつづいていくことによって両々相まつて国際的にも評価される金融システムということになつていくんではないかな、こんなふうなことが今回の法律改正の趣旨の一つではないかなと思ひます。

う氣もするんですけれども、一言で言ひますと総裁が言われたようなある種の緊張関係というものについて、大蔵省当局はどう考へてゐるのか。

私はあえて言ひますと、金融政策も経済政策の一環ですから、財政政策との整合性はとらなきゃいけませんけれども、整合性というのは私は必ずしも一致しないという整合性もあるのではないかなという氣もするわけですね。だって、延期するということだけしか要請されないということとは、意見が一致しないから延期だけしかないということですから、そういうふうなこともあり得ることもいひんすよ。だから、日銀は自分の判断でやりなさい、ただし私も言うことは言ひますよといふふうなのが今回の法律の前提ではないかというふうな思ひますけれども、いやそんな勝手なことをやらねえかぬ、おれの言うことを聞かなきゃだめだということを大蔵省が言うとは思ひませんけれども、私の受けとめ方が間違つておれば御指摘いただきたいと思ひますけれども、その辺はいかがでございませうか。

○政府委員(山口公生君) 委員の御指摘の点につきまして、大変大事な点の御指摘がなされていと思ひます。

それは、単に独立性という言葉で言ひますと、じゃ何と何との関係という相対関係だけでしか物を見ない。実は、AとBが離れたら今度BとCはより近づくかもしれない、じゃCとDはどういう関係かと、そういう相対関係だけでこの問題をやつておきますと、じゃ政府から離すだけすべてが終わるのかというふうになるわけではございませう。

そうではなくて、やはり御指摘にありましたように、結局は日本銀行の最高意思決定機関であります政策委員会の委員が金融政策に関する議決権を持つて最終的な判断を行うということでは金融政策の自主性や独立性が確保されると、こういうことだろうと思ふわけではございませう。そういう意味では、国民の皆様方も全体として日銀の金融政策についての自主性、独立性というものについては

御認識をいただきたいという、やはりそういう思想はあるわけでございます。

ただそれが、総裁もおっしゃいましたように、独善に陥られては困るわけでございます、ある少数の人たちだけの権限になってしまうわけですから。そうした場合には、例えば政府との関係で言いますと、そのポリシーを決定する際にいろいろな情報、いろいろな立場の人の声、そういったものを全部わかつて決めていたかなきやいけないということになるかと思ひます。そういう意味では、政府としては、今先生おっしゃいましたように言うべきことは言う、伝えるべきことは伝えるということになれば、そういった情報が欠落した上で非常に国民生活に大事な金融政策というのが決まってしまうと。決まってしまうからそれをどうこうと言ひましてもこれは大変なことになるわけですから、そういった意味では新しい関係といひましようか緊張関係といひましようか、そういう意味では政策の調整というものがやはり頻繁に、また緊密に、またそれがオープンにでき得ればならぬという点、今この点で考え方をどうしようと思ひましても、大変大事な点の御指摘だったというふうに思ひます。

○阿部正俊君　そういう意味からいいますと、緊張関係ということと世間といひましようか、あるいは国際的にも、あるいは国民にも見える形をつくるというのが大事なのではないのかという気がするんです、意外と。そういう意味からいいますと、例えば総裁の選任なり何なりにつきましてもその辺が、李下に冠じやありませんけれども、緊張関係を持てるような人選をぜひお願いしたいと思ひます。

僕はあえて、大蔵省のOBがいかにどうかという質問もあり得るかと思ひたんですけれども、しませんが、大臣どうかひとつその辺のことを念頭に置いて総裁の人選、あるいはその他の運営について御配慮を要望したいというふうに思ひます。

時間がありませんので、せつかくミスター外為

じやないけれども榊原さんに来ていただいていますので、ちょっと一つだけ簡単に触れます。四十条の外国為替の売買についての日銀の規定というのは、なかなか私人でわからない点がありますので、例えばみずから行うし政府の代行としても行う、あとは国際協調のために大蔵大臣が定めることのために行うとあつて、何かその辺がよくわからないのですけれども、非常に恐縮でございますけれども、榊原さんひとつその辺、どういふ関係なのか、何を日銀がすればいいのか、ちょっと簡単に御説明いただけませんか。

○政府委員(榊原英資君)　お答えいたします。

第四十条の第一項は、日銀の外国為替の売買について規定しております。日銀は、国際金融業務の遂行のための売買については必要な場合にはみずから行うことができるということでございますけれども、一方では為替介入については政府が行うということになっております。為替介入については日銀は事務の取り扱いをする者としてこれを行うということでございますので、為替介入にならない日銀の外国為替の売買というふうなものであることは日銀独自の判断で行われるということでございます。例えば、中央銀行同士の取引というふうなこともございます。

また、国際協力のための外国為替の売買でございますが、これは例えば債務国等についての救済というふうなことがよくございます。これは、最終的にはIMFとか世界銀行とか、あるいは各国の例えは輸出銀行等が協調してかなり長期の融資を行うわけでございますけれども、そのつなぎとして中央銀行あるいは国際決済銀行等が、私もブリッジローンと呼んでおりますようなローンをすることがございます。これは当然のことながら、政府が全体としてその債務救済のパッケージを見ておりますから、大蔵大臣の要請あるいは承認のもとでそういうブリッジローン等をしていただく、そういうことでございます。

○阿部正俊君　ありがとうございます。

一つちょっと不思議に思つたのは、大分自主性あるいは開かれた独立性という中でちよつとよく理解できなかったのは、支店を出すときにやはりまだ認可というものは残つていふんですね、新法では、昔は大蔵省の許可可だったんでしようけれども、部分的には残つていましようけれども、いわば支店をどこにどういふ規模で置かうかということについては自由にする、普通の銀行は、ということではないかなというふうに思ひますけれども、日銀についてだけ、普通銀行ほどの信用もなから認可が残つたのかなと。そんなばかたこととは思ひます。どういふことを大蔵省にお聞きします。

そして、日銀についても、場合によつては法律の第七条四項ですか、認可申請出しても大蔵省が認可しないときには何かはつきり理由を示さなきゃいかぬとかという規定がありますけれども、相対でそういうことあるべしと、その覚悟も持つて日銀は支店の認可その他について対応しますよというふうなことに、一言だけ日銀総裁にもお尋ねしたいというふうに思ひます。

○政府委員(山口公生君)　お尋ねの支店の設置の際の大蔵大臣の認可の規定についてでございますが、日本銀行の業務運営が通貨発行益を利用して行われる面が強いという特性に照らしまして、適正かつ効率的な店舗展開の担保のための公的なチェックが不可欠というふうに考えまして、現状どおり支店の設置の認可制を維持することとしたわけでございます。また、改正法案におきましては、仮に認可をしない場合の理由等を公表する規定を設けるなど認可手続の透明性も確保されております。法令に従つて適正かつ透明な運用がなされるものと思ひます。

普通の一般の銀行の支店の認可制につきましては、御指摘になりましたように、自主的にかなり緩やかに運営し自由な競争ということを進進しておりますが、日本銀行の場合、通貨発行益つまり

国民の財産というもので賄われているという面がありますので、現状の制度を維持させていただいておる次第でございます。

○参考人(松下康雄君)　私も少しは、認可制が残つていふわけでございますけれども、ただ、この改正法案での認可制の運用につきましては第五條の第二項におきまして、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」という規定もございまして。

こういう規定の活用によりまして、私どもは支店設置に關します大臣認可によつて金融政策の独立性とかあるいは業務運営の自主性が阻害されることはないというふうな期待をいたしておるところでございます。

○阿部正俊君　あと時間がわずかしかりませんので、最後にいたします。

今回、全く日本銀行法が変わります。新しく生まれ変わるといふ機会にしてほしいものだなというふうに思ひます。法律が変わつても法令が変わつても、運営のやり方とか、今と余り変わらないということがあるんだと思ひます。したがひまして、例えば大きく変わったと言われる、スリーピングから起き上がったと言われる政策委員会、起き上がったんですから違ふんでしよう多分、今まで寝ていたんでしようから、ということですね、例えば、その運営の仕方とか、あるいは先ほど私が触れました財政政策当局との緊張関係のあり方とかというものの、あるいは双方の、日銀だけじやない大蔵省もありますけれども、特に日本銀行のさまざまな機構の改革だとか、あるいは仕事をする人の意識改革といひましようか、というもので踏み込んで新しい姿というものを實現していただきたいなと、こんなふうな思ひます。そんなふうなことに、前と比べてどう変えていこうとされていのか、具体策があれば具体策を、なければ考え方を示していただきたいんです。

その際、あわせて職員の方々について、附

則の第二条に、辞令を新しく出さなくてもいいと。これは法律的にはそうでしょうけれども、できたら新しい日本銀行の職員としての誇りと自覚を持っていただくために新しい辞令を私はむしろ出してほしいというふうに思っています。場合によっては総裁も少し背広の色でも変えてというふうな形をとって、新しい清新な日本銀行というもの金融システムの重要な一翼を担うスタートを日本銀行法の全面改正の際にとっていただきたい。職員の意識改革のためにもぜひお願いしたいものだと思いますけれども、最後に総裁の御見解をお伺いして、終わりにしたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 今回の法改正に当たりまして、日本銀行自身がその意義を十分に自覚いたしまして、制度改正の趣旨に即し、実際の組織運営に最大限の努力を払っていくということは何より重要なことだと考えております。

具体的には今後さらに検討いたしてまいりますけれども、組織改革面での中心課題は政策委員会の機能強化という点でございまして、これに関連をいたしましては役員集会の廃止、また政策委員をサポート、支援するためのスタッフの充実や、政策委員会と業務執行部署との連携の強化といった点に十分配慮をして努力してまいりますつもりでございます。

また、議事要旨の公表を通じて、各委員の賛否とかあるいは政府代表の意見等も明らかにされてまいりますので、これによって政策決定プロセスの透明性向上にも一層努めてまいりたいと思っております。私ども、そういった努力によって、自己改革を通じて独立性と透明性を理念とする中央銀行改革に対して最大の努力をしてまいりますつもりでございます。

○阿部正俊君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時二分開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本銀行法案を議題とし、質疑を行います。

○寺崎昭久君 大蔵大臣にまずお伺いいたします。

このたびの日本銀行法の改正は、日銀に政策委員会制度を導入された一九四九年を起点にして数えてもほぼ半世紀ぶりでございます。全面的な、そして抜本的な改正と言えると思います。この間に言うまでもなく我が国を取り巻く環境というのは大きく変わりましたし、また、我が国経済も今日の繁栄を築いてきたわけでございます。そうした経過を踏まえて、我が国経済が、今後とも中長期的に見てインフレなき持続的成長を維持していくためには、今回の日銀法の改正というのは大変大きな意味があるだろうと考えております次第でございます。また、この際いわゆるグローバルスタンダードにも適合させるものになければならないと考えておられるわけでもあります。

そこで、まず今後日銀法の改正なのか、その辺について御所見を伺いたいと存じます。

○国務大臣(三塚博君) 寺崎委員御指摘のとおり、金融国際市場を中心として、マクロ経済の観点から見ましてもG7の国における金融システムの安定維持ということは喫緊の課題ということになりました。我が国も主要国のメンバーとして、我が国金融、そして資本市場を自由かつ透明で信頼のできる市場とすることを指さなければならぬという時代の強い要請が出てまいったところでございます。その中身は広範かつ抜本的な金融システム改革に貢献するものでなければなりません。

日本銀行は、多年にわたりそれぞれの責任を果たしてきつたところではあるが、やはりこの情勢の中で開かれた独立性、これを基本に諸改革が行われる。そのためには、抜本改正を行うことに

よって、世に言う手足を縛ってやれと言っておるのかという批判に十二分にこたえていかなければならぬというところで数々の法改正を行ったところでございます。まさに、我が国の金融システムの中核にふさわしい中央銀行に生まれ変わっていかねければなりませんし、二十一世紀が間近に迫っていることを考えますればまさにこの機を逃さないことはないか、こういうことで御提案をさせていただきます次第であります。

○寺崎昭久君 日銀法の改正問題というのはこれまでもしばしば取り上げられてまいりました。例えば、昭和三十三年三月九日の参議院予算委員会において、当時の山際日銀総裁は、できるだけ日銀法が改正されることを願っている、ということ述べられております。

このときの背景というのは、昭和三十三年から我が国がIMF八条国に移行したこと、また輸入の自由化を促進する国際公約、国際的な約束を行ったこと、あるいはOECDに正式に加盟することなどができたというようなことがあり、こうした国際化の波の中でこの後も日本の経済がそうした変化に対応していくためには日銀法の改正をする必要があるというのが御認識だったと思えます。

また、当時の田中大蔵大臣も改正の時期に来ているという認識を示されておりますし、昭和四十年には、大蔵省による改正試案概要も発表されたといういきさつがございます。しかしながら、日の目を見ないで今日に至っているというわけでございます。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、なぜそういう必要性が言われながら日銀法の改正が三十年も放置されたのか、どのように考えられておられるのか、また政府の対応についてもお尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(三塚博君) 現行日銀法、昭和十七年に制定されたことは御案内のとおりでございます。片仮名スタイルの法律でございまして、時代にそぐわない規定も多いと言われてまいりました。

抜本的改正については、御指摘の昭和三十三年、政府部内で改正試案が策定されるなど過去において議論が行われたことがあったものの、中央銀行制度は慎重な検討を要する事柄でありということまで至ったと承知をいたしております。今般、日本銀行を正規の金融システムの中核にふさわしい中央銀行に改革する必要性にかんがみまして、中央銀行研究会やさらに金融制度調査会の議論を踏まえまして改正法に至りましたと、こういうことでございます。

○寺崎昭久君 大臣の御見解では、日銀法が三十年にわたって必要性を認められながら改正に至らなかったのは、慎重に審議をした結果であると言で片づけられてしまふわけでありまして、その隔たりが大きかったために法案改正には至らなかったんではないかというように認識をいたしております。

例えば、昭和三十三年の五月に、当時の大蔵省財務調査官をされておりました下村治さんは、金融制度調査会のもとに設置された企画委員会に意見書を提出されておりますが、こういう内容のものでございます。

中央銀行が通貨の管理に任ずるといっても、管理通貨制の下での通貨管理は、国の経済政策のさまざまな目標遂行上の有力な武器であり、中央銀行の行動は、政府の経済政策あるいは財政金融政策に即応したものでなければならぬ。経済政策の統一性保持のためには、中央銀行を政府の最終的統制下におくべきであり、この点から現行日本銀行法の建前はむしろ是認されるべきである。

という見解を示されております。これに対して、日銀の特別審議室長の松本重雄さんも意見書を提出されているわけですが、日銀の方は、国民経済の長期にわたる健全な発展のためには、通貨価値の安定が不可欠の前提であるが、現実には通貨価値の安定が当面の要求から犠牲にされた例が多く、将来もその可能性は少なく

ない。金融政策の中立性およびこれと相表裏する中央銀行の独立性は、通貨価値の安定という目的の面からも必要だ。

まさに真つ向から対立した意見を出されているわけでございます。

また、巷間伝えられるところによりますと、大蔵省の見解というのは最近に至っても、財政、金融は一体であるべし、その方が効率的だということをおっしゃられているようにも伝わっており、すけれども、大蔵省はやはりそういうお考えで見ておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先生御指摘のように、いろいろこの日銀法をめぐる経緯というのがあったことは私も存じておりますけれども、今申されました下村博士あるいは松本博士の対立とされているような問題もございました。

それは、昭和三十五年のころになかなか意見が合わないということで両論併記で金融制度調査会の答申が出たということからも、御指摘の点は事実だと思えます。ただ三十九年に、先ほど御紹介いただきました、一応法案の形でまとめよう、出そうとしたときには、そこは意見が一致せまされて御提案を申し上げたという経緯がございます。

したがって、いろいろな議論の過程では、考え方の違い、理念の違い、特にこうした日本銀行という非常に歴史的あるいは国家行政組織的に見てもなかなか位置づけの難しい組織というものをどう考えるかというは大変ある意味では難しい、またすぐ理念的な議論になりやすいという面がありまして、そういった経緯は当然出てくるものであつたかと思うのですが、そこはまた意見の一致を見てやっていると、必ずしも統一してきているということではございません。財政と金融の分離論の話とは直接的に私も結びつかない問題かなという気がいたしております。

○寺崎昭久君 日銀は、財政と金融はその主体がひとりである、ひとりというのは抽象的な言い方

ですが、そういう方がよろしいと今でもお考えなのかどうか、あるいはそれぞれの主体を分離した方がよい、日本経済のためにそれの方がいいとお考えなのか、確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の点について私なりに理解しましたところによりますと、日本銀行が行っておりますのはいわゆる通貨の調節といひましようか、俗に言う金融政策といひましようか、公定歩合を上げ下げする、あるいは市場の金利を適正なものに持っていくというような金融政策と言われる部分でございます。

財政と金融が一体として行われるべきではないかというときの金融といひましようか、金融行政といひましようか信用秩序あるいは監督・検査、そういったもの、あるいはポリシー・メイキングといひましようか企画立案、そういった日本銀行がやっている金融政策でない部分というふうに理解しておるわけでございます。

○寺崎昭久君 金融政策についても、日銀がやっている部分あるいはそれ以外の部分と分けるのはなかなか一体不可分なところもあつて難しいんだらうと思ひます。それから、確かに財政、金融に對して一元的な権限を持つていてというのは私は大変効率的なことだらうと一面では考えております。

ただ、それだけに例えば経済政策を失敗したということになりますとマイナスの影響もはかり知れないほど大きいんではなからうかと思ひますし、多くの国々が財政と金融を分離する、あるいはそういう傾向にあることは歴史とか経験の教えるところなんではなからうかと思ひます。

また、財政、金融が一体であるということが効率的だとしてもそれは金融当局のお考えであつて、国民にとつて効率的である、そのことの方がいいということにはわかにならないということも考えておいてもらいたくないと思ひますし、日銀法の改正が軒余曲折を経て今日に至り提出されているわけでありましようけれども、なぜこの三十年改正が行われなかつたのか、どういふ溝があつたの

かということをお明らかにしておくというの、私はこの改正に当たつて大事なことでないかと思つております。

大蔵省の国家経済経営に対する自負心というのは、私は日ごろから大いに尊敬も評価をしていゑるものであります。しかしそれはしばしばおごりや独善性に陥らないとは限らない、そういうもの刃の剣といひましようか、そういう面もあるだらうと思ひます。

実は、この三月十九日のある新聞に次のような記事が載つておりました。東京商工会議所の中西真彦副会頭が一月十四日の金融制度調査会日銀法改正小委員会に発言されたときの様子を載せているわけでありましようけれども、それによりますと、大蔵省が持つ日銀予算の認可権を日銀が大蔵省に届け出るといふ仕組みに変えたらどうだという提案をされたときに、その席におられた大蔵省に原籍を持つ内閣法制局の部長さんが、一切の行政は内閣を離れて存在しない。日銀の予算を届け出制にしても内閣の統制下にあるという自信はないといふことを述べられていたようであります。いわゆる違憲論を持ち出されたといふことであります。これに對して中西氏は、歴史的な改革をやろうといふときに、今の法制に合わないからだめといふことでは議論は進まない、改革はできない、会合にはもう出たくないとおっしゃつたといふ記事が載つております。

この記事を読みまして、私は中西氏の怒りといふのはもつともであると思ひましたし、そもそも金融制度調査会のようないわば大蔵省の諮問機関に日銀法の改正をゆだねるということが正しい選択だつたんだらうか、これは議員立法でやるべきだつたんだらうかといふような感想を持つたような次第でございます。また、この部長の発言はちよつと行き過ぎではないかといふようにも思ひました。

そこで、大蔵省にお尋ねするのですが、この部長の日銀の予算を届け出制にすると思ひますと、その部長の発言は事実なのかどうか。もしそうだとすれば、趣旨についてわかりづらいので、もう一回御説明いただけたらとありがたいと思つております。また、この考え方を大蔵省は支持されているのかどうかあわせて伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 金融制度調査会の日本銀行法改正小委員会でもかなり綿密にいろいろな御議論を賜りました。その中で、今先生御指摘の予算の認可のあり方についても活発な御議論をいただいたわけでございます。

ただ、小委員会の性格上、だれがどう言つた、あるいはそれが問題にされるということとは、やはり諮問委員会としての性格上、私の方から余りそれをこの場で明らかにすることはお許し賜りたいのでございますけれども、こうした予算の認可のあり方について、届け出制という形がとり得るのかどうかという議論もあつたことも事実でございます。また認可にしても、政府の認可あるいは国会での認可、いろいろな形式がある、何もしない、いろいろなバリエーションの中のいろいろな御議論の中の一つでございます。

それで、私も私としては政府提案の法律を用意しておりました以上、内閣として憲法に關し疑義があると言われようものを御提出するわけにはいかなないといふことで、当然のごとくその辺についての議論もいろいろ参考として法制局の御意見等も伺わせたいたつたわけでございます。そのときに、予算について申し上げますと、この予算の財源はほとんど通貨発行益、つまり二十数円の一円札を一万円として利用させるわけですから、そこには益が出るわけでございます。その利益はやはり国民のものではないか、それを予算として使うときに事後届け出といふ、何ら事前のチェックなしでいいのかといふような議論がありました。

それについて、やはり日本銀行の法的な性格はいろいろあるにしても、広い意味の行政といふものの中にある以上、その最終的な責任として内閣が何らかの責任を負える形にする必要があるのではないかといふのが現代における、現在におけ

る憲法の解釈としてはそういう意見の方が多いだろうというような御所懐でございます。

そうなつてみたときに、やはり今回御提案申し上げております政府の認可という形を残そう。ただし、それが乱用されてはいけけない、金融政策に影響を与えてはいけけないということで対象を絞りまして、それから、それによって圧力がかかるということがあれば、いけけないということ、その認可をしないような場合は公表しましょう、ということに、国民の皆様が、みんなが見ているところで議論すれば、そういうこともないであらうということにさせていただいたということでございます。

○寺崎昭久君　今のお話ですと、日銀の予算を届け出制にすると違憲のおそれもあるということもあって、認可にしたというように受けとめてよろしいでしょうか。

○政府委員(山口公生君)　その辺につきましては、私がお答えするより法制局がじかにお答えする方が正しいかと思いますが、その届け出制という形で国民の財産であるものを事前のチェックもなしにいいのかということになると、疑義の念を禁じ得ないというような感じだろうと思うんですが、いいますが、そういった御議論が結論でござい

○寺嶋昭久君 予算は言うまでもなく新しい日銀法においても政策委員会の議を経てつくられるものとだと承知しておりますし、審議委員は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命されるわけでありますから、届け出制をとったとしても内閣あるいは国会が全く関与していないということには私はならないと思います。

それから違憲か合憲かという判断については、確かに両論あることも承知しております。昭和三十四年にも日銀予算を届け出ることについて、違憲か合憲かという議論がなされておりますが、昭和三十四年四月の日銀法改正小委員会での結論は、次のようなものでございました。行政的権限を日銀に付与することは、憲法の手取しなないとこ

ろであつても、事柄の性格上、独立性、中立性を要請される事務なので、必ずしも憲法は禁じていない。監督方法が留保されていれば違憲の疑いは生じないという見解を示されております。

憲法學者の大方は、憲法六十五條に書いている行政権が内閣に属するというのは、単にそれが立法府だとか司法府に所屬していない、帰屬していないということを書いたにすぎないというようなことを言っているようにも思いますが、こうした立法政策的な問題というのは、内閣法制局の判断も必要だとは思いますが、むしろそうではなくて国会の議論にゆだねるということの方が私は正しいんではないかと思いますが、再度その辺について御見解があれば伺います。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘の点は、大変ある意味ではこの日銀法をまとめるに際しての最も難しかった部分でございます。いろいろな学説もあるようでございます。

ただ今ちょっと御紹介いただきましたように、行政権が内閣に属すると、これは憲法に書いてあります。それで、その監督方法等が何らかの形で確保されればということが条件でそういう行政権限的なものをこういった日本銀行に与えてもいいだろうと、こういうことでございますが、その中の議論でその監督等あるいは人事権あるいは予算権、そういうものをどこまで内閣が握っておけばいいのかという問題でございます。

そこで、人事権というのがまず一つござい
ます。例えば総裁の任命をだれがするの
か、あるいは政策委員の任命をだれが
するの、かという人事権があります。そ
れから予算、例えば行政の独立委員
会、公取なども独立した行政委員会
であります。予算はやっぱり内閣で
取りまとめをやるわけでございます
ね。それから、あと監督権という
ものがあるわけです。

それで、どの程度確保すればいいのかというの
で、かなり学説によつて濃淡があらうかと思いま
す。人事権について疑問視する人は余りいないと
思うんですけども、その他は実はいろんな御議論

論があるということです。それで、今回、いろいろ各委員の御意見を集大成しまして、人事権と、それからそういったセーフガードをつけたぎりぎりの予算認可権、それからごく限られた法令・定款違反等の監督権、これはだからいわゆる広い意味の監督権じゃない、ごく限られた監督権、しかも立入検査権とは認めないという形で、のぎりぎりのつながりというものを行政府との間に持たせた形で御提案申し上げたということです。

○寺崎久君 私は、認可でなくても届け出でも十分監督とかそうした目的を果たし得るんではないかという立場をとるものでございますが、松下日銀総裁に御出席いただいておりますので、一言お伺い申し上げたいと思います。

例えば、日銀予算を法律にあるように認可制にするのと届け出制にするのでは、その対応において何か違いというものは生ずるのでしょうか。また、日銀の方からいうとどちらが好ましい制度とお考えなのか、御所見を伺いたいと思います。

また、認可できないというような場合には、政府においてその理由を公表するというような点で、これが中央銀行としての独立性を阻害いたさないという点での配慮が行われ、いわゆるセーフガードと海外で申しますが、こういう制度が伴ったものというにしていただいておりますので、その実態から見ますというと、今後の運営上私どもが心配をしておりましたようなことには至らないというふうに考えております。

○寺崎昭久君 このたびの日本銀行法の改正のポ
イントというのは、やはり中央銀行の独立という
哲学が入っているのかどうかということなだら
うと思います。独立といっても、日本銀行が認可
法人である以上、すべてのものから何の制約も受

けない、チェックも受けないという意味での独立性というのは存在しないだと思えますけれども、それだけに日銀の方に要請したいことは、アカウンタビリティーをしっかりと果たしてもらいたいということでございます。

まず、この法文に規定されている内容から伺いたいんですが、これは大蔵省にお伺いいたします。改正法案の第五十四条には、業務、金融動向、政策等については大蔵大臣經由で国会に年一回、六月ぐらいでしょうか、年一回報告書を提出

しなればならないとあります。まず、この大蔵省經由としたのはなぜか。それから、年一回としたのはなぜか。この点に關して言いますと、私は直接国会に報告書を提出してもいいんではないかと思ひますし、それから、普通の事業会社ですと、半期ごとの事業の見直しとか、あるいは決算であるとか、仮決算であるとかいうことをやるところは少なくありませんから、報告書も年二回程度は必要なんではないかと思ひますが、その辺について大蔵省にお伺ひいたします。

○政府委員(山口公生君) 五十四条をこらん賜りますと、日本銀行はおおむね六月に一回ということでございますが、年にすると一回というふうにさせていただきますいております。

こういう形でもって、できる限り国会の方へい

ろい御報告を申し上げるという形にさせていた
だいたわけでございますが、大蔵大臣を経由して
といひますのは、他の立法例も大体そういう形に
なっております。經由するからといひまして内
容を審査して手直しをさせるという意味では全
くございせん。

○寺崎昭久君 この五月の六日に新しく誕生した
英国のブラウン新蔵相は、イングランド銀行の総
裁に新しい金融政策の枠組みに関する書簡を送り
まして、その中で、金融政策に関する権限をそれ
までの大蔵大臣からイングランド銀行の金融政策
委員会、これは新設されるんでしようか、に移管
されるようにというような意見を述べられたやに
聞いております。

イギリスでも多分報告を求められるだろうと思
いますし、同委員会は議事要旨を公表し、議会
に對して直接報告しなければならぬというよう
なことも規定されているようでありまうけれど
も、この報告の対象の中には、例えば予算とか、
それから業務、あるいは方針といったようなこと
も含まれていて聞いているわけでありまうけれ
ども、そうしたことを考えてみますと、我が国
においても、何も大蔵省經由でやる必要性はない
のかなど、形式的にそうされているような御発言
もございましたけれども、その辺の見直しとい
うのはやられる予定はございませんですか。

○政府委員(山口公生君) 他の立法例もこうした
ケースにおいては主務大臣を経由して、例えばN
HK等もそうでございます。それと何ら変わる
ものではないということ、それから經由してと
いうことでございまして、中身をチェックして
云々ということではございませんで。また、例え
ばこれが提出されたときに、大蔵大臣はどう考
えるのかというふうな尋ねがあるような場合には、
大蔵大臣はやはりこれを知っておく必要があ
らうかと思つてございませんで。

したがって、何らこれは日本銀行の金融政策を
曲げたり、あるいは影響を与えたり圧力をかけ
たりというものでは全くだございませんで。これは、国

会での御議論をより活発にしたいために、
報告の回数をややし、それで説明義務を課して
いると、こういうことでございませんで。

○寺崎昭久君 このことについて日銀にも一言お
尋ねしようかと思つたんですが、時間も余りあり
ませんで別の問題を質問させていただきますとい
ひます。

実は、ことしの二月に、金融制度調査会の会長
を務められた館龍一郎さんが国会への業務報告に
関するインタビューの中で次のような発言をされ
ているんですね。「残念ながら日銀は国会に對し
て直接報告し、政治からのプレッシャーをはね返
せるだけの訓練を受けていない。金融政策の獨立
性を確保していくうえで、政治との間になんらか
の緩衝材が必要だ」と。今局長のおっしゃられ
た認識とは大分違つていて、こういう方が金制調
の会長をされていいのかと思つたんですけれど
も、また、これを拝見しますと、やはり金制調も
アカウンタビリティにたええというよりは、
できるだけ報告は最小限にしたいとか、あるいは
やむを得ず報告するとかいうスタンスがあるん
じやないかというふうな疑いが晴れなかつたわけ
であります。

大蔵省は、そういうつもりでこの条文がある
といふには理解していないですね。館先生が
おっしゃるように、政治からのプレッシャーをは
ね返せるだけの力がないから大蔵が緩衝材にな
るんだと、確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 私から館先生のお気持
ちをかわりに述べるとは、本当は御自身にお聞
きいただく必要があるのだけれど、お聞き
ますが、館先生が恐らくおっしゃったと思ひま
すのは、これからの日本銀行が言つてみればこ
うした気概を持つて今まで以上に頑張つてもら
いたい、こういうお気持ちだと思つてございま
す。

金融制度調査会の小委員会でも、館先生初め
委員の先生は真剣に日本銀行のこれからのあり
方というのを御議論いただきました。ある意味で

は、日本銀行を非常に大切に思ひ、今後の活躍を
期待しておられるわけでございます。そのとき
に、こうした報告書の提出とあるいは国会の出席
義務というのを書き入れさせていただいたことを
契機に、先生方としてもぜひ日本銀行にこれまで
以上に頑張つてほしいというお気持ちをあらわ
されたといふふうに私は感じております。

○寺崎昭久君 手元に「日本銀行を中心とする戦
後金融の実態調査」という昭和三十四年三月十八
日の報告書がございませんで。これは中央銀行制度特
別委員会のもとに設けられた実態調査小委員会と
いうところがまとめた七十ページに及ぶ大変分厚
い報告書でございませんで。この小委員会のメンバ
ーというのは、日銀の理事をされた舟山正吉さん、
朝日新聞の土屋清さん、日経新聞の円城寺次郎さ
ん、エネルギー調査会の稲葉秀三さんという大
高名な方々でございませんで。

それで、その調査結果を拝見しますと、いろ
ろ今日でも考えなければいけないような内容が
たくさん盛り込まれておりますので、ちよつと披露
させていただきます。

まず日銀の方にお伺ひいたしますが、その中
で、例えば我が国の戦後の経済状態それからそ
の中における金融のあり方について触れているわ
けであります。日銀の信用調整には貸出政策並
に公開市場政策とも欠陥が多く認められ、通貨
価値の安定、国際収支の均衡、経済の安定的成長
が必ずしも満足すべき程度に達成されたとはい
えない。これは戦後経済の混乱といふことはあ
るにしても、そういう認識を示されております。
そういう戦後経済の混乱といふことがあるにして
も、「日銀の政策が適時適切に行われたならば、
この間にあつても経済変動の幅を最少限度に止
め、相当程度信用調整の実をあげることも出来
なかつたであらう。われわれが期待する日銀
の使命はここにあり。」と、「日銀は常に通貨価値
の安定とか、中央銀行の中立性堅持を口にする
が、果して行動においてその通りを行つて
いるかどうかは、自ら深く反省する必要がある

う。」「日銀当局に熱意と責任感があるとしても、
それを高度に現わすには勇氣と決断が必要であ
る。」「過度に慎重であると、何事も政策をなし得
ないという結果にならう。」と、「毅然たる態度」
が必要だと。また、「今後法律上いかに中立性を
日銀に確保しても、結果的にはそれが実現し得な
いといふこと」になると、毅然とした態度がない
と。こういうようなことも言われております。

世間から見ますと、日銀と大蔵の関係というの
はどうも上下関係のようにあるんじゃないかとい
う見方も少なくありません。正しいと思ひ思つ
ておりませんが、そういう見方もあると思ひま
すし、やっぱり日銀が行動でこれからも示してい
かなければいけないという課題でもあらうと思
ひます。総裁に御所見がございませんでお願いし
ます。

○参考人(松下康雄君) 御指摘のとおり、この昭
和三十四年の金融制度小委員会報告におきま
して、金融政策運営に關して厳しい御指摘をちよ
うだいたしております。

今日の立場から振り返りますれば、その時期は
戦後の大インフレがおさまりましたから、その後
まだ経済の復興の過程がおおむね緒についた段階
でございまして、金融政策を含めいろいろの経済
政策運営に当たりまして十分な手法が確立して
いなかった時期のように思ひますけれども、それ
にいたしましても、そこで非常に先見性を持た
れて、今後、中央銀行としての中立性という言
葉であります。これを尊重して、金融政策運営に
誤りなきを期すべきであるといふ御指摘につ
きましては、日本銀行といたしましてもそうい
った御指摘を踏まえて、その後に適切な政策運
営を図るための金融政策手法の改善であります
とか、また金融、経済の調査・分析能力の拡充、それ
に関連する内部体制の整備など、いろいろの面
で努力を重ねてまいつたところでございませんで。

それらの努力を通じて、しかし最も重要であ
りますことは、ただいま御指摘をいただきましたよ
うな中央銀行の使命に關しまして、これは私も

は物価の安定という使命を持って、責任を持った政策遂行を行わなければならないということを常時肝に銘じまして努力をしまいたいということであらうと思います。

今回、この日銀法の改正の機会に、その点におきまして法律全体の中央銀行としてのあり方が一新され整備をされることになりましたれば、これは私どもにとっても大きな励みでございしますから政府に對ししても申すべきことは申し、またしかし、政策の上で整合性を図るべきことは図るという立場に立つて努力をしまいたいと思ひます。

○寺崎昭久君 大蔵大臣にも一言お伺いしたいんですが、大蔵省に關してはこの報告書は次のようなことを指摘しております。

少し長いんですが読ませていただきますと、「大蔵省は日銀に對して権限を附与したる以上その範囲内においては極力日銀の自主性を尊重し、細かい干渉や威圧を加えないよう努力すべきである。」「これまでは大蔵省が公定歩合政策の実施についても、事実上大きな発言権を持ち、大蔵大臣の同意なくしては日銀はその権限を行使し得なかつたように見られるのは、今後のあり方としては考慮を要する点である。」「従つて大蔵大臣の同意なくして日銀が勝手に公定歩合の操作を、ちよつと違ひました、今のところは飛ばします、長いので、「公開市場政策の実施にあたつては、政府短期証券の金利決定」と、ちよつと整理が悪くて申しわけありません。

結論から言うと、大蔵大臣の日銀に對する監督は大所高所からの監督にとどめ、細かい干渉は極力排除すべきであるということを言つております。いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 今度の大改正、先ほど申し上げましたとおり、開かれた独立性ということと、自己責任で物事を決定していくということであり、もちろん、経済政策全般にわたるもの、また為替制度等について国際金融システム、マクロ経済の安定という国際的な責任、国内的に

も金融システムの安定のために行わなければならないこと等については、絶えず連携を密にして整合性を保つというのには終裁からも申されておるところでございします。まさにそのほかの重要な案件として、通貨及び金融の調節、このことによりまして物価が安定をし、インフレなき持続的な成長がもたらされるであらう、こういうことであります。

資金決済の円滑の確保、まさにこれは信用秩序の維持に当たるわけでございまして、運用等につきましては、それぞれが政策委員会の強化を初めとするワンボード化、議決事項の拡充、さらに法定化ということになっておりますし、さらに業務の面におきましても、特種、国際金融業務、審査等の明確化ということなど、旧法にありません点を大幅に本改正によつて位置づけたということは画期的なものと思つておりました。一々大蔵省が干渉して内閣が干渉してという批判、懸念に對しまして、全くそういう体制ではありません、法定上においてこれが位置づけをされたという意味で私は画期的なものだと思つておるところであります。

○寺崎昭久君 今回の日銀法の改正には多くの方が関心を持たれております。それだけに、どういふ専門家の議論の結果こういう改正案にまとまつたのかを知りたいと思つておられる人も大勢いらっしゃるわけでありまして。

先ほど銀行局長は、各委員がどういふ発言をされたのかはちよつと公表を差し控えたいという趣旨の御発言がございしましたけれども、例えば中央銀行研究会あるいは金融制度調査会の議事録というものは未来永劫に発表されない予定でしょうか、お伺いします。

○政府委員(山口公生君) 中央銀行研究会及び金融制度調査会、いずれもこうした小冊子で結論部分はきつちりと公表いたしております。

それから、会議の都度、主として私ども事務方が説明というよりは、例えば館座長あるいは鳥居座長とがみずから、どういふ議論があつたのか、

どういふ結論になつたのか、どういふプロセスだったかというのを綿密に、記者会見をすぐおやりいただきますして、それで明らかにしてございします。いろいろ一部の新聞で何か議事録らしきものと言われるものが出たりして、それがまたおもしろおかしく白か黒かみたいな議論が随分されましたけれども、きつちりその辺のプロセスも含めて、その都度その都度ディスクロージャーを圖つております。

なお、今先生が御指摘のございました金融制度調査会や中央銀行研究会の議事録そのものを、だれがどう言つたかということまでディスクローズするかに對しては、各委員の先生方のいろいろお立場というのがありますし、やや慎重に考えるべきだと思つておりますけれども、じや未来永劫どうかということになりますと、それはまた各委員の先生方がもうそろそろよろしくあらうといううなことにでもなれば、そのときにはまたさういふことが明らかにされるということもあり得ると思ひます。私がこの段階で、あくまで事務局でございしましたので、委員の先生方が本来的にはお決りになる話だと思つております。

○寺崎昭久君 御趣旨は理解できますけれども、やはりいろいろな議論を経て法律ができるわけでありまして、専門家の意見が間違ひなく取り入れられておるんだということを証明するのにもみずから責任であり、あるいはこの法案の改正を進める立場にあつた大蔵省等の責任でもあらうかと思ひます。私は、いつとは申しませんが、議事録を必ず公表してもらいたいと期待している次第でございします。

それでは、以下は法案に沿つて若干の質問をさせていただきます。以下は法案に沿つて若干の質問をさせていただきます。

まず、目的、理念ということですが、日銀法改正案の第一条第二項で、「信用秩序の維持」を目的とし、というようにうたつております。また第二条は、「日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たつては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを

もつて、その理念とする。」というように目的と理念を使い分けられております。法律用語として、理念とか目的というのは果たして厳格な定義があるのでしょうか。私は、例えば国民経済の健全な発展に資することをもつて目的とするときも何ら支障がないんじゃないかと思ひますが、あえて分けられた理由をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘は大変こともつともな御指摘でございしますが、この日本銀行法は組織法でございまして、組織を定める法律、もちろんその中にはファンクシヨンも書いてございします。そうしますと、何を行う組織なのかということを通常目的の規定に書くというものでございします。

そうしますと、日本銀行は「銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行う」というそのための組織、それを目的とする組織であり、なおかつ「資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資すること」と、こういつたことをやる目的の法人だという意味で「目的」と。目的というのは確かに広い意味で見ますと、先生がおっしゃいますように、何のためこんな組織が、究極の目的は何だといひますと、先生がおっしゃつたような理屈の方が正しいわけではございしませんけれども、組織法として見た場合にはさういふ意味。そうすると、その組織法がさういふことをやりますということに、どんな考え方でもつてそれをやるのかというのを理念という形で書かせていただいたということではございします。

○寺崎昭久君 こういう表現方法をとられまして、往々にして責任の所在が不明確になることがあるんですね。例えば物価の安定と信用秩序の維持がトレードオフの関係になつた場合に、どちらが優先するんだらうかということをお尋ねします。あるいは、物価安定のための金融政策の主体と責任、またいわゆるブルーデンス政策の主体と責任は、大蔵省なのか、日銀なのか、金融監督庁ができたとしてそれなのか、あるいは預金保険機構

なのかというようなこともいろいろ思いをめぐらす余地が出てくるわけでございます。

そうならないためには、もう少し日銀の基本的な役割はこれですと、そのためにはほかのことは第二義的に考えていただいて結構ですと読めるようなつくり方をしていたいただきたいものだなと思っておりますが、せっかくのことでもありますから、ブルードン政策と物価の安定というのはどちらが優先するとお考えなのか、大蔵省にまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 第一条の第二項をお読みいただきますと、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する」と、「資する」というふうに書いてございます。したがって、先生が御指摘のブルードン政策の、つまり信用秩序そのものの一義的責任は政府にあるというふうに考えます。

ただ、最後の貸し手としての日本銀行の機能がございまして、その機能を通じる限りにおいて、こういう資することを期待しているわけでございまして、そういうふうにお考えいただければよろしいかと思ひます。

○寺崎昭久君 了解いたしますが、それなら物価の安定を妨げない限りにおいて、金融システムの安定という目標に対して政府に協力する、日銀は協力すると、こう書いていただくこととすつきりするなというふうに思っております。

同様のことが物価の安定と国民経済との関係にも出てくるわけでございまして、改正案の第二条は、理念として「物価の安定を図ることを通じて」、これが一つ。それからもう一つは、「国民経済の健全な発展に資する」とあるわけでございまして。理屈でいっても、複数の目的を持った方がいいは目的を広い範囲にしますという面倒なことが起こりかねないわけでございます。例えば、政治の介入などというものが起こりやすくなるわけでございまして。典型的な政治介入の例というのは、一九七三年の公定歩合の引き上げと物価の関係を挙げることで

ができると思ひます。当時は田中内閣でございまして、列島改造計画それから積極財政を目玉にしておりました、金融緩和によつて物価が騰勢を強めるという、そういう時期がありました。当時の佐々木日銀総裁は、七二年の夏ぐらいから警戒態勢、危険水域に入りつつあるという認識を示されたとわけてありますけれども、その後の経過でいいますと、七三年の一月に預金準備率の引き上げが行われただけで、公定歩合には一切手がつけられなかつた。あるいは七三年の二月は、そういう御議論があつただけけれども、予算審議中であるからちよつと待てという圧力があつたやに伝わっております。七三年の三月は預金準備率が引き上げられたという経過がありまして、結局公定歩合引き上げのタイミングが半年ぐらいたんじやないか、そのために七四年の狂乱物価が生じたんではないかというふうに指摘する人も少なくないわけでございます。

これは、大蔵省と日銀と両方にお伺ひしたいわけでありまして、物価と国民経済、この二つの目的に対してどちらに軸足を置くことを期待しているのか、置こうとしているのか、お尋ねしたいと思ひます。日銀からお尋ねします。

○参考人(松下康雄君) この物価と国民経済でございまして、御指摘のこの改正法案の第一条は、「通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する」というふうな規定をされております。まずこの物価の安定につきましても、やはりいろいろ物価の安定を図る方法はございまして、けれども、その中で最も大きく効果を持つ一般的な問題は、マクロ的な金融政策の行使によつてこれを安定させていくということとございまして、これは直接中央銀行の政策にかかわつてまいる目的でございまして、この物価の安定を図ることにより、持続的なインフレなき経済の安定成長が実現できる、そのことを物価の安定を通じた政策の究極の目標というふうに置いているわけでございまして、これは私どもの立場からいたします

と、物価の安定を図るということに私ども専念をすることと結果的にそれが経済の安定的な発展に役に立つというふうな理解をいたしております。

○政府委員(山口公生君) 国民経済の健全な発展の前提として、やはり物価が安定しているといふことは大変大切なことだと思つてございまして。したがって、物価の安定ということに意を注いでいただいて、それがひいては国民経済が健全な発展をするといふことを私どもは期待しているわけでございます。

○寺崎昭久君 あえて申し上げますれば、つい最近もいわゆる白紙撤回事件とか言われている案件があつたり、政治が金融政策に対して介入するやうな話がないでもございせんので、もしそういう話がどこからか飛んでいきましたら、日銀は政策委員会の議事録にでも載せて大いに公表していただきたいと私は期待しております。

それから、日銀にお尋ねしますが、物価の安定といふ中に資産価格の安定を加えるのかどうか、その辺についてお考えをお尋ねしたいと思つております。物価の安定という場合には、普通は一般物価を指していると思ひます。しかしながら、一九八〇年代後半のいわゆるバブル期において、一般物価が安定している状況のもとで地価だとか株価が高騰したというような経緯を勘案しますと、土地や株の資産価値の安定というのも金融政策の最終目標として考えた方がいいのかなというふうな考えがございまして。

もちろん、ここところは議論のあることだといふのは承知しておりますし、とりわけ株価だとか債券といふのは、これは中間目標にはなり得ても最終目標にはなり得ないではないかといふのが一般的な認識のほうにも思ひますけれども、私は、少なくとも地価については基本的な生活関連のものでありますし、とりわけまだ多くの人が土地つき一戸建ての住宅を持ちたいと願つていふやうなことを考えますと、やはり金融政策の最終目標としてある程度の土地・地価対策といふのも目配りしなければいけないのではないかと、そ

んなふうな考えるわけでありますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の点は、私どももいたしまして、バブルの反省も踏まえまして資産価格の動向などには十分の注意を払いながら、インフレなき持続的成長を目標とした政策運営を図つていくという考え方をとつていかなければならないと、これまでも繰り返して述べたところでございまして。

ただ、地価、株価というやうな資産価格は、そのものとして見ますと、その中に将来の経済成長についての見込みあるいは企業収益の見通しといふやうないろいろな要素を織り込みながら変動していくという面がございまして、一般物価とやや動き方を異にする場合もございまして、直ちに一般物価の安定と全く同じような意味で金融政策の直接の目標に含めることは適當ではないのではないかと、このように思つてございまして。

ただ、しかし、資産価格の動きそのものは、経済の先行きに関する非常に有用な情報、市場の先行き見通しといふものを反映しているものでございまして、また資産価格の動き自体がはね返つて経済の実体の動きに影響を及ぼしてくるということもございまして。そのあたりが私どものバブル時代の反省でもございまして。

したがって、私どもとしては、こつちの観点から、資産価格を価格変動を示唆する重要な材料の一つであるという位置づけをいたしまして、今後ともその動向あるいは経済に及ぼす実態的な影響といふものに十分の注意を払いながら適切な政策運営を図つてまいりたいと思つております。

○寺崎昭久君 例えば、土地の価格等にどれぐらいのウェイトを置きますかという表現をすることは困難なかもしれませんが、先ほどのバブルのときにかんがみて、こういう場合には対策は打つと。たとえデフレ政策だと言われても、あえてやるといふやうな限界みたいなものはおありなん

しょうか。

○参考人(松下康雄君) 資産価格が現実経済に及ぼします影響は、経済の局面に応じて非常に異なっております。

例えば、アメリカあたりでも最近株式の価格動向に連動いたしまして、中央銀行のいろいろな発言が反響を呼んでおりましたけれども、そのようになかなかこれを一つの基準でルール化してまいらぬというところは難しいのではないかと思います。私どももさらにこれまでのいろいろな資産価格と一般物価あるいは経済の動向というものの関連についての分析は鋭意努力をいたしまして、その中から将来に対する有益な教訓を引き出してまいらぬようにしたいと思っております。

○寺崎昭久君 次に、物価の安定と為替相場の関係について引き続き日銀にお尋ねしたいと思っております。

四月二十五日、衆議院の大蔵委員会ですが、総裁は、金融政策の目標についてこういう御発言をされております。金融政策の目標について、それが国内物価の安定と限定的にとらえるか、あるいは円の対外価値の安定も含むのか、通貨価値の安定ととらえるか、なかなか議論のあるところだと思つた。しかし私は、為替相場まで含めるとかえつて国内物価の安定を損なうことも考えられるので、物価の安定を基準にしたいという御趣旨の発言をされ、金融政策は為替相場の安定や対外不均衡の是正に過度にとらわれないように注意しなければならぬ、こういうこともつけ加えられております。

これを聞きまして私は、日銀は正直言つて円高とか円安だとか、そういうニュースを聞きながら一喜一憂している国民とか企業家の気持ちをどう考えているのかなと。あるいは為替相場が日銀の金融政策を制約していないというようなずつと一貫した認識を持っておられるのかなとか、そんな疑問もあつたわけでありまして。

為替相場とか介入というのが国内物価にどんな影響を与えておられるのか、これは一般

論でも結構ですが、その関係について御所見を伺いたいと思つております。

○参考人(松下康雄君) 非常に国際化が進みまして今日の経済の現状におきまして、為替の水準というものが国内の経済運営に及ぼします影響はそれは非常に大きなものがございまして、単に企業のみならず、それは個人の生活の内容にまでその影響は及んでいくという面があることは事実であると思つております。

ただ、私が前回申し上げましたのは、金融政策の目的というのを考えます場合に、それを国内物価安定ととらえるか、円の対外価値安定を含んだ通貨価値の安定としてとらえていくかという点につきましまして、今回の日銀法改正におきましても改めてその点の議論は行われております。その際の考え方といたしましては、これは為替相場自体を取り上げますと、それは自分の国の、日本の国の経済のファンダメンタルズの反映ではありますけれども、しかしそれだけにとどまりません。貿易相手国の経済ファンダメンタルズでありますとか、あるいは国際的な資本移動、金利の変動といったようないろいろな要素が絡み合つて形成されるものでございまして、為替のレートというものの安定を絶えず政策目標の中に一般物価の安定と並べて置いておきますと、ケースによりまして、場合によりましてその両方が相矛盾してくるという場合があり得るわけにございまして。

そういった場合を考えますという、やはり私どもの政策の直接の目標は国内的な物価安定、経済の持続的安定成長ということに置きまして、しかしながら為替レートというのは、それが国内の経済に、またその将来に對しましても非常に大きな影響を持つものでございまして、この影響は誤りないように、できるだけ正確にこれを見きわめながら政策運営全体の中に反映をさせていくべきものであらうというふうに考えております。

○寺崎昭久君 大蔵省にお尋ねしますが、今回の日銀法改正の中には国際金融業務についてはほとんど触れられていないわけでありまして。問題点を反映したとか、そういうような形跡を私は感じないわけでありまして。

例えば、中央銀行研究会の答申を見ましても、国際金融業務の中には日銀独自の判断で行う業務と政府の関与が必要な業務と仕分けが必要があるとか、為替介入についていへば、現状においては政府が一元的に責任を持つて行ふべきである、さらつと終わっているんですね。これを読みます限り余り問題ないのかなというように見えるわけでありましてけれども、どんな議論がされたんでしょうか。

○政府委員(神原英資君) 中央銀行研究会におきまして個別の議論について、私がコメントすることには適切であると思つておりませんけれども、一般的に申し上げまして、為替介入について三つの論点があるというふうに思つております。

先ほど総裁が言われました、日本銀行の目的として物価の安定ということにするか、通貨の安定ということにして物価及び為替レートを含むかという論点でございまして、これは総裁からも御説明がございまして、例えば学問的には一つの政策手段で二つの目的を達成できるかという議論がございまして、日本銀行が持つておる政策手段というのは一つ金利政策というところでございまして、それで為替の安定と物価の安定を両立させることが可能かという議論がございまして、これは理論的には可能でないというのが通説になっております。そういうことから、一つの政策で二つの目的を達成し得ないということから、日本銀行が為替の安定ということについてその目的にすべきではないというのが中銀研の一つの結論であつたというふうに考えております。

それから、もう一つ為替介入に関する論点は、政府あるいは日銀が一元的にこれに責任を持つべきなのか、あるいは二元的に政府もやるし日本銀行もやる、こういうようなことにするのかという論点でございまして、これについても、

二元的にやるとどうしても為替介入の効果というものが減殺される、あるいは為替介入の結果としてやるべきであるというふうに判断されるときにも双方の意見が微妙に違つてできないというようなことがあるわけにございまして、そういうことでやはりこれは一元的にやるべきである、そういうことになったんだというふうに理解しております。

それからまた、一元的にやる場合、先ほどの目的というものの関連もございまして、もう一つこれを政府が責任を持つてやるべきなのか、日本銀行がやるべきなのかということについては、実務的な観点というのでもございまして、現実には、大蔵省、財務省が責任を持つてやっておる国と中央銀行が責任を持つてやっておる国が実は世界にはあるわけにございまして、前者はアメリカでございまして、後者はドイツということにございまして、日本の場合の為替介入といふことから、ほとんど円ドル相場で行つております。ですから、私どものカウンターパートは政府が責任を持つ、財務省が責任を持つということになっておりますので、そういう実務的な観点からも政府が責任を持つて為替介入を行うことが妥当ではないか。

いろいろ議論はあつたようでございましてけれども、その三点が主要な論点で、結果としては現在の国際金融システムのもとでは政府が一元的に責任を持つべきであるということが中銀研の結論となつたというふうに理解しております。

○寺崎昭久君 政府が為替介入をやると、羊が出たとする市場関係者がいらつしやるそうにございまして、羊。これは羊がしゃつちゅう鳴いているように大蔵省はしゃつちゅう介入するということですね。だけれども、残念ながらパワー不足であるというようにことをやゆして言うことなんで、これは影の力だろと思つておられます。

ただ、それはそれとして、介入は市場に近い日銀に任せたい方ではないかという論は前からありますし、それから問題点として、ドル買い

入れ資金を日銀から低金利で調達しているとしてもコスト意識が薄くなる、シビアさが足りなくなる。また、日銀から借り入れることが恒常化するとの介入の規律も緩みがちになるのではないかと、繰り返すとインフレマネーにもなるのではないかと、原因にもなるのではないかとというような指摘もあるわけでございます。

今、何点かに絞ってお話ございましたけれども、今回の法改正の中では、例えば法律に直接かかる部分ではないにしても政府短期証券、F Bの問題に言及があったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。

今回の法律改正に当たって中央銀行研究会におきまして、政府の銀行としての中央銀行のあり方についても議論が行われたわけでございます。そこで、今のお話の政府の短期証券も含めましてでございますが、いろんな議論があったわけでございますが、報告の取りまとめいたしましたしましては、「国債の引受けに関する現行日本銀行法の規定は、財政法の規定と整合性がとれていないので、日本銀行法の規定の整備を行うことが適当である」という取りまとめがございました。そこで、それを織り込んだものが具体的に言いますと今回の改正案の第三十四条でございますが、改正法案として御提出いたしまして現在御審議いただいているところでございます。

○寺崎昭久君 先ほどもちょっと触れましたけれども、私は急激な為替変動をなすための介入ぐらいであれば何も政府がやることはないんじゃないかなというように思っている一人なので、そういう視点から若干意見を申し上げたいと思います。

為替資金をどう調達するかという問題のほかにもう一つ、それと裏腹の関係にあるんじゃないかと、我が国においてはF B、T B、いわゆる短期金融市場が育っていないことが前から指摘されております。金融市場をめぐって環境整備も徐々に整ってきているというように聞いてお

りますし、例えば一九八八年以降については短期金融市場においても大変多様な構成になっておりますし、残高もふえているというように好ましい傾向にはありますけれども、ただ現状においても指摘されている問題点というのは、オープン・マーケット・オペレーションの対象になる短期国債市場が育っていないということが言われているわけでありまして。

なぜそうだったのかということにかかわってお尋ねしたいわけでありまして、F B市場が発達してこなかった理由というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、F Bを発行する際に市場金利以下、それも公定歩合以下の低金利で発行してきたために結局市中で消化し得ず、全部ほとんど全部と言ってもいいほど日銀が引き受けざるを得ないという状況があったからではないかというように言われているわけでありまして。

こういう低金利、私は低金利だと思っているんですけれども、だが、どなたがこの金利というのは決められているんですか。どういう基準で、どういう手続で決められているんですか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。

お尋ねの点が三つぐらいあるかと思えます。まず第一には、先ほど委員が言われましたF B、いわゆるフィナンシャルビル、政府短期証券の市場の話でございますが、政府短期証券は、これは財政法第七条に基づきまして、国は国庫金の出納上必要があるときは大蔵省証券を発行することができると書いてございまして、これは資金繰り上必要がある場合に限り発行されるいわゆる資金繰りの証券でございます。したがって、それはそのとき、的確な額も確保して資金調達をする必要があるという観点から、先ほど委員が言われました意味で定率公募残額日銀引受方式がとられているわけでございます。現状では、この発行そのものにつきまして具体的な支障が生じているとは考えていないわけでございます。このような国庫の資金繰りのための証券でござ

います政府短期証券につきましては、先ほど委員が言われました市場の育成という意味では必ずしもちょっと両方がなじまない部分があるんじゃないかというぐあいに考えております。

先ほど委員も言われましたが、今度短期の市場の話になりますと、一方で短期国債、いわゆるトレジャリービルを出しているわけでございます。

これは、短期国債という意味ではそういうものが存在しているものでございますから、短期の金融市場では今やそれが中核商品となりつつございまして、先ほど委員も言われましたように、残高もふえてきておりまして、平成七年度末には約十二兆円の残高があるわけでございます。

もう一つは、先ほどのお話で、この引受方式がその結果金利の決定、これはまさに先ほどの定率による公募発行方式でございます。その定率はルールがございまして、現在は公定歩合からマイナス〇・二五という水準で発行させていただいておりますが、それが考え方といたしましては、やはり先ほど申し上げましたように、国庫の資金繰りの資金でございまして、一つは多額にかつ迅速に調達する必要があると。日々に変動幅も大きいという性格も有しております。そういうことから、資金調達を確実かつ効率的に、しかも有利に行うことを目的とした方式でございまして、その意味で、特に有利という意味で先ほど委員が言われましたその水準になるわけでございますが、やはりこれは国への信用はより低利で行われるべきであるという考え方に基づいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○寺崎昭久君 今、F Bの固定金利の話が出ましたけれども、最近の市場動向を見ますと、期間が三カ月で金利が自由化されているT Bの金利が六日物のF Bの金利をさらに下回っているというケースが結構あるわけでありまして。たしかF B金利を固定にしたのは、固定しないと安定した資金調達ができないというのが当時の御説明だったと承知しておりますけれども、F B金利を自由化しないという理由の前提というのは崩れているんじゃないかと、市場から低金利で資金調達ができ

るといことが、既にこの数年というか、この二年かそれぐらいの間には証明されているんじゃないかと思うんですけれども、もとを考えますと、F B金利は市中金利にゆだねるということをやってもよろしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(神原英資君) F Bの一つの種類でございますが、為替について申し上げさせていただきますけれども、為替は為替介入のために資金繰り債として調達するものでございまして、これは市中消化にはなじまないということでございまして、例えば介入をする直前に市中でその為替を公募することであるならば、介入がいつどの規模で行われるかというのがわかってしまうということでございます。これがわかると介入の効果の九割方は減殺されてしまうということでございます。

それから、逆に今度はドル売り介入をいたしますと、そのドル売り介入をした分は、これは期前償還をしなきゃいけません。ですから、マーケットで期前償還がその発行者の意欲によってなされるような債券というのは、これはマーケットで流通いたしません。そういうことでございまして、為替というのは市中消化になじまない証券ということでございまして。

また、委員御指摘のように、実は市中金利の方が公定歩合マイナス〇・二五より低いということもしばしばあるというのは事実でございます。特に残存期間六十日物のT Bですと、これはF Bの金利を下回ることしばしばございます。ただ、これは、民間に対する貸し出しを日銀は公定歩合という公定金利でやっているわけでございますから、政府に対する貸し出しが公定歩合マイナス〇・二五という固定レートでなされるということは、固定レートというか、公定歩合が変動すれば変わるわけでございますから、特に不思議なことではないというふうには私は思っております。

○寺崎昭久君 日銀が公定歩合よりも低い金利で

政府からFBを引き受ける、そういう現行方式のもとにおいては、もしそのFBを日銀がオペレーションの形で市中に出すということになると、当然のことながら売却した場合には逆ざやが生じるわけでございまして、日銀は相当な損失を生じるんではないかと思うわけであります。

その逆ぎやが生じた場合には、結局、日銀の納付金が減少するということで、国の方にもツケが回るわけでありますので、どちらがいいのかという議論はあるにしても、実際にはこの三年程度の間にどれぐらゐのそうした逆ぎやというものがあつたと考えていいでしょうか。日銀にお伺いします。

○参考人(松下康雄君) ただいまの御質問の中の、F Bを市場で売却をいたしました場合、確かにそこで現状逆ざやが表面化することになるわけですのでございますけれども、実は一般的に、これは市場金利よりも低金利で債券を引き受けますという場合金利よりも低金利で債券を引き受けますというわけですので、その引き受けを行いました段階でその償還までの期間につきまして逆ざやが発生をしているわけですのでございまして、売却をすることで表面化した部分だけに限った問題ではないわけでございます。御指摘のとおりでございます。

そこで、そういった意味での「日銀の収益の減少分」というものを、F B保有ということから得られる収益とそれと同じ金額を市場金利で運用した場合の収益とを比べてみるというやり方があると思います。途中で売却した場合だけでございます。そういうことで仮に比較をしてみますという、実際にはじやその場合金利をどう見るのかと、いろいろな難しい問題がございますけれどもいろいろな仮定を置きまして、F Bを保有するかわりに手形市場で手形を買入れたとしまして、それを平成六年度から八年度の三年間の平均で見ると、その場合の収益差額が幾らになるか、これによって非常に変動がございますから三年平均で見ますというと、年間で七百億円弱の差額がございます。

金利差でございしますけれども、全体として見ますという、その部分は納付金の減少という形になりました、銀行としてはつり合ってくることになるわけでございます。

○寺崎昭久君 五月七日の衆議院大蔵委員会で、
榊原局長はこの日銀の介入資金について、資金を
日銀から調達しているわけですけれども、これを
市場から調達すると為替介入をやるということがわか
つてしまつと、だから適当じゃないというような趣
旨の御答弁をされたように議事録で拝見しまし
た。

それだったら、いわゆる為券を市中レートで發行して日銀に引き受けてもらうような方法を考えたかどうかとか、あるいは日銀の政府に対する当座貸し越しという方法をとることだつてできるんじゃないか。どっちにしても、為券を發行すれば日銀が引き受けるものだというやり方はちよつと不安易過ぎるんじゃないかという批判があるわけですから、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(榊原英資君) 私が五月七日あるいはきょうも申し上げたのは、為券を市中から直接公募するということは為替介入の目的からいって適切ではないということです。

ただ、日銀と大蔵省の間の金利をどうするかという問題は、これは実は総裁も述べられたところでございますけれども、納付金で処理するのかわるいは金利で処理するかということでございます。これは各国ともさまざまにございます。

例へば、フランス等はむしろ中央銀行から無利子で調達をしているというようなことでございまして、そういう場合もありますでしょうし、あるいはおっしゃったように、市中金利で調達をするというような方法もいろいろあると思いますけれども、結果としてこれは同じことになるんではなないかというのが私の個人的な見解でございますけれども、最終的に政府と日銀の間の勘定ということになるわけでございますから、おっしゃるようになります。逆には、逆には中央銀行から無利子で借ります。ただ、逆に中央銀行から無利子で借り

れている国があるということも御認識いただきたいと思います。

○寺崎昭久君 日銀は、今の無利子でという話について、何か御所見ございますか。

○参考人(松下康雄君) この問題は、私ともい
たしましては短期金融市場というもの、整備充実
というような観点からの議論もあることと存じま
す。

また同時に、今の特殊の要因で政府が臨時緊急に、内密に資金を必要とするという場合に、国庫の資金繰りというものをどう考えていくのかという問題もございます。それらの問題もございまして、現在、この件は大蔵省、日本銀行の実務者の間で短期金融市場に関する研究会というものを設けまして、その中で検討し議論をいたしているところでございますので、こういった研究会を通じて、関係者の理解が深まりよりよい結果が得られることを期待しているわけでございます。

○寺崎昭久君 このF.B.の市中消化ということについて、現実可能な、あるいは検討課題になるものかどうかちよっと私も自信がないところがあるんですけども、先日大蔵大臣が福岡へ行かれました、アジア開発銀行総会の合間にA.S.E.A.N蔵相会議を開かれました。

報道によりますと、そのときに円高を懸念する声が大変強かったということでございます。これは報道がそう言っております。つまり、多額の円

借款だとかあるいは四建ての債務を抱えている国にとつては、ドルリンクしやすいう国通貨で借金を払うというのは大変負担になるという声だつたかというように理解しておりますけれども、例えはこのFBとかTBを使って消化するための市場を広げるといっただけではなくて、円の経済圏を広げるといふような観点から仕組みだとか金利のあり方だとかいうことを考えてみることはできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(楢原英資君) 御指摘のように、特にアジアの国には円借款という形で円の債務、多額

の債務を負つておる国が非常に多いわけでございます。インドネシアあるいは中国等がそうでございます。これらのは、円高になりますと大変な為替差損というか、損をこうむることになります。アジアの国からは円高は困るというような発言はしばしばなされておるところでございます。

それで、委員御指摘のように、こういう懸念にこたえるためには、円の運用の市場でございますね、円の運用の市場、短期のもの長期のもの両方ございませうけれども、特に短期のものについて、これを充実するということが一つの解決策でございまして、その意味で日本に、今理財局長からはTBの市場ができておるということでございますけれども、この短期の運用市場、円の運用市場をさらに広げて深みのあるものにするということは大切なことだというふうに思っております。

○寺崎昭久君　時間がございませんので、一つ給
与の問題について日銀にお伺いしたいと思いま
す。

第三二一条には職員給与、退職金については支給基準を公表すると書かれておりますけれども、ただいまの日銀の給与水準、特に管理職を除いたところというのはどの程度の給与水準になっているのか、金額になっているのか、あるいは今後支給の基準を公表するというのはどういうイメージを持っておられるのか、その辺の御見解を示していただきたいと思います。

○参考人松下康雄君）私ども日本銀行におきましては、職員の給与は年齢基準で決定をしているというわけではございませんで、職員それぞれにつきましての職務の評価あるいは考課の査定、業績査定等に基づいて決定をいたしているところでございます。したがいまして、一概に職員の給与水準を例えば年代別に金額でお示しするというところとは難しいところでございまして、それは考課査定等によりまして大きな給与格差がつけられている現状でございしますから、組織運営上も難しい面があることを御理解いただきたいと存じます。

が、日本銀行職員の給与の決定自体につきましては、金融機関として業務の相当部分が同じ質の市中大銀行を参考にして決めてまいっております。

こうした日銀職員給与の都銀準拠という考え方は、これは昭和三十四年の金融制度調査会の実態調査小委員会報告に基づいたものでございまして、これは給与だけでなく、勤務体制、各種の労働条件また福利厚生等の処遇全般を決定する際の基準としていただいております。この上に私どもの労使関係が築かれていまして、各職員につきましても、厳正な職務評価、考課、業績評価等によって決定をいたしているところでござい

ます。そこで、新法が施行されますと、新しい政策委員会が発足後、この委員会で十分な議論を行って、その上で従業員組合と協議しました上で決まってくることになるわけでございしますが、一般論として申し上げますと、やはり給与等の支給基準を決定するに当たりましては、労働市場における競合とか、同質の仕事の社会的価値などのさまざまな要素につきましても、より広く社会一般の情勢を考慮する必要があるというふうに考えております。

また、新法におきましては、給与等の支給基準を定めた上で公表するということになっておりますので、私ども、国民の理解が得られますような基準の制定に努めますと同時に、支給基準についての考え方につきましてもきちんと御説明できるものにならしていただくつもりでござい

ます。○寺崎昭久君 日銀は、政策委員会、例えば賃金をことし幾ら上げますよというのは多分決まられることになるだろうと思ひます。そうである、今後、労使交渉をやられ、それを踏まえて賃金を決めるということとされるわけですね、今後

は、○参考人(松下康雄君) 賃金決定の原則は、政策委員会決定をされる事項でござい

ます。年々の給与決定につきましては、政策委員会決定をさせていただきます。

○寺崎昭久君 大蔵大臣、最後に、今の賃金問題について一つお尋ねしますが、大蔵省は予算について認可制をとられましたね、経費の予算について、経費の大宗というのは恐らく賃金であろうと思ひます。それを受けたときに拒否権もあるわけですね。予算だから拒否する段階ではないといつても、一年たてばそれが業務報告というところで大蔵省経由で国会に届けられるという仕組みを考えますと、そのところは大事なポイントだと思ひます。

もし、これが高過ぎるとかもうちょっと低くした方がいいという意見を仮に持ったとします。これは一つの基準がなきやいけないんですが、そういう意見を付されたとする、これは不当労働行為、親会社の子会社の労使関係に介入するみたいなことになりませんか。ちよつと突然で申しわけありません。

○国務大臣(三塚博君) 銀行局長の方がいいと思ひます。銀行局長の方がいいと思ひます。銀行局長の方がいいと思ひます。

今、総裁も言われましたとおり、政策委員会において基準を決めると。これは給与の面における憲法みたいなものになるんだと思ひます。そういうことで、その基準の作成、公表が適法に行われると、こうなるであらうと思ひます。給与全体が適正なものであろうか、こういうことであり、適正なものであればそれはそれと執行されていくと、こういうことじゃないでしょうか。

○寺崎昭久君 どうもありがとうございます。○鈴木和美君 私は、本日は審議の初日でござい

ますので、総論の部分について御質問をしたいと思います。金融の国際化、自由化の当然の帰結として生まれた世界的な競争時代を乗り切るために、また預金者保護を図る観点からも、金融行政の大改革を断行することは、時代の要請との関係から見

て遅きに失した感があります。

社民党は、与党三党の枠組みの中で、昨年、大蔵省改革プロジェクトチームをつくりました。これも同様の問題意識に立ったからでござい

ます。このプロジェクトチームは、昨年、「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」と題する報告書をまとめたんですが、そこで金融行政見直しと一連のものとしまして、戦時立法で統制色の強い日本銀行法を抜本的に改正することもあわせて提言をしました。これは、近年、世界各国で中央銀行制度の一段の整備がなされている現状を踏まえることも、我が国の金融システム、金融市場の近代化のため、当然なすべきことであつたと思ひるのであります。

その後、中央銀行法改正については、与党プロジェクトチームから、中央銀行研究会、金融制度調査会へと引き継がれてきて、最終的には政府によつて法案提出を見たわけでござい

ます。我々としては、この間も議論の進捗をフォローし、あくまで政治主導でなし遂げてきたと考えているところでござい

ます。そこで、きょうは、昨年六月の与党プロジェクトチーム報告書に立ち返り、そこで指摘した論点が改正法案でどのようになっているかを検証する立場から、総論的な幾つかの問題について伺つていき

たいと思ひます。最初に、報告書では、「金融政策と財政政策との政策展開の関係については、金融・金利政策に過度に依存して、バブル発生の一因となつた経過が厳しく反省されなければならない」として、このよう

な事態を繰り返さないために、一つ、日銀の独立性と責任性を明確にすること、二つ目に財政政策と金融政策それぞれの政策運営の独自性を認識して、相互に尊重しつつ、経済政策を遂行すること、この二点が重要であると指摘してまいりました。今回の改正法案では、最終的にこのよう

な考え方に沿つたものとなつてい

るか、どういふ認識であるのか、まづお伺いします。大蔵省にお願いします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

日本銀行法案につきましては、日本銀行の金融政策の独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみまして、政策委員会の金融政策決定の独立性をより明確にするために、一つ、広範な業務命令権を廃止すること、二つ、総裁等役員について政府と意見が異なることを理由とする解任権を廃止することなどの措置を講ずるとともに、政府の経済政策と日銀の金融政策の整合性を確保するため、政府から政策委員会出席し意見を述べることでできる仕組みとしました。ほか、政策委員会の議事要旨の速やかな公表などの措置を講じているところでござい

ます。これらの法案の内容については、昨年六月の与党報告書の御提言に合致したものと

の持つております中央銀行制度に比べて遜色のない独立性と透明性を備えた新しい制度が提案されているものと受けとめておりまして、日本銀行としましては、この法律案が成立して新しい中央銀行制度が整えられれば、自己改革を進めながら与えられた使命を達成してまいります上大きな力になるものと考えております。

○鈴木和美君 改めて日銀総裁にお尋ねいたします。今のお答えはお答えで理解いたしますが、もう一度突っ込んで確認させていただきます。今回の改正案をもって日銀の理想と考えるセントラルバンク、つまり中央銀行ができたと考えておりますが、本当にグローバルスタンダードに適合しているというようにお考えですか。

○参考人(松下康雄君) いろいろの点におきましてこの条文の規定の仕方自体は各国、他国の制度と違っている点もございますけれども、それらの中におきまして、我が国の全体の法制を踏まえまして、工夫の上で、中央銀行の金融政策の独立性が確保できますような、いわゆるセーフガードというものを設けているところが私どもは独立性、透明性の確保に大いに役立っているというふうに考えるところでございます。

○鈴木和美君 さらにもう一度お尋ねします。仮に独立性とか透明性とかという議論が、日銀そのものとしては独立性としてもっと強い意見を持つていたんじゃないかと私は想像するんです。なぜならば、今回法案の中に入っておりますいわゆる議決延期請求権、こういうものもともと日銀としては入れてもらっては困る、そんなことは要らないというような固定のあなた方の理想と考え方を持つていたんじゃないですか。それが今回入ったんですね。だとすると、本当にセントラルバンクとしての機能を発揮できるような内容になっているのかということをお聞きしているんです。

○参考人(松下康雄君) ただいま御指摘の政府の議決延期請求権についてでございますけれども、金融制度調査会でありましたか、この問題の議論

が始まりました当時、私どももいたしましては、その議決延期請求権というものの内容がどういうものであるかという点に重大な関心を持ったわけでございます。

これは、例えば外国の一部の中央銀行におきましては、政府代表が政策委員会に当たる機関に出席をいたしまして、そこで議決延期請求権を行使いたしますと、それは即決定になりまして、議決は自動的に延期をされるという制度も実例があるわけでございます。実際にこれは使われたという例はないようでございます。

私どもは、そういう形の議決延期権というものは今の独立性という観点から見てもいかなるものかという危惧の念を持ったわけでございますけれども、実際に法律化されました事項は議決延期の請求権でございます。政府から出席をします代表が場合によりまして議決延期の請求を提案することができ。ただ、その提案を決定いたしますのは日銀の政策委員会におきまして、ここでは政府代表は投票権を持たないのでございますけれども、審議の上で採用するかしないかというものを決定することができ。そして、その経緯につきまして、これは議事要旨の中で公開をされまして、こういう要求がありこういう検討が行われたということが明らかにする仕組みでございます。で、私どももいたしまして、そういう配慮の上につくられた制度でありますならば、それはそれで中央銀行の独立性というものを脅かす制度とは考えられないというふうに判断したわけでございます。

○鈴木和美君 その件につきましては、また具体的に議論させていただきますと思っております。次は、大蔵省にお尋ねいたしますが、与党PTの報告書では具体的に八つの検討項目を挙げております。まず、総動員的な現在の目的規定をこれから我が国の金融情勢を展望したものとして見直しを図るとしておりますが、今回の改正法案に盛り込まれた二つの目的が、最近改正された各中央銀行法と比べてどのような特徴があるか、

また中央銀行機能を適切に発揮するために必要かつ十分な目的となっているのかどうかの認識についてお尋ねします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。諸外国の中央銀行法におきます目的規定の規定ぶりにつきましては、そもそも我が国と法体系が異なるという点、一概に同列には比較できないものであるということをお聞きいただきたいと思っております。

例えば、欧州中央銀行制度、今度の新しい制度でございますが、そこにおきましては、一つ、物価の安定が目的とされているとともに、二つ、金融機関に対する監督及び金融システムの安定について権限ある関係当局が行う政策の円滑な遂行に貢献しなければならぬというように規定されております。その点に鑑みまして、今回の日本銀行法案におきましても、一つ、金融政策を通じて物価の安定を図るとともに、二つ、政府が最終的な責任を有する信用秩序の維持に寄与することというふうに目的及び理念を書かせていただきました。今御紹介したようなヨーロッパで新しくつくられる法律の考え方はほぼ平仄が合っております。

したがって、諸外国の中央銀行法と大体似たような特色を持たせていただいたというふうに御理解いただきたいと思います。

○鈴木和美君 その点は私も法案の内容を見まして、今局長からの報告でおおむねそう理解をしております。

指摘事項の第二は、独立性の強化について、改正法案では具体的にどのような工夫をしているか、その結果、中央銀行としての独立性と責任の所在は明確になっているのかどうかについても、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(山口公生君) 今回御審議いただいております日本銀行法案におきましては、政府の広範な業務命令権や立入検査権を廃止すること、さらに、役員について政府と意見が異なることを理由とする解任を認めないことなどの措置を講ずる

ことによりまして、我が国の政治体制の枠組みの中で日本銀行の金融政策の独立性を最大限確保することとしております。

同時に、政策委員会の議事要旨等の公表、国会に対する報告書の提出や、総裁等の国会への出席義務を定めることとしておりまして、このような日本銀行の政策決定に関する透明性の確保や説明を通じまして、日本銀行が行う金融政策についての責任の所在の明確化が図られております。

○鈴木和美君 次の問題は、大蔵省と日銀双方にお尋ねしたいと思います。

三番目に私どもが指摘してまいりましたのは、独立性の強化を図るとともに、国民あるいは国民を代表する国会に対する報告、説明など、その責任を明確にする必要があると指摘してまいりました。国会への報告、説明の強化については、今回の改正法案は十分なものとなっているのか、まず大蔵省に聞きたいと思っております。先ほどの各議員からの質問である程度私は理解したつもりでございますが、改めて御質問いたします。また日銀には、議事要旨などの公表のあり方について、どのような考え方を持っているのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、日本銀行の金融政策の独立性が高まることに伴いまして、国会へのアカウンタビリティ、すなわち説明責任が高まることから、国会への報告等の規定を明確にすることが必要となってまいりました。こうした観点から、改正案におきましては、政策委員会の議事要旨、議事録の公開、第二十条に書かせていただきました。さらに、日本銀行は年に二回業務報告書を国会に提出し、その説明に努めること、これは第五十四条に書かせていただきました。日本銀行の総裁等は、国会の各議院委員会から説明のため出席を求められたときは出席しなければならぬこと、これも同じ第五十四条に書かせていただきました。等の措置を講じているところでございます。

改正案における、国会に対する報告等の規定の

整備充実によりまして、日本銀行の国民の皆さんや国会に対する説明責任は明確なものになるといふふうに考えております。

○参考人(松下康雄君) 議事要旨等の公表のあり方についての御質問でございますが、改正法案におきましては、政策委員会が金融調節事項、つまり金融政策を審議するその委員会を定例的に、もうあらかじめ回数を決めておく、そしてその議事録、議事要旨を公表するということが定められていくところでございます。

この点は、私どもとしても、今回の法改正の中におきまして、金融政策の透明性を高めてまいりる上で大変重要な仕組みであると認識をいたしておりまして、これを通じまして金融政策運営に対する国民の理解と信頼の向上に資するように、これから最大限の努力を行ってまいりる考えてございます。

そこで、この改正法におきます議事録公表のタイミングでございますが、これは手続的には新しい政策委員会が決定するということになりまして、現段階、私から余り具体的な運用まで申し述べることは適当でございせんが、事務局としてこの検討は引き続き深めてまいりたいと思っております。

議事要旨につきましては、これを早期に公表するということにつきましては、実際これまでも内部で検討を重ねてきたところでございますけれども、現段階ではまだ具体的な結論まで出ていないわけではございません。ただ、この検討を行います際には、海外の例が十分参考になると思っております。ちなみにアメリカで申しますと、経済・金融情勢の検討や、金融政策判断に關します議論の概要と、それから、それらを踏まえた委員による賛否などを取りまとめた議事要旨を会議開催の一月月ないし一カ月半後に公表しているということでございます。

私どもとしても、こういった海外の例も参考にしながら、今後国民の納得を十分得られますような制度運営を行ってまいりたいと考えております。

ます。

○鈴木和美君 山口局長にもう一度お尋ねしますけれども、国会への報告というのと説明というのと二つに分かれてますね。国会への報告というのと大体が事後報告です。こういう経過でどう決まりましたかというのが報告じゃないですか。ということだと、国会への方は年がら年じゅう後から聞かせてもらおうということになりませんか。早目に議論しておきたい、おれたちはこういう考え方だというふうな、そういうやりとりというのは説明の部分に入りますか、どちらですか。

○政府委員(山口公生君) 五十四条には、年に二回、通貨関係の政策委員会が議決した内容及びそれに基き日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成して、国会にまず提出をいたします。それにつきまして、第二項におきまして、「前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。」したがって、今先生の御指摘のとおり、今までやってきたこと、決めたこと、そういったことをなぜそうしたのか、決めたこと、そういったことをなぜかということの説明でございいます。

ところが、今御指摘ございました、これからどうするんだとか、あるいは何をどういうふうにか考えているんだというのことに關しますと、第三項におきまして、「日本銀行の總裁若しくは政策委員会の議長又はその指定する代理者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。」というふうになっておりますから、国会の方からお呼びがあれば、行って出席して説明をする。したがって、そのときにいろいろなポリシーについての御議論はいただけたというふうになっております。

○鈴木和美君 その点はよくわかりました。

日銀總裁にもう一つお尋ねいたしますが、開かれた日本銀行というタイトルがもしもせんけれども、そのイメージからいいますと、だれが思っ

ても暗い日本銀行だというふうな最初のイメージがあるんですね。そうすると、その反論として透明性ということが出てくるわけですね。何を透明性と言ふのか。そのことと、この改正法に書いてある、つまり服務規定のところに書いてあります、例えば秘密保持の件であるとか守秘義務の問題であるとか、こういうものと透明性というものはどういうふうに関係してくるのかというものは、大変私は難しいことだと思っております。もちろん、公定歩合を幾らにするのかというふうなことをだれかに漏らすなどということはあることなと思うんですけれども、その守秘義務の問題と透明性という問題をどういうふうに関連して考えればいいのか、このところを教えてくださいたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 透明性と申しておりますのは、主として私どもが行います金融政策の決定につきまして、その考え方、内容、理由、ねらいどころといったようなものに関しまして、適時適切に国民の一般の皆様方を含めまして、国会あるいは政府に対して情報提供をいたしているということでございます。

具体的に申しますと、例えば非常に大きなことは、先ほども申し上げましたように、政策委員会が政策決定についての議論を行いますときに、その議論のあらましにつきまして、できるだけ早くこれを印刷物にいたしまして公開をするというふうなことがございます。これは、従来政策決定がございまして、私が記者会見をいたしましたとき、その記者会見の席上で発表するとして行われてございまして、それが法律上の義務として行われることになりましたので、その内容その他につきましても改善が図られるというふうな考えております。

また、このほかに、私どももいたしましては、年報でありますとか種々の月報でありますとか、そういう刊行物をいろいろとつくっておりますけれども、そういったものの内容の充実を図っております。あるいは、単なるそういう出版物とか記者

会見とか、私の行います外部での講演とかというものでなくて、電子メディアの時代でございますので、例えばインターネットを使いまして、このインターネットの上にホームページを開設する。実は日銀のホームページは、先般、昨年末に開設をいたしました、そういうコンピュータのシステムを通じて情報の提供も広く海外も含めて行っているところでございますけれども、そういういろいろな手法を使いまして、私どもの考え方、やっていることの中身を明らかにしてまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 秘密保持の件と透明性ということとはこれから検討なさるのかどうか知りませんが、これも、これを一般的に適用するときに、言葉はきれいですよ、透明性ということ、けれども、日銀が持つ秘密性というの、金融政策なんですから、そういうものというのは非常に私は重要なことだと思っております。その点はやっぱりこれからもお考えおいていただきたい。お答えいただければ、どうぞ。

○参考人(松下康雄君) 失礼いたしました。

この守秘義務との関係でございまして、私ども、当然にこの守秘義務の対象となりますことは、私どもの職員がその立場上知ることのできる他の金融機関のいろいろな情報でございまして、その他一般的に外部に対してはきちんとした規律の中で対応をしなければならぬいろいろな事項でございまして。私どもは、それは行内的には守秘義務の内容はこういうものである、また透明性として外部に情報を公開していくのは、こういうことについてどういうやり方でやっていくのだという仕分けをきちんと立てまして、そういうことで漏れないように処理をまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 よろしくお願ひしたいと思います。

次の問題はちょっと大蔵大臣にお尋ねします。こんな質問しない方がいいよと言われたんですが、二月七日ですか、日経新聞を見させてもらい

ましたら、三塚大蔵大臣は六日の夕方、首相官邸で、金融制度調査会が答申した日銀法改正案について、「日銀の透明性と独立性がきちんとしているから、大蔵省の官僚は完敗したと言っている。きちんとしたナショナルバンクができた」と述べたと書かれているんですが、この真意は何でございましょうか。

○国務大臣(三塚博君) これはちよつと書き過ぎでございまして、真意を伝えておりません。この日時はそのとおりでございまして、官邸から出てまいりましたら官邸の皆さんがわつと寄つてきまして、実は財研の諸君が中心であります。いかにでたでしょうかということ、車に乗る間でありまして、大蔵省完敗だよ、こう申し上げたことは事実。その趣旨は、大蔵省は抵抗をしてそうならないだろう、法制定にはなかなか到達しないのではないかと、こんな話がありました。

しかし、就任以来申し上げておりましたのは、時代の潮流をしっかりと見定めろと。三党の決定ということについて、また中銀研、金融制度調査会等のその決定についてはしっかりとやりやうと、こう申し上げてきたことであります。それは言うもの大蔵官僚は抵抗してそうはならないだろうとしきりに記者諸君が言つておりましたことに、あなたたちの見方も完敗ですねと意味を込めて、そつちのことを言つちやいけませんもので、大蔵は完敗だということ、開かれた独立性の高い中における政策決定等々の透明性と、こういうものが原案にしっかりと盛り込まれることに相なつた、こういうことであります。

○鈴木和美君 私はなぜそれを質問するかというと、ある意味では大蔵大臣の発言というのは大変重たいと思います。それで、大蔵官僚が完敗だということ、官僚というのはだれかねというふうなことになる、完敗だということ、そのことが世の中に姿に伝わっていくことを私は心配するんですよ。それから同時に、今回の問題というのは必ず、完敗だということになると、そういう発言をもとにして考えると、やっぱり大蔵というのは

ともと口を出していったということを意味しちゃうんですよ。だから、自分の思うようにならないから完敗だというふうな意味合いにとつてみたり、そういう誤解が生ずることはちよつと、ぶら下がりがもしませんけれども、心して御発言いただくことを私は大蔵官僚の名誉のためにお願いしておきたいと思つてます。

それを前段に置きまして、独立性の問題について御質問申し上げたいと思つてます。私も指摘した第四の問題は、日本銀行の独立性強化に際しては、政策委員会が最高意思決定機関として十分に機能するよう改革することが重要であるとされているが、政策委員会の機能強化のためにどのような法的工夫をしているか、また、政策委員会を本当に活性化するためには委員の人も重要であると思つてますが、この点がどういうふうになつていくか、お答えをいただきたいと思つてます。大蔵省にお願いします。

○政府委員(山口公生君) 今回御提案申し上げております日本銀行法案におきましては、政策委員会の真のワンボード化を図るために、いわゆる役員集会の廃止とあわせて、政策委員会の議決事項の拡充等により、政策委員会の権限の強化を行うこととしております。

また、理事の任命に当たりましては、政策委員会の推薦を要することとさせていただきます。さらに、政策委員会の求めによる理事の解任の道も開いてございまして、政策委員会が日銀の役員の職務の執行を監督する権限を有する旨を明文化したこと等の措置を講ずることとして、政策委員会が真にワンボード、意思決定、業務の責任者としての立場ということをはっきりさせております。これらに加えまして、政策委員会の委員が適切な準備あるいは審議を行へるようとする観点から、金融制度調査会の答申に沿ひまして、政策委員会の詳細な付議内容、審議資料等の事前送付、審議委員の独自のスタッフの設置等の環境整備が行われることとされておまして、これらの取り組みによりまして政策委員会の活性化が実現する

ものと考えております。また、委員について、大蔵省の点という御指摘でございますが、この委員の選任につきましては、審議委員につきましては政策委員会の活性化の観点から従来の業界代表的な考え方を改めまして、広く経済界または金融に高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから選任することとさせていただきます。さらに、同じく政策委員会のメンバーとなる総裁、副総裁につきましても、審議委員と同様にその選任に国民の意見を反映されるよう、今回新しく両議院の同意を要することとさせていただきます。

政府としては、今後とも適切な人選に努めてまいります。政府として、今回の改正により、政策委員会のメンバー全員に両議院の同意が必要となり、金融政策の運営の責任を担うにふさわしい人物が選任されることとなるものと期待しております。

○鈴木和美君 ちよつと私の記憶に間違いがあったら教えていただきたいんですが、現在、政策委員は二名が欠になつていられるんじゃないでしょうか。その二名の欠員というのは、これからどんなふう処置されることになるんですか。

○政府委員(山口公生君) 政府としては、できるだけ早く人選をし、また国会にも御承認をお願いしたいという気持ちでおります。

○鈴木和美君 そうすると、新しくこれから上がる政策委員会というんでしょうか、その構成を待つということになるんですか。二名の欠のところは先にだれか埋めておくということになるんですか。

○政府委員(山口公生君) 欠員がある状態というのは余りいいことではございませんので、できれば私どもとしてはその選任をさせていただきたいなという気持ちでおるわけでございます。

○鈴木和美君 今いいものをもらいました、新聞辞令が出ていますのでございまして、わかりました。それから次に、五番目に指摘してまいりましたのは、日銀の審査を法定化したわけでございます

ますが、金融自由化のもとでは、大蔵省の検査や日銀審査といった金融機関経営のチェックが効率的に行われると同時に、内容を充実していく必要があると思つてございまして、この点についてはどういふふうになつておるか、大蔵省と日銀にこれはお尋ねしたいと思つてます。

○政府委員(中川隆進君) お答え申し上げます。金融検査についてでございますが、今委員御指摘のとおり、効率化と同時に充実を図っていく必要があるというのはそのとおりだといふふうに承知しております。金融検査につきましては、平成四年に実は銀行局、証券局、国際金融局の三局の検査部門が統合されまして、新たに私どもの金融検査部が発足したわけでございますが、それ以来、為替検査と金融検査を同時に行うといふように、できるだけ効率化に努めてきたところでございまして。

また、充実につきましても、申し上げるまでもなく、昨今、金融の自由化、国際化の進展の中でいろいろ金融機関をめぐるリスクも多様化しておりますし、また複雑化しております。それに応じて、従来から充実を努めてきているところであるわけでございます。

具体的には、リスク管理、内部事務管理等に関連して検査内容の充実を図っていくあるいは重点的なそうした面の検査を導入していく、あるいは大和銀行事件もございましたけれども、海外拠点に対します検査への要員あるいは日数の確保を十分図っていくといった点、あるいは検査職員の能力あるいはその知識の充実というのは極めて重要でございます。そういう点も努力してきたところでございます。また、検査要員につきましても、なかなか厳しい定員事情でございましてけれども、昨今、いろいろその増員も図つてきているところでございます。

今後とも、例えば平成十年、来年から早期は正措置が導入されますけれども、それに際しまして、金融機関自身による資産査定、いわゆる自己

査定といったもの、それを踏まえて、あるいは外部監査の活用というものを前提として、我々の検査も金融機関等の実情に応じまして検査頻度あるいは検査内容に弾力性、めり張りをつけていくといったような点、さらにその検査の中身につきましても充実を図っていくということで、効率化と充実という二つの命題といましようか、相反するわけでありませんが、その両方について取り組んでいくということが大事だということに思っております。十分に認識をしているつもりでございます。

○参考人(松下康雄君) 我が国を初めとして世界の金融市場におきましては、金融の自由化や情報通信技術の急速な発展を背景としてデリバティブ取引の拡大など金融市場の高度化、リスクの多様化が一段と進展をしております。

こうした中で、日本銀行の審査につきましては、今回の法改正案におきましては、従来、相手先との契約に基づいて行っておりました審査を、相手先との審査契約を結ぶことができるということとを法律に規定をしていただきまして、日銀の業務を明確化していただいているところでございます。この機会に私どもも市場の高度化やリスクの多様化に対応して審査の内容を充実させますとともに、個々の金融機関でそれぞれの自分のところのリスク管理の体制をチェックしていくということで、経営内容の悪化を事前に防止する点により重点を置いて考えていくことといたしたいと思っております。

日銀におきましては、こういった観点から、審査局内に金融先端技術に関するリスク管理体制を評価する専門チームを設けるなど、金融環境の変化に即応した審査を行うための体制整備を行ってまいりますとともに、審査を効率化するという観点から、審査内容や審査周期につきましましては審査先の経営内容、リスク管理状況などに応じまして弾力的に設定することなどを検討いたしているところでございます。

○鈴木和義君 もう時間が参りました。通告をし

ておりました国際化に対応する問題や、同僚議員からお話ございました松下日銀総裁の給与の問題、それから職員給与の問題、いろんな身分上の問題と給与の問題などについても御質問をしたいと思いましたが、時間がございませんで、また後ほどに譲らせていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○千葉景子君 きょうは、日銀法の問題に入る前に、大変恐縮でございますが、二点ばかり質問をさせていただきますというふうに思います。

と申しますのは、この日銀法改正の問題もいろいろでございますが、今金融ビッグバンという大変大きな表題のもとに日本の金融市場あるいはそれを取り巻くさまざまな環境整備、それが進められているところでございます。自由で公正で、そして世界の標準、グローバルスタンダードにも合致する、世界からも信頼される、そういう日本の金融市場を、こういうことが私たちの今大きな課題になっているわけでございまして、で、そういう意味では、私たち一人一人もそれにふさわしい立場をわきまえていかなければいけないのだらうというふうに考えるところでござい

ます。そんなときに、外為法の改正問題の際にもお尋ねをさせていただいたのですけれども、いわゆる野村証券の大変残念な事件、そしてそれにまた関連をいたしまして第一勧業銀行の大変莫大な、我々でもどうしてああいう融資ができるんだらうと大変驚き、驚愕をするようなそういう問題が今大変多くの皆さんの懸念を強くしているわけでござい

ます。そういう意味では、若干ふしつで恐縮とは存じますが、まず大蔵大臣に、野村証券のいわゆるVIP口座と言われているか、大臣は野村証券と取引がございませうか、そしてそういう口座に御自身のお名前やあるいは御家族などが載っているというふうなことがないかどうか。大臣も多分慎重にお調べになっていらつしやることであらうかというふうに思いますので、ま

ずその点について、みずからのお立場を明確にしたいだけだかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 本件、ある週刊誌のファクス、問い合わせ等がございました。私自身は全く株をやっておりませんので、さきに家族、政治団体等、秘書を含めようかと、調べましたが、ございませんと申し上げておきました。

また、梶山官房長官も同じファクスで、彼は激怒をいたしました。衆議院の特別委員会におきましても週刊誌の名前を明言しながら極めて遺憾と、どこから、どうしてこんなことを言っているんだ、こういうことで、閣僚の諸君にも聞き取りをいたしました結果、既に御案内のとおり、御三人でしたか国債、関係になりますと国債を買うのですから、そのときそちらにお願いしただけ、他は全くありませんでした、こういうことであることを申し上げさせていただきます。

○千葉景子君 大臣がそういうことであれば、自信を持っていろいろなことに当たっていただけるのではないかとこのように思っていますけれども、大蔵省内部についても、それぞれきょうは大変高名な局長さん方もおそろいでございませうけれども、省内については大臣としてはそういうことがないかどうかお調べになったというふうなことはござい

ますか。それで、特に疑惑があったというふうなことはございませんでしようか。

○国務大臣(三塚博君) 大蔵省職員の株式取引については、既に平成七年に通達を発出いたしました。毎年その取引状況について報告を求めてきているところでございまして、特段問題があるものは報告をされておらないというのが現況でござい

ます。

○千葉景子君 さて、この問題、今それぞれ参議院、衆議院、参考人招致などで事実の解明などが努力をされているところでございませうが、第一勧業銀行の融資の問題も含めて、大蔵大臣としてはどういう御認識をお持ちか。そして、この問

題に対して大蔵省としては、これまで検査の段階では発見をしなかったというふうな経過もござい

ます、そういうこれまでの検査の体制なども含めてどう御認識をなさっているか。そして、今後の対応などで何かお考えがございましたら、お答えを賜りたいと思

います。

○国務大臣(三塚博君) 今回の野村、第一勧業等の問題については、公共性の高い免許業種である、第一勧業の場合は銀行でございませう。不適切な業務運営を行い、預金者等の信頼を著しく損ねたことは極めて遺憾千万なこととございませう。同行において引き続き事実関係について徹底的な調査を進めるとともに、信頼回復に向けましてあらゆる努力を行うことが不可欠であると考えてお

ますが、きちつとしたルールとそれに対する厳しいチェック、こういうものによって金融システムの本当の意味での魂をつくつていかなければいけないのだから、こんなふうに思いますので、ぜひまた大臣の御答へをお願いしたいというふうに思います。

さて、本題の日銀法の問題に入らせていただきます。

きょう午前の質疑から引き続いておりますので、多少重なる部分があるかというふうに思いますが、私もきょう初めてこの問題について御質問をさせていただきますので、多少基本的なところから重ねて質問させていただきますことをお許しください。

この日銀法、きょうも指摘がございましたけれども、昭和十七年と、そういう時代から初めて改正をされるということになりました。五十数年ぶりということになりますので、先ほど御指摘がございましたように、確かに言葉も表現ももう古い、それからそういう意味では法律の姿も大変現代的ではないということ、改正されるということとは至極当たり前のこと、これは前々からのことかもしれません。そして、これまで五十数年に言えれば改正されなかったということも驚きといえ驚きであるわけでございます。

ただ、確かにそういう五十数年たつて改正をするのは当然といえ当然ではございますけれども、やはり今この日銀法を改正し、とりわけその基本的な考え方として、独立性の確保とそれから政策決定の透明性、こういうものを柱にして新しい法律をつくらう、こういうことでもございいますから、その背景といえましょうか、あるいはその改正に至る理由、そういうものがやはり存在するのだからというふうに思います。既に局長などからも、それに触れてはいただいておりますけれども、改めてこの改正の背景やあるいは理由、これについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、一見なさいますと、もう大

変古めかしい、とても現代にはふさわしくない条文になっておるといことがまず一つござい

ます。それでは、じゃそれが何ら都合がなかったのかという御疑問が出るかと思ひますが、実際の運用はやはり現代的に、そういう強権が仮にあつても発動はしないという形でもって現実的に対応をし、日銀の独立性というものは質的にはかなり担保されてきたんだらうというふうに思ひます。

ただ、現代を律するものはやはり法律をまずもつて、やはりきちつとここで法律をまず手直しする、あるべき姿に直すということがあると思ひますが、それに加えて、少し前向きに、これからの日本銀行のあるべき姿ということも視野に入れる必要があるだらうと。

若干その辺について少し詳しく述べさせていただきますと、中央銀行研究会では特にそういう意識が強く出されました。これまでの日本銀行のあり方を法律に映すというだけではなくて、これからの日本銀行がどういふ役割を演じるのか、またマーケットがどういふふうに見るのか、またマーケットがどういふふうに見るのかというところがかなり意識されたわけでございます。特にアメリカの例を言いますと、FOMCという金利政策といふかマネーサプライ政策といふか、そういう金融調節についてのいろいろな会議、重要な会議がマーケットの注目を浴びているという状況にござい

ます。もうしますと、日本銀行のこれからの政策決定も、重要なことはマーケットにどういふふうなインフォメーションを与えていくか、金利政策についてもどういふふうな考え方であるのかというのを正確に市場に知らせることが必要ではないかという御議論があつたわけにござい

ます。そのためには、政策委員会が名実ともに決定をする仕組みをつくる必要があるし、またどういふ議論が行われるのか、あるいは何を考へて、じゃ一カ月後ぐらいにはこういふふうになるかもしれない

という正確な予測というものを与えていくということが必要であらうという考え方の方が強く出されたわけにござい

ます。したがって、そこにはやはり透明性ということもあわせて出ているわけにござい

ます。そうしますと、これからの金融行政も、金融システム改革も、これからの金融行政も、マーケットを中心にあるいは基本に据えて物事を考えていくときに、非常に重要な役割を果たす日本銀行の金融政策が、マーケットのかかわりではやはりマーケットが正確に把握できるインフォメーションを与え得るシステムをつくる、こういうこともかなり頭の中にあつてこんな改正になつておるわけにござい

ます。したがって、独立性と透明性というのを両立させた形で御提案申し上げてい

ます。ちよつと長々とお話して申しわけござい

ませんが、そういう背景がござい

ます。○千葉景子君 今のお話の中で、これまでも実態としては決して法律そのままだけでなくて独立性をむしろ尊重しながら運用がなされてきたと。しかし、それにプラスしてやはりこれからのあるべき中央銀行の役割、こういうようなことを踏まえて今回の改正に至つて

いるのだということだと思ひます。総裁にちよつとお尋ねをしたいと思いますけれども、これまでもそういう意味ではかなり大蔵省から何か縛りをつけられてやつてきたのではないのかという気もいたしますけれども、改めてもしそういう実態であれば、その実態に即した、名実ともにい

うお言葉がありまして、むしろそういう体制を整える、あるいはこれからのあるべき日銀の果たすべき役割を法できちつと裏づける、こういうようなことで改正がされたということのよう

なことでござい

ます。この改正についてはどう受けとめておられますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 現行の日銀法の運用につきまして、ただいまも政府側から御説明がありましたように、各方面におかれて御理解をちょうだいしながら、金融政策の運営に当たりましては

私も日本銀行が自分の責任で自分の判断で事を行つてくるといふことでやつてまい

つたと考えております。

(委員長退席、理事石川弘君着席)
ただ、それは申しまして、金融が今後さらに世界的に見て一層国際化し、また自由化が進むという情勢のもとでござい

ます。したがって、中央銀行の政策につきましても、内外の市場から、また一般の企業から信頼を得るような政策が必要でござい

うなしつかりとした仕事の運営をいたしていく必要がございます。そういう点で、私も自己改革の努力を重ねながら、立派な仕事をしていくように努めたいと思っております。○千葉景子君 先ほど、総裁からこの改正については肯定的な評価のお言葉がありました。

（理事石川弘君退席、委員長着席）

ただ、その中で国際的な基準と、それを我が国の政治システムの中で最大限生かしてもらったのではないかと、こういうお話が先ほどあったわけですから、今回のこの改正の内容、いわばこれから何がグローバルスタンダードという形で確立するのかわからないのはなかなか難しいところであろうかと思っております。今一つの大きな柱ということになると、欧州中央銀行の設立に向けていろいろな整備が図られております。かなり徹底した独立性と透明性というものがその中で求められていてございまして、例えば組織的にも大変きつい独立性、それから人事あるいは機能それから財政、こういうそれぞれの面でかなり徹底した独立性が求められている、こういう状況がございます。

それと比較してみますと、私も単にそれを日本に引つ張ってあげたいというのを申ししているわけではございませんで、それぞれの国のシステムというのがそれは当然あるかというふうに思うんですけれども、やはりそこから見て多少独立性を弱める部分というのが幾つか私は見られるような気がいたします。

既に議論がございましたけれども、財政面というのを考えると、例えば予算については政府の認可ということになってまいりますし、あるいは議決の延期請求、これも先ほどからのお話では一定のセーフガードをつけて、こういうことでもございまして、こういう違いというものがある。この法案にはございまして。

先ほど総裁が言われた、積極的に評価はなさっておりますけれども、我が国の政治システムの中で最大限ここまで独立性を認めてもらったという

御意見ですけれども、これはどういうことを意味されていらつしやるんでしょうか。本来はもう少し独立性がきつちとしていた方がいいけれども日本の憲法というんでしようか、そういう制度上限界だった、そう受けとめていらつしやるのか、いやもう一歩踏み込んだ方がよかったのだというふうにお考えなのか、そこは率直にいかがでしょうか。

○参考人（松下康雄君） 今回のこの制度改正におきまして、やはり我が国の法制というものの上からこういう法律に基づきましてつくられ、そして政府の認可を受けて成立する認可法人という性格の機関といたしましては、一般的にそれが従うべき幾つかの法的な意味でのルールがあるというふうになっております。その点が、例えば予算の認可でございまして、あるいは先ほど議論が出ました支店設置の認可でございまして、幾つかの認可の問題に関連しているのだと思っております。私どもの立場からは、そういう憲法にもかかわりますような法律解釈の問題につきまして御意見を申し上げるという立場でございせんけれども、問題はそういう制度の仕組みが海外におきまして同じ中央銀行の同じような問題と比べてみまして実態が、私どもの金融政策の自主性、独立性というものを見失うような内容になっていくのかどうかという点ではないかと存じます。

そこで、例えば予算について見ますと、ヨーロッパの方で一応の共通のルールのように考えております考え方の中で、もしも予算というものを事前に公的なチェックをするのであれば、それが金融政策遂行の独立性を妨げないようなセーフガードを持ったものにしなければならぬというようなことがございまして、これを今回の日銀法改正案に当てはめてみますと、それが認可の範囲の限定でございまして、それが認可しない場合の取り扱いとかでセーフガードがあらわれているように思っております。

そのほか、幾つかの認可事項がございましてけれども、全体の運用の基本の考え方として日本銀行

の業務の自主性を尊重して行わなければならないという原則が明示されている点でございまして、か、このことが金融政策の妨げになってはならないという規定が入っておりますとか、そういう配慮を加えまして制度というものが実質内容から見まして私どもの独立性を保障してくれる制度になつていきたいと思います。今後はそういうたぐえられた法律の枠の中で、あと私ども自体がどういうふうな努力をして本当に独立性の実を上げられるように運用をしてまいるかということではなからうかと思っております。

○千葉景子君 それでは、大蔵省の方にお伺いをさせていただきたいと思いますが、これも先ほどの議論が出てまいりました。今回の改正の大きな柱が独立性の確保ということになるわけですが、これも確かに独立だからといって国全体の政策に、という全く大蔵省と日銀で相対立していればいい、こういう話ではないわけですか。やはりそこには日常的にも意思疎通が十分に図られていなければいけませんし、いい意味での政策論争、そういうものがなければいけない。これは当然のことだろうというふうに思っております。

そこで、その独立性をきちんと確保するという点と、それから意思疎通なりそういうものが透明に行われるというのを担保することとをこの法律の中でどう区分けをしていくか、私はその点についてお尋ねしたいと思っております。

今、指摘をさせていただきますが、例えば予算の認可とか、それから議決の延期請求とかそういうものがこの法律では残ったというか含まれていいます。これは独立性という観点から見ると、それを阻害する要因のような気が私はするんですけれども、こういう規定が存在する理由というのは何かございまして、独立をいうこととあれば、このようにどこも徹底した独立性を付与する必要があるのではないかと、より特別の何か理由があれば御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員（山口公生君） いろいろな側面からの御説明を申し上げないと正確にならないという危

惧を私は持ちながらお話し申し上げますけれども、独立性という議論があるときに、司法、立法、行政、いずれにも属さない全くことも関係がないといましようか、そういう存在の独立性というのはあり得ない。また、この国でもそういったものの存在は認めておりません。

そうしますと、この日本銀行の存在というものの性格づけで見ますと、それが非常に公的な役割を果たしているということは万人の認めるところでございまして、そうしますと、行政的色彩といえますが行政代行的色彩というものを業務に包含しているわけではございません。そうしますと、日本銀行の行っている業務について、やはり広い意味では議院内閣制でございまして、内閣がある程度責任を持てる形でなければならぬ。

したがって、午前中も午後もお話がありましたが、人事権とかあるいは予算、監督、そういったものにとのくらのつながりを持てれば政府としては金融政策の独立性を確保しながら最終的な責任は内閣が持てるのか、国会に対して説明できるのか、こういうことになるわけではございません。だから、完全な独立となりまして人事権も勝手にやりなさいと、こういうふうになるわけではございません。ただ、日本銀行というものは株主総会もありませんから、そうすると一体だれがどうやって決めるんだという話になるわけですが、そういう存在ではないという前提に立ったときに、そこにはやはり今の憲法での方を背景にしたぎりぎり程度の内閣の責任がどういう形で担保されればよろしいのか。それで金融政策の独立性、自主性がいかに尊重し得るのかということ、こういうことを予算とかあるいは議決請求権というふうな仕組みとしてあるわけではございません。

ただ、議決請求権とは逆に、透明性ということを御指摘いただきましたが、政策委員会が重大なことを決定いたしますから、そこでの議論というものや、やはりこういう請求権という形できちん規定しておくことは逆に透明性も高めるわけではございません。しかも、それが公表されるとい

うことでございますので、そういう側面も逆にあるわけでございます。したがって、いろんな側面から各方面の御意見を聞きながらまとめさせていただいたわけでございますが、ただ、先ほどの御質問にちよつと敷衍させていただきますが、各国とも非常にその辺は長い歴史を持っていますが、改革を進めております。欧州中央銀行というものが今度新しくできると。ただ、これは国を越えてつくりますから、ある意味では我が国の中央銀行と本当に比較できるかという問題があります。

そうしますと、フランスの中央銀行、イギリスの中央銀行、ドイツの中央銀行、あるいはイタリアの中央銀行、スイスの中央銀行、各国の中央銀行をずつと見ていったときに、それぞれ今回御審議いただいておりますこの日本銀行法案より相当厳しい縛りがまたかかっているところもあります。非常に独立を強くしたところもあります。独立の強いところだけを部分的にとってみると、それは理想的とおっしゃる議論をする方も往々にしていらつしやいますけれども、各国それぞれの歴史があり、それぞれの憲法があり、それぞれの文化のつながりがあり、客観情勢はいろいろと違います。そういったところで、その国に一番フィットしたものを中央銀行の制度として取り入れていくわけでございます。

今回、いろいろな側面からの検討を加えた形で、独立性と透明性というのをキーワードにしてこういった形を御提案させていただいたということでございます。

○千葉景子君 ちよつと個別にお尋ねをさせていただきますが、一つは予算についての認可権です。

これは、同僚議員からのさまざまな質問やそれから議論もございました。内閣が最終的な責任という議論もあるんですけども、そこをさらに突き詰めますとやはり最終的には、政治の責任というのには、議会を中心にして国民に対して内閣も責任を負っていくことになるわけですね。だとすれば、予算についてむしろ例えは国会の承認事項にする、直接に。それも一つの行政の一部として、国民にあるいは議院に責任を負う一つの手法ではないかというふうに思ふんです。

そういう意味では、大蔵省も責任感を強く持つていただいて責任と一緒に負っていかなければいけない、どうもこういうことのように感じますけれども、やはりその独立性とそしてその機能を十分に発揮できる担保を法的に備えることとすれば、この予算というのも大変大きなコントロールの手段というふうになるわけですね、見方によっては。

だとすれば、財務面での独立性をより一層大きく強固するために、国会での承認ということでも最終的なチェックをさせていただくということでも私は十分に機能が果たせるのではないかとこのように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 日本銀行の経費が通貨発行益によつて賄われているということは、しばしば御説明申し上げました。したがって、それを公的に何らかのチェックをする必要があるという点については、大多数の方がそういうふうにお感じになると思ひます。

ただ、このチェックが金融政策の独立性や自主性を阻害してはならないということももう一つの要請としてあるわけでございます。御提案申し上げておりますのはそこでセーフガードのついた、あるいは理由を公表するとかいうような形で、限られた形での認可制でございます。それで、日本銀行の業務の遂行上、また金融環境の変化等に即応して機動的に経費予算の変更等を行える制度の方が適当であらうというふうな結論をいただきましたので、一応スキームとしては現行のスキームをベースにセーフガードをつけたという形にさせていただきます。

日本銀行の予算を国会で議論するために国会の承認制にすべきだという御意見については、そういう御意見も確かに出ておりました。公的なチェックという意味では同じでございます。ただ、本法案におきましては、日本銀行の業務、財

産の状況について日本銀行総裁等に説明を求められた場合は出席しなければならぬというふうな書かせていただきました。そこで、仮に国会承認制をとらずとも、日本銀行の経費支出については、もしそこの御議論があれば、国会の場で十分な御議論をしていただけたというふうな形にさせていただきます。

○千葉景子君 そう言つていただくと、そういう形で国会で議論ができるということですから、予算自体は大蔵省の認可とする、私はどうも明確な理由というんでしょうか必要性が、これがいまひとつ納得できないというのか、あるのかなという気がするんです。

何か多少なりともコントロールをきかせよう、大蔵省のもとに置こうという気持ちはないと思ひますけれども、システムとしてやはりそこに緊密なコントロールでもしない何か余地を残してある、そんな気がしないでもないんですけれども、それは少し考え過ぎなんではないでしょうか。

○政府委員(山口公生君) この経費予算につきましては、何度でも申し上げておりますように、対象を限定し、また認可しない場合は公表するというセーフガードをつけておりました。それでも何かたくらんでいのではないかとこのようにお感じになるのは、私の方としては非常に残念なことでございます。私の方としては、先ほども申し上げましたように、日本銀行の業務遂行にかなり機動的に対応するという場合も必要であらうというふうなことで、現行制度を基準に、ベースに案を出させていただいていくというところでございます。

また、国会が全く議論もできないのかというふうな御議論については、それについては説明をするという仕組みにさせていただいておられるというところでございます。繰り返していただいておりますが、そういう説明にさせていただきます。

○千葉景子君 もう一点、議決延期請求権についてお尋ねしたいと思います。

これも、先ほどからきちつとしたセーフガードをつけて、そして認めているということとはもう十

分お聞きしたんですけれども、これも日銀の政策委員会が体制を非常に強いものにして、そして金融政策について自主的な、そして独立した決定を行うというところになるわけですね。この議決延期も、逆に今度是非常にきついセーフガードもつけて、そしてこれも欧州などでもそうめつたにめつたにという可使われないことがないというほどのやたら持ち出す話ではないということになります。この議決延期請求を残して法に規定をしておく理由というんでしょうか意味、これがいまひとつ不明確だと思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 議決延期請求権につきましては、中央銀行研究会、金融制度調査会等を通じて、御指摘のようないろいろな議論がございました。

政策で政府と日銀の間で意見が異なつたときに、どのように調整するか。政府の経済政策と日本銀行の金融政策が整合的なものであることが望ましいということと、日本銀行が独立であるということとをどうやって調整するかということが議論になったわけでございますけれども、そのときに議決の延期を求めることができるようにする。

ただ、ドイツの場合には、政府が議決の延期を求めますと、自動的に次の政策委員会まで延期されてしまふという、そういう強権的な部分があるわけでございますけれども、それでは独立性というものが十分確保されない。したがって、政府が延期を請求した場合においても、その採否は政策委員会が決定するというところで独立性を侵さないようにする。

それでは、なぜそういうことにするのかといいますと、結局過程を明らかにすること、透明性の確保を図ることが非常に重要なことだということでございます。要するに政府がそういう見解を発表し、それは十分議論した上で政策委員会としてはとらない、あるいはとるといふことが後々公表されるわけでございますので、そう

いう目に見る形で議論をするということが重要なのではない。結局この趣旨は、政策委員会が決定をするに当たって政府の見解というものを十分に聞く、聞いた上でどのように判断するかは独自の政策委員会の全く自主的な御判断という、こういう仕組みであるというふうに理解されるわけでございます。

具体的に、この政策委員会が実質的にすべてを議論し決めていくということになりますと、もちろん事前にいろいろな資料等が配られて、政府として十分な検討をして出席するわけでございますけれども、必ずしもその議論の帰趣がどうなるかというものは、これは全く予断を許さないわけでございます。そういう場合の一定期間の検討のために必要な時間、その場で政府としてはもちろん議決権はないわけでございますけれども、あるいはさまざまなことについて、例えば財政の執行状況でありますとか、国際金融の情勢でありますとかというところについて審議委員が御判断するに当たり、政府から事情を聴取するというところもあるわけでございますけれども、そういう場合に十分な説明を行う時間を与えられるということがこの趣旨だろうと思うわけでございます。

結局、この仕組みというのは、政府の見解というものを政策委員会が十分に聞いた上でそれで決断をしろと、そういう配慮が必要だということではなからうかというふうに考える次第でございます。

○千葉景子君　もう時間ありませんので、また機会がありましたと思っておりますが、政府の意見を十分に、対立するときはオープンに、それは、別にこの制度ということではなくて、政策委員会が日常的にもそういうものも全部含み込んで当然政策決定をなさるものだというふうに思いますが、何かこれだけ残っているという感じがします。規定をされているというのが非常に唐突な感じもするわけですが、この点についてはまた議論の機会がございましたら、させていたいただきたいと思っております。

総裁にもまだまだお聞きしたいこともあったのですけれども、時間でございますので、きょうはここまでさせていただきます。

○吉岡吉典君　五十五年ぶりの全面改正ということで、法案も新日銀法案という形で出されております。こういう機会に私は、日銀の過去、現在そしてこれからの日銀という目で、五十五年ぶりに新しい日銀法をつくらうというなら見ていく必要があるだろうと思っております。

そこで最初に、もうさんざん衆議院でもここでも議論になりました現行日銀法です。これはもう戦時立法だということではいろいろ議論になりました。一体どういう目的でつくられたのか、私も改めて当時の会議録を読み直してみました。そして昭和十七年の委員会での提案理由説明を質屋大蔵大臣がやっておられますけれども、これを見て、片仮名だとかその内容よりもっと驚きました。大臣はごらんになったことがあるかどうか知りませんが、参考までにちょっと長いけれども、その一部分を紹介してみます。

大東亜戦争ヲ完遂シ高度国防国家体制ヲ完成シ、進シテ大東亜共栄圏ヲ確立スルト共ニ、將來久シキニ互ツテ是ガ維持発展ヲ期シマス為ニハ、我が国金融並ニ経済ヲ愈々総合的ニ且ツ計画的ニ運営スルノ体制ヲ確立スルコトガ極メテ緊要デアリマス、是ガ為ニハ先ヅ以テ中央発券銀行タル日本銀行ガ我が国通貨金融制度ノ中核トシマシテ、政府ト一体的關係ニ立チ、国策ノ嚮フ所ニ即シテ通貨ノ調節、金融ノ調整及信託用制度ノ保持育成ノ責ニ任ジ、進シテハ大東亜共栄圏全体ノ金融ノ中心機關タルベキ任務ヲ果シ得ルヤウ其ノ体制ヲ整備スルために、この日銀法を制定するのだというのが制定に当たっての提案理由説明であります。それで、議論になりました一部改正も戦後行われました。そして、現実対応をしたという先ほど答弁もありました。しかし、基本はこの日銀法をもって戦後五十年貫いてきたんですね。その目的は、大東亜戦争の完遂、大東亜共栄圏の金融のセ

ンターとしての日銀だと。

こういう目的でつくった銀行法のもとの総裁として、総裁、いろいろ国際舞台にもお出かけになったわけですが、少々体裁が悪いという感じを持たれたことはなかったのかどうなのかということを含めて、一体なぜこれが五十年も続いたのか。本当にこれをやめなきゃならないということ考えた者が大蔵省にも日銀にもなかったのか。いろいろ経過は知っていますよ、改正の経過があったことは。しかし、こんな法律ではこれはもう格好つかぬというのでやろうというほどの人がなかったから今に至ったと私は思います。

私は、一九九〇年六月二十六日の内閣委員会で、ほかの法律も調べてみたら、例えば東条総理が大東亜戦争完遂のためにという目的で提案理由説明をやった法律がこれ以外にもあったんです。それで、こういう法律は、本来戦後直ちに、少なくとも憲法制定時に廃止し、抜本改正をやっておくべきものではなかったのかと、それがいまだにあるのはこれはどうにもならない、直ちにこういうのを改めるべきだと提案しましたら、海部総理が賛成だといってその翌年に許可認可等臨時措置法という法律は廃止されました。だから、そういう問題意識を持てばやれたんですね。

この日銀法は、なぜ戦後五十年も生き続けたのか私は不思議ですが、総裁、お答え願います。

○参考人（松下康雄君）　この日本銀行法は、戦後におきまして経済、金融の日本の全体のシステムが百八十度転換をいたしました後に、新しい時代の要請に応じべく日本銀行の政策委員会制度というものを導入した目的で改正をされてございます。

その政策委員会の制度の導入によりまして、金融政策の責任は日本銀行がこれを持つという体制に切りかわりました。その後いろいろと、法律の運用上は問題なしとしなかったと思っておりますけれども、各方面の御理解を得ながら今日までこの法律下で運用をいたしてまいりましたところでございます。さような次第でございますので、私自身とい

たしましては、今回私どもの願望が実現をするような法律全面改正が行われるということは大変喜ばしいことであり、またこれを機会に、私どもも一層努力すべきことであると存じているところでございます。

○吉岡吉典君　私は、さっき戦後改正が行われたことも知っていると言いました。その上で、しかしこの法律はどういう形で制定された法律かということでお伺いしましたけれども、何らこれについて問題なしとお考えだった模様です。ですから、それはそれでいいわけですが。

戦後、日本の国は戦争への反省を出発点にしてやってきました。この日銀法制定の理由を見まして、それじゃ、こういう役割を果たさせられた日銀は、戦後どのような事態についての反省ないし総括をやられたのか。これが知りたくてあの日銀百年史も改めて目を通してみました。しかし、戦争時代について何らの反省的な言葉もないわけで、これは一体どういうことかなと思いましたが。今の総裁の答弁を聞いて、日銀の認識というのがよくわかりました。

今度は、大蔵省にお伺いしますけれども、山口銀行局長、私がお伺いしたいことを自分で立てて自分で答え願った部分があるので、それを踏まえてやります。先ほど、千葉議員の質問について、何ら苦痛を感じなかったのかという疑問が出てくるでしょうがという前置きしてお話がありましたね。要するに、それは実際面では現実的な対応をしていたのだと基本的には問題はないんだというお話だったと思います。ただ、国際的には法律面でも現実対応をきちっとしておかなければならないんだ、こういう趣旨だと思っております。事前に大蔵省の説明をお伺いしたときにも大体同じ趣旨だったわけですね。

そこで、私は山口局長にお伺いしたいわけですが、今度の五十五年ぶりの改正というのは実際運用面で行っていることを法律の上でもきちっとするということなのかどうなのかということ、これをちよっとお伺いします。

○政府委員(山口公生君) 確かに、先生おっしゃいますように、十七年に基本的につくられている法律を見ますと、政府が広範な監督権を持ち、また役員の解任もできるように読める規定になっている、あるいは立入検査権があるなどの強制的な色彩とも言える規定を置いております。ところが、現実にはそれは発動されておりません。

そういうことで、今回五十五年ぶりの改正でございますが、現代にふさわしい、今例えは公定歩合の議論が出ますと、それは日本銀行の所管の話ですということで大蔵等も御答弁なさっておりますし、現実には日本銀行の独立性ということも尊重しながらやってきておりますので、そういった形のものを選びつつ法律の上でも明確にしておく必要があるというふうに思います。

○吉岡吉典君 今、若干補強しての御答弁でしたけれども、さっきの答弁も私聞いていますと、千葉先生の答弁のときにも、大蔵省の側も現実対応は基本的には改めていたと、日銀の側から見ても現実的には問題がなかったということだとすると、今の日銀法というのはもうお化けのような形だけあって中身がないものだということにしかないわけですねけれども、私は、毎日毎日、日常の運営上これに支障があったというふうには思えませんよ。しかし、こういう現行法があるために、今度の日銀法改正のときにもいろいろな人が取り上げるような出来事があつたんじゃないんですか、日銀側から見ても。

例えは有名な金丸発言、公定歩合は日銀総裁の権限だと言われるが、首相はオールマイティーだ、首相の言うことを聞かない日銀総裁は首を切ると言ったんでしょう。こういうのは、毎日毎日そんなことは起こっていませんよ。しかし、こういう発言がやっぱり日銀側から見ればいろいろ影響を及ぼしたわけでしょう。これは苦痛を伴わない出来事だったんですか。

これもよくこのところ議論になるわけですが、橋本元大蔵大臣、現総理が金利引き上げを白紙撤回させると言ったこともこのごろ盛んに書き立て

られているでしょう。こういう出来事というのは、これは現行法のいろいろな規定があるからこういう発言も飛び出し、またそういう規定があるからいろいろ意味を持つわけですよ。

そういうことを挙げればもう時間がなくなってしまうから私一々は挙げませんけれども、そういうさまざまな出来事を踏まえて、なおやはり現行法は戦後は改めた運用になっているから問題なかったというのが総裁の認識ですか。総裁は、日銀総裁であると同時に大蔵省側ですから、自分ではなかなかどっち側にも言いにくい立場ではあるうと思えますけれども、やっぱり総裁であれば日銀の声をききつつもやっぱり総裁である、私のところへ説明に来るとき、日銀の人々の話はそんなのききな話じゃありませんよ。やっぱり日銀の声をききつつもやっぱりいい。

○参考人(松下康雄君) 先ほど申し述べましたように、この日銀法につきましては、各方面の御理解を得ながら慎重な運営がなされてきたわけでありまして、もちろん実態に既に合わなくなつた法律がいつまでもそのまま結構であるということではできないわけでございます。

私どもとしては、これは私は日銀総裁として、日銀の立場で申し上げておりますけれども、やはり戦後できるだけ早い時期にこの法律の改正を望んでまいつたわけでございますけれども、ただ何回か行われました実際の改正のための準備の作業も、その都度いろいろ意見の一致を見ないというような事情から実現するに至りませんで、やむなくこの法律をもつて、運用でこれを適用していただいてまいつたわけでございます。

したがいまして、今回これがやはり今後の金融経済の国際化、自由化がさらに進むことを考えてみましても、また中央銀行というものが非常に難しくなつてまいります金融界で信頼を確保してまいりますためには、きちんとした内容の根拠法を持つということとは極めて重要なことでございまして、そういう点から、日本銀行の独立性に関しまして国民や市場参加者の信頼を改めて確保いたしま

す上で、今回の改正は私は本当に時宜を得た、待ち望んでいた改正であると思っております。

○吉岡吉典君 この現行日銀法を五十五年ぶりに今改正する動機、これは一体どこにあるのか。これは大蔵省側にお伺いしたいと思ひます。

私がいろいろ受けた説明、それから衆議院での議論等いろいろありますが、いろいろな理由、動機もあると思ひますが、結論的に言つて、やはり国際化時代に十分対応できる日銀法にしようというところであり、それを突っ込んでいくと、結局日本の金融市場の信頼を高めるためにききつつとした日銀法にしておく必要がある。別の言葉で説明する人は、ビッグパンの体制整備ということだ。山口銀行局長の答弁でも、ビッグパンに備えるためという言葉が衆議院の速記録では出ていたと思ひます。

衆議院の速記録を読みますと、参考人からは、今回の日銀法の改正というのはビッグパン推進の重要な部分だ等々の指摘もありますし、銀行協会の会長は、ビッグパン推進にとって我が国中央銀行である日本銀行は重要な役割を果たすことが期待される、こういうふうにならされていくわけですね。今の時期にこれをやろうということでもま

とまつたその動機、狭い意味の動機、これはやっぱり大体そういうことだといひたいですか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生御指摘のように、世界はグローバル化した世界の金融資本市場となつてまいつております。二十一世紀に向けて、我が国の金融資本市場が自由かつ透明で信頼できる市場になることが緊急の課題になっております。

したがいまして、今先生の御指摘のように、その中心的な役割の一つであります日本銀行が、やはりそうした新しい時代を迎えるに当たつて法律も変え、体制を整備する必要があるというふうなうかというふうな思つております。

○吉岡吉典君 私は、日本の中央銀行が世界から信用される中央銀行になることはまことに結構なことであつて、それがまずいなどということとはこ

こで言うつもりは全くありませんけれども、もう一つの側面がどうなるか。これはもう時間が来ましたから、第二回戦、第三回戦で質問させてもらふことになりまふけれども、今度の日銀法改正という問題は別の面から言つても、バブル崩壊後の日本の金融危機、起こつた一連の不祥事件、大蔵省の一部幹部の人を含めての国民の批判から金融行政の改革、大蔵改革というふうなことが問題になり、そういうものの面から進んでいったのが金融ビッグパンという問題になり、また金融監督庁の設置あるいは日銀法の改正になったという流れがあると思ひます。これは、今の日本に起こつた出来事から日本国民が求めていたことでもあると思ひます。

そこで、これまでの議論を振り返つてみますと、それにどうしたかという発想はほとんど議論にもなつていなくて、ビッグパンにどう備えるかという面であり、これはやはり日本の中央銀行が、本場の国民が求めているものに向かつてどういう中央銀行にするかという問題意識でなく、ビッグパン、ビッグパンという方向に向かつていると思ひます。ビッグパンにいつて私の考え方は前に述べさせていただきました。

私がかき買つた日経ビジネスによりますと、ビッグパンの結果、五年後に残る会社はどこかというので、金融ではこう書いてあります。「自由化された世界の市場で戦つてきた米系金融機関が世界の金融業界でますます幅を利かせる。」「金融ビッグパン」の動きが始まつたばかりの日本では、世界に通用する実力を持つてゐるのはごくわずか、都銀の上位六行と日本興業銀行くらい。だと言ひて、結びのところに、「銀行では都銀や長信銀、信託などの垣根が取り払われる。持ち株会社の解禁によつて、上位都銀を中心にさまざまな金融業務を包括する形で再編が起こる。」と、これが見通しとして書かれております。私が前に言つた、大銀行はバラ色かもしれないが、決してバラ色のものだとは言えない問題を抱えていますが、その問題はもう為替自由化の議論のと

きにやりましたから。

もう一つここで言っておきたいのは、グローバルスタンダードということがずっとこのところ盛んに論議になりましたけれども、日本がグローバルスタンダードと外れているということで国際的に指摘されている問題はどういう点があるかという点、銀行業として膨大な株式を保有していること、それからデイスクロージャーがなきに等しい、こういう批判、消費者保護の体系が弱いこと、あるいはキャピタルゲインが総合課税されていないことなど、国際的にはこういうふうなことが日本はグローバルスタンダードから外れているという批判があるわけでありまして、今ビッグバン、ビッグバンというところで問題にされている点だけではないわけですね。

こういう問題に全面的にこたえる努力がなければ、今のあなた方がおっしゃるビッグバンだ、そのためにあれだこれだということでは、国際的にもこういう批判があるわけですから、信用を回復する全面的な解答ではないし、また国民が求めていることに沿った努力の方向でもないというふうに私は思います。

もうちょっと視野を広げて、何よりも国民のための中央銀行をどうやるか、また今の日本の国民が求めている、不祥事を含めた大蔵批判などにもこたえる方向をきちつとしていくべきだと私は思います。時間が来ましたけれども、大臣、一言答弁をお願いします。

○国務大臣(三塚博君) 過去がありますから現在があります。過去の反省の中から未来に向けて進むというのが国家の基本的な心構えである。そういう意味で、五十年たつての大改正でありましたが、まさに諸般の、諸情勢の反省の中から機が熟して抜本的な改正になりましたので、格段の御鞭撻をお願いします。

○山口哲夫君 各党派の皆さんからは、ほとんど総論について述べられておりますので、私は逆に各論から入らせていただきたいと思います。

まず、役員問題です。今回の法改正では、役員

集会すなわち理事会ですけれども、これが廃止されることになりました。その理由と背景について、説明をしていただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 現在は、御承知のように、日本銀行の役員組織として、これととも法律上、役員集会がございまして、これとともに政策委員会がある、御承知のところでござい

ます。この際に、今度改正法のもとにおきましては、日本銀行の政策決定についての独立性が高まり、かつその中で政策委員会自体の持つ重みが従来よりも一段と高まっております。

それを具体的に申しますと、政策委におきましては、新たに政策関係の問題以外に業務の遂行に關しますところの基本事項あるいは役員に關する人事、そういったものが権限の中に入っております。わけでございます。すなわち、日本銀行全体の行務の運営と政策の決定と、この二つの面におきまして権限を政策委員会に集中いたしました。その反射といたしまして役員集会、理事会と申しますものが、これはもう置かないという建前にいたしましたところでございます。

○山口哲夫君 日銀の最高意思決定機関というのは政策委員会ですね。しかし、この政策委員会につきましては、これまで単なる追認機関ではないのかと、そういう批判が随分ありました。つまり、役員集会、理事会ですね、そこで事実上決定が行われている、そういう疑問が各界から寄せられておたことは事実だと思ひます。また、スリーピングボードではないかという批判が従来からなされてきたと思ひます。なぜ、このような批判がいろいろなところから出てきたのか。その辺について、いかがお考えでしょうか。

○参考人(松下康雄君) その点につきましては、一つの考えなければならぬ点、政策委員会におきましては、議事の内容につきまして、従来これを公表してまいっていないという点であらうと思ひます。

政策決定をいたしますと、その結果につきまし

て、また背景につきましては、私、記者会見をいたしましたし説明もし、また資料もお出しをいたしておりますけれども、いわゆる議事要旨の公表ということは行われておりませんがために、実際は政策委員会の中でのいろいろと活発な議論をいただいているわけではございません、それが外に知られない。その公表しないということの一つのねらいは、公表しないからこそ自由な立場での積極的な議論が確保されるということもあると思ひますけれども、やはりそれが政策委員会は実際動いていないのではないかと批判の一つの原因になったのではないかと思ひます。

この点、新法のもとにおきましては、政策委員会における政策の議論は議事要旨として公表され、将来は議事録そのものも公開をされるということでございます。これによって政策委員会の本当の役割というものが一般に御理解いただけるようになると思ひます。

○山口哲夫君 政策委員会における議論の内容が表に余り出されていない、だからどういふ議論をされているか一般にはわからないんじゃないか、そういうお考えのようではなかつたかと思ひます。実際、いろいろな雑誌とか新聞を読んでも、

す、やっぱり事実上の決定権を持っていたのは役員会ではないのかと。役員会でもう大體議論をされて、こういう方向でいこうという根回しが終わつて、それが政策委員会にかけられて、政策委員会はそんなに深い議論をしないで追認のような機関で過ごしてきた。いわゆるツープードの弊害というものがあつたということが、私はやっぱりそういうことが出てきたということでは、そういう背景が日銀の中にあつたと思ひますが、どうでしょうか。

○参考人(松下康雄君) この日銀の理事会の役割は別にまたございまして、今の政策決定問題につきましては、やはり実質の議論をいただくのは政策委員会でございます。これも当日一回

の議論で全部終わるというふうには限られておりません。私はここに就任いたしましたからそう長くございせんので、経験のいたしました政策委員の機会というものがごく少のうございせんけれども、実際に私の経験におきまして、非常に活発な御議論をいただいております。

これはどうかかわりませんけれども、今の委員は都市銀行それから地方銀行、農林業、商工業にそれぞれ経験を持った方々から選ばれるという建前でございますので、そういう点で、恐らく世上一般には、何らかそういう一種の業界代表的な御議論があるのではないかと思われた面があつたのではないかと。その点につきましても、今後の新法におきましては、そういう業界的な色彩は一切排除をいたしまして人選が行われるということになりますので、もしもそういう点の一般の誤解がございましてならば、それは払拭していただけたらと思っております。

○山口哲夫君 総裁がおっしゃるようなことであれば、答申の中でどういふ文章が出てくるはずはないと思ひます。

「日本銀行法の改正に関する答申理由書」というのがあります。これは平成九年二月六日、金融制度調査会の答申ですけれども、こう書いてあります。「役員集会で」といふのは理事会ですね。「役員集会で事実上重要な意思決定が行われている状況」を改め、政策委員会の活性化を図るべきとの批判がある。こうした批判に應え、政策委員会がその機能を十分發揮できるようにし、これを活性化するためには、役員集会を廃止し、政策委員会に権限を集中し、名実ともにワンボードとすべきである。」と、こういうふうな書かれていたんですね。私の言っていることが、たまたま答申の中にもはつきり書かれていたんですが、いかがですか。

○参考人(松下康雄君) その答申の内容につきましては、一つは先ほど申し上げましたような、政策委員会が判断決定をされる事項が拡大されるということ、その反射といたしまして行内の役員

の役割は、政策委員会において決定をされた基本の方針に基づいて行内のものもろの業務の遂行をいたすというふうに変わるということ、そのことも含めての御指摘ではなからうかと思ひます。

○山口哲夫君 これまでの日銀の内部においては、私が言ったように、また答申で明らかにしているように、ツーボードの弊害というのがあったという、その上に立つて役員会をなくしようという答申が出て、今回なくしたと思ひますよ。総裁、いろいろとお答えになりますけれども、私はそう思ひます。

日本銀行の独立性に関する研究会、ここでも同じようなことを書いていますね。「役員集会の廃止により、日銀の政策決定機構は名実ともにワン・ボードに改められるが」ということは、今までツーボードだったということだと思ひますよ。「その後も役員として理事制度を存続させることは不適当であり、廃止することが望ましい」と、こういうふうな研究会でも書かれているわけですよ。

ですから、あらゆるところでそういう過去のツーボードの弊害というのを認めているわけですからね。やっぱり、そういうことがあったということはお認めになった方がいんじゃないでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 私も、これまでのツーボードシステムが今般の独立性の強化の観点から見まして甚だその機能が十分に行われない懸念がございますから、これをワンボードにいたしまして、そこにごさいますような名実ともに政策委員会を最高の意思決定機関にするということは、私どもの業務の内容につきまして非常にすっきりとした改善に相なるものと考えておりまして、今度の新しい制度を効率的に運用していくように精いっぱい努力したいと思ひます。

○山口哲夫君 はっきりとそういうツーボードの弊害があったということはお認めにならないようですけれども、しかし今のお答えからいいますと、今後はそういう弊害のないようなワンボード

でいかなきやならないという、事実上そういうお答えだったというふうな思ひます。

そこで、いわゆる理事会というものがなくなるわけですけれども、その理事会がなくなるといことは理事そのものをなくするということだと私は思ひます。昭和三十五年九月二十日の金融制度調査会の答申にこう書いてあります。「本答申ではさきに述べたようにワン・ボード主義の建前上、役員としての理事はこれを認めないこととした」と。政策委員会というのがあるわけですから、ワンボードにするためには理事は必要がないということを書いているわけですね。昭和三十五年にもうはつきり書いてあるわけですね。今度の答申も理事をなくせとは書いていないけれども、理事会を廃止することだと思ひます。なぜ理事を置くんですか。

○参考人(松下康雄君) やはり、私どもの銀行の機構は大きな機構でございますので、そうして私どもの役割は法令、通達というふうなものを用いるものでなくて、現実の市場における取引また各金融機関との取引を通じて金融政策の運営、浸透を図ってまいるのでございまして、また日銀券の関連の業務、決済システムの管理の業務等非常に大きな実務を行っている組織でございます。

したがって、そういう業務の運営の最高方針を決めます、いわば民間で申せば経営会議というものに相当します政策委員会というものと別に、この業務の執行に關しまして責任を持って各分野ごとにその業務の束ねを実行するという役員機構は、これは別の観点から必要であると考えているところでございまして。

○山口哲夫君 業務の執行等については、そのために局長がいらっしゃるわけですね、今十六人くらいいらっしゃるんですか。しかも、今度は副総裁をお一人増員されましたね。ですから、総裁を補佐して業務の執行をきっちりやっていくためには、副総裁を一人ふやしたわけですから、お二人で十分総裁をカバーして業務の執行はできると私

は思ひます。いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 私どもの業務は、申し上げましたように非常に多岐にわたっておりますけれども、また実務的な観点からもよりでございますけれども、そのほかにいろいろ、今御指摘になりました国際的な関係でございますとか、また国内の金融機関との関係その他の一種の業務運営上の総合判断というものが必要であると考えております。

このような組織を機能させてまいりますために、各実務面での担当者のほかに、この実務を総括し指導する役割の役員の存在というものはやはり必要な組織であると考えております。

○山口哲夫君 それなら、副総裁は一人でもよろしいんじゃないんですか。

○参考人(松下康雄君) 今回、副総裁の増員をこの新改正法の中で定められておりますけれども、この趣旨は、近年、中央銀行間の国際的な交流あるいはいろいろの交渉、協議といったようなものが飛躍的に増加をいたしてまいりました。したがって、こういう国際会議に出席をいたしますのに私一人ではなかなか手が回りかねるところでございまして。

しかし同時に、そういう中央銀行間の国際会議におきましては、出席者のレベルがある程度そろっている必要がございますので、ヨーロッパのよう非常に近接したところでありまして総裁が週末に簡単に集まって総裁会議をいたしますけれども、そこに日本から参加をしようとしたとするとなかなか毎回は参加できません。そういう点を考慮いたしまして、そういう国際的な協調、業務、連絡その他に当たつても副総裁という役割を持った役員がいることが非常に望ましいと考えているところでございまして。

○山口哲夫君 今、政府が行革でもつていかにその機構を縮小しようかという中で真剣に議論をしている最中ですね。そういう中で、日銀法の改正によつて逆に日銀の機構が大きくなっていく、そういうことについてはどうも納得がいかない。

確かに、副総裁はお一人よりお二人いらつしやうた方が総裁も楽でしょうけれども、しかしこれまでお一人で十分やってきましたから、副総裁二人は要らないだろうし、しかも理事会を廃止せよと言われてるのに理事を置くということはどうしても理屈に合わない。ですから、私はやっぱり理事というものはなくするべきである、そういうふうな考えです。

さてその次に、監事の方に移らせていただきましたと思ひますけれども、監事はこれも一人ふえるんですね。今までは二人以上というのが今度はこの監事の役割というのはいかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 現行法におきましては、「監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス」ということになってございまして。

具体的に申し上げますと、現在、監事は定数が五人おりますが、毎週二回程度の監事集を開きまして、執行部から業務に関する重要事項や内部検査の結果等につきましての報告を受け、業務全体の執行状況の監査をいたしております。

また、監事は定期的に本店や支店の帳簿、有価証券、現金などの検査を行っておりますが、毎事業年度、政策委員会が決定しました決算書類を監査し、これに意見を付して、総裁を通じて大蔵大臣に提出しているところでございまして。これが現状の監事の役割でございます。

○山口哲夫君 私の勘違いです。監事は二人以上、それで五人置いていたというわけですね。今度では三人以内ということで二人減らすということなんですよけれども、この監事の役割が高まったということは結構なことだと思ひますが、逆に監事の存在というのが日銀の政策決定に微妙な影を落とす心配はないだろうかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 改正法案におきましては、日銀の独立性を尊重するという観点からと伺っておりますが、現行法にあります大蔵大臣による検査を廃止いたしました、これにかえて監事

の監査を活用するということになるという点、監事の職務は従来以上に重要になっております。

また、監事の任命につきましても、主務大臣任命からこれは内閣任命ということになりまして、任期も三年から四年に変更されているところでございます。関係の条文を申し上げますと、五十七条でございますけれども、

大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員が行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告することを求めることができる。というようなことでございまして、従来以上に広範な監査権限を行使することになるわけでございます。

○山口哲夫君 監事の役割が強化されたということは結構ですけれども、逆に日銀の独立性に対して支障を来すような心配はないものなのか。特に、先ほども申しましたように政策決定に何か影響を来すようなことはないのか。

さつき申しおくれましたけれども、理事そのものを廃止しないというんですけれども、理事会は廃止せよと答申でも言われた。しかし、理事だけは残しておく。こっちの方は業務の執行の立場でやっていただくんだというんだけれども、その理事そのものがまた政策委員会的な役割というものを持つ危険性というのが、やっぱり残しておけばどうしても出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、その二つについてどうでしょうか。

○参考人(松下康雄君) ただいまの監事の役割でございませうけれども、これは従来でございまして大蔵大臣によって日銀の検査が行われたわけでございませうけれども、これを大蔵大臣の検査にかえまして大蔵大臣が日銀の監事に対して違法行為等がないかどうかのチェックを求めるということでございまして、それは日銀内の組織によるそういう違法行為等のチェックでございまして、この点では独立性はむしろ強化をされることになると思

います。

それから次に、理事の職務でございませうけれども、この理事がまた隠れたツーボードというようなことになりませんように、私どもは内部におきまして厳格に十分これは見てまいるつもりでございませう。

○山口哲夫君 監事の最後の質問でございませう。最近、監事の交代がありましたね。新しく来た監事の方、その御経歴をちょっと教えていただけませんか。矢崎新一さんという方です。

○参考人(松下康雄君) 矢崎新一氏でございまして、前職は会計検査院長でございませう。その前は公務員でございまして、元防衛事務次官、その前に大蔵省主計局次長というような経歴の人物でございませう。

○山口哲夫君 今お話があったように、防衛事務次官、会計検査院の検査官、これはいずれも大蔵省の指定ポストだそうですね。そういうふうになつておられます。そういう方が日銀の監事になるわけですね。私は、大蔵省のOBが日銀の監事を務めるということは、有形無形に日銀の政策決定に影を落とす危険は多分にある、そういうふうにかえまされども、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) いろいろと任命に当たりますので、私ども、ふさわしい人を選んでおりますので、その出身がどうかから政策あるいはポリシーが曲がるということはないというふうに思っております。

○山口哲夫君 そういうきれいなことでは済まないから、今天下り人事に対する批判が出てくるわけですね。まあ全日空の話じゃないけれども、天下りということについては相当慎重を期さなければ、せっかく日銀法を改正しましても日銀本来の独立性というのは私はどうしても損なわれる、そういう心配があります。

今後、大蔵省出身者を日銀の方に天下りさせることについては十分慎重を期していただきたいと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 人材というのは、人格識

見等を勘案しながらそれぞれの機関が、それぞれの企業が養成をし、行われていくものと理解をいたしております。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

平成九年六月十一日印刷

平成九年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局